

令和4年第2回（6月）定例会

東伊豆町議会議録

令和4年 6月8日 開会

令和4年 6月9日 閉会

東伊豆町議会

令和四年

第二回〔六月〕定例会

東伊豆町議会議録

令和4年第2回東伊豆町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月8日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○議会運営委員長の報告	3
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○所信表明	6
○行政報告	1 2
○一般質問	1 8
楠 山 節 雄 君	1 9
鈴 木 勉 君	3 1
笠 井 政 明 君	3 6
須 佐 衛 君	5 2
内 山 慎 一 君	6 8
○散会の宣告	8 1

第 2 号 (6月9日)

○議事日程	8 3
○出席議員	8 4
○欠席議員	8 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 4

○職務のため出席した者の職氏名	8 4
○開議の宣告	8 5
○議事日程の報告	8 5
○一般質問	8 5
藤 井 廣 明 君	8 5
栗 原 京 子 君	9 7
西 塚 孝 男 君	1 1 1
山 田 直 志 君	1 2 4
○議案第 2 6 号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	1 4 3
○議案第 2 7 号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町宮稲取海浜プ ール）	1 4 6
○議案第 2 8 号 公の施設の指定管理者の指定について（熱川温泉しおかぜ広場）	1 4 8
○議案第 2 9 号 財産の取得について	1 5 0
○議案第 3 0 号 令和 4 年度東伊豆町一般会計補正予算（第 2 号）	1 5 2
○議案第 3 1 号 令和 4 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	1 6 2
○議案第 3 2 号 令和 4 年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）	1 6 4
○報告第 1 号 令和 3 年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につい て	1 6 8
○報告第 2 号 令和 3 年度東伊豆町水道事業会計予算繰越計算書の報告について	1 7 0
○同意案第 1 1 号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について	1 7 1
○諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について	1 7 2
○常任委員会所管事務調査の報告について	1 7 3
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	1 7 7
○閉会の宣告	1 7 8
○署名議員	1 7 9

令和4年第2回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和4年6月8日（水）午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 所信表明

日程第 5 行政報告

日程第 6 一般質問

1. 1 番 楠 山 節 雄 君

1) 町長の政治姿勢について

2. 1 2 番 鈴 木 勉 君

1) 行政運営について

3. 2 番 笠 井 政 明 君

1) 当町におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）の取り組みについて

2) 通学路の安全確保について

4. 7 番 須 佐 衛 君

1) 町長の政治姿勢について

2) 観光地としての課題について

3) 幼稚園の統合について

5. 1 0 番 内 山 慎 一 君

1) 町長の政治姿勢について

出席議員（12名）

1 番 楠 山 節 雄 君

2 番 笠 井 政 明 君

3 番 稲 葉 義 仁 君

5 番 栗 原 京 子 君

6 番 西 塚 孝 男 君

7 番 須 佐 衛 君

8 番 村 木 脩 君

1 1 番 藤 井 廣 明 君

1 3 番 定 居 利 子 君

1 0 番 内 山 愼 一 君

1 2 番 鈴 木 勉 君

1 4 番 山 田 直 志 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岩 井 茂 樹 君	副 町 長	鈴 木 利 昌 君
教 育 長	横 山 尋 司 君	総 務 課 長	村 木 善 幸 君
企画調整課長	森 田 七 徳 君	住民福祉課長	鈴 木 尚 和 君
住 民 福 祉 課 参 事	前 田 浩 之 君	健 康 づ く り 課 長	齋 藤 和 也 君
健康づくり課 参 事	齋 藤 徳 人 君	観光産業課長	山 田 義 則 君
建設整備課長	齋 藤 匠 君	教 育 委 員 会 教 事 務 局 長	梅 原 巧 君
水 道 課 長	鈴 木 貞 雄 君	水 道 課 技 監	桑 原 建 美 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福 岡 俊 裕 君	書 記	榊 原 大 太 君
--------	-----------	-----	-----------

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（稲葉義仁君） 皆様、おはようございます。

議員の皆様におかれましては公私ともにお忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、町内経済が受けた影響は計り知れないものがございます。一方で、ワクチン接種機会の増加や医療提供体制の充実等により、感染症の克服に向けた動きが徐々にではございますが、広がりを見せております。ウィズコロナからポストコロナへの歩みを進める中で、引き続き感染拡大防止を図りつつ社会経済活動の正常化に向け歩んでいく必要があることから、本定例会におきましても、マスクの着用や手指を清潔に保つなど皆様に御協力をいただくとともに、健康に十分御留意され審議に臨んでくださいますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和4年東伊豆町議会第2回定例会は成立しましたので、開会いたします。

◎議会運営委員長の報告

○議長（稲葉義仁君） 議会運営委員長より報告を求めます。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会より、令和4年第2回定例会の運営について御報告いたします。

まず、本定例会には9名の議員の方々より17問の一般質問が通告されております。一般質問の趣旨をよく理解され、円滑に質疑・答弁がなされますよう御協力をお願いします。

なお、本定例会では一般質問については、時間60分以内、一問一答方式で行います。終了後、新型コロナウイルス感染症対策として休憩を取り換気を行います。

また、町長には反問権の行使が認められております。なお、反問権に要する時間は制限時

間の60分には含みませんので御承知ください。

また、質問通告者の中で掲示板の使用願及び資料配付の願いが7番、14番より出されております。

本定例会の提出案件といたしまして、条例の一部改正が1件、指定管理者の指定が2件、財産の取得が1件、補正予算案が3件、報告2件、人事案件が1件、諮問が1件、合計11件の案件がそれぞれ日程に組み込まれております。さらに、議会からは、常任委員会の所管事務調査の報告及び議会運営委員会の所掌事務調査について上程をいたします。

なお、条例の一部改正につきましては、説明資料等により簡潔で分かりやすい要点説明とし、また補正予算の説明につきましては、一般会計がおおむね100万円以上、特別会計がおおむね50万円以上で説明することが協議決定しましたので、当局の皆さんにもよろしくお願い申し上げます。

以上の内容を踏まえて、本定例会の会期は、本日から6月9日までの2日間とします。

また、議員の服装については、当局と同様クールビズを実施します。テレビ等で見ている町民の皆さんに見苦しくないよう御配慮をお願いします。

最後になりますが、議会運営委員会の所掌事務調査につきましては、本会議の会期日程等運営に関する事項について、閉会中の継続調査といたしますので、よろしくお願いいたします。

また、本日は大勢の方に傍聴いただきまして本当にありがとうございます。議員各位には活発なる審議と円滑な議会運営を切にお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告といたします。よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（稲葉義仁君） これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（稲葉義仁君） 本日の議事日程は、あらかじめ皆様のお手元に配付したとおりであり

ます。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（稲葉義仁君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において11番、藤井議員、12番、鈴木議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（稲葉義仁君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月9日までの2日間にしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。よって、会期は2日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（稲葉義仁君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議会閉会中に提出されました例月出納検査の結果に関する報告につきましては、既に送付いたしました。

議長の出席した会議等の報告については、お手元に資料を配付してあります。会議資料については、議員控室に置きますので、御覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 所信表明

○議長（稲葉義仁君） 日程第4 町長より所信表明を行います。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 皆様、おはようございます。

令和4年第2回議会定例会の開会に当たり、挨拶を兼ねまして町民の皆様並びに議員の皆様に私の所信を表明し、今後の町政運営につきまして御理解と御協力をお願いさせていただきます。

私たちは現在、多くの課題に直面しています。人口減少も大きな課題の一つで、平成26年には日本創生会議のレポートにおいて、賀茂地域のほとんどの市町が消滅の可能性が高いと予測されました。また、地球温暖化による豪雨災害の激甚化・頻発化、地震災害のリスク増大、加えて新型コロナウイルス感染症のパンデミックやロシアのウクライナ侵攻により拍車がかかった燃料や原料の不足問題、さらにほかにも円安に起因する物価上昇など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

その中で私たちはどのように生き残りを図っていけばよいのか。「強い者、賢い者が生き残るのではない。変化に対応した者が生き残るのだ」、これは進化論で有名なチャールズ・ダーウィンの言葉です。環境が激変する中で生き残りを図るためには、自らが変化することが必要だということです。東伊豆町を次の世代に引き継いでいくためにも、周囲の変化に柔軟に対応した施策を進めてまいります。

変化といえば、江戸から明治への変化は劇的な変化でした。ちょうどそのときに書かれた「5箇条の御誓文」の第1条に記されている「広く会議をおこし、万機公論に決すべし」という言葉は、人々の声を大事にして、優れた意見を取り入れ政治を行うという意味の言葉です。今から150年以上も前の言葉ですが、その精神は、令和の時代になった今も変わりません。

令和になり、多くの課題や問題が顕在化する中で、それらに対峙し乗り越えていくためには、広く人材を求めて公正な意見に基づく政治を行うことが必要です。東伊豆町の町政においても、この精神を基本とし、町民や議会に向かい合ってまいります。

私は、町長選挙以前から町内各所において、町民の皆様からの様々な声をお聞かせいただくことができました。また、町長就任後間もなく東伊豆町行政の現状と課題について職員が

ら報告を受け、取り組まなければならない多くの課題を確認いたしました。

それらも踏まえた中で、私のこれからのまちづくりの指針は、「明日（みらい）へと希望をつなぐまちづくり」―変化・挑戦―を掲げることといたしました。そのために4つの柱となる施策により、指針の実現を目指してまいります。

それでは、柱となる4つの施策について御説明いたします。

1つ目は、「東伊豆町の安全・安心の確保」です。

災害対策については、一から再点検を進めてまいります。命を守る、被害を最小限に抑える、迅速に復旧できる体制を整えてまいります。学生時代に発災した阪神・淡路大震災の調査のために発災直後に現地入りした経験を生かし、また、東日本大震災発災後に復興の政務官として被災地の復興に携わった経験を踏まえ、当町における防災・減災対策を再点検し、必要な手だてを講じてまいります。

なお、災害から町民の安心・安全を確保するためには、東日本大震災の教訓から避難訓練が重要なものであると再認識しました。本定例会において提案いたします一般会計補正予算にハザードマップの整備費用を計上いたしました。作成後は、町内全戸に配布いたします。町民の皆様には、改めて自宅の周辺や避難路にどのような災害の危険性があるか確認をお願いいたします。

また、観光地である当町においては、災害時の避難行動において、町民のみならず観光客の安全確保も重要なものであります。人、緊急物資の輸送を確保するため、まずは東伊豆町内の道路整備を進め、加え近隣自治体や国・県とも連携を図りながら町外へと結ぶ道路整備を進めてまいります。道路だけでなく海上交通も有効となります。国や県などと協議し、特に緊急時における海上輸送の検討を進めてまいります。

また、災害時における役場本庁舎にある災害対策本部の機能維持を図ることも必要です。この点に関しても検討を開始し、対応を図ってまいります。

東伊豆町の安全・安心の確保は、自然災害に対するものだけではありません。感染症対策、健康づくり、高齢化など不安の多い福祉対策の充実も図っていかなければなりません。高齢者福祉では、在宅の高齢者が体力を維持しながら自立した生活ができるよう支援するため、デイサービス、趣味活動等を実施する生きがい活動支援通所事業など、在宅高齢者福祉事業を推進してまいります。

次に、安心して暮らせるまちづくりについて説明いたします。まずは、地域内交通のあるべき姿の検討を開始いたします。そのためにアドバイザーを招聘する予算を今回の補正予算

に計上いたしました。どのような地域内交通を実現すれば町民や観光客の移動ストレスを少なくできるのか、その検討を開始します。安心して買物ができる、安心して病院へ通院できるなど、地域内交通の整備につなげてまいります。

2つ目は、「郷土・東伊豆愛の醸成」であります。

「明日（みらい）へと希望をつなぐまちづくり」を実現するためには、町民がふるさとに誇りや愛着を持ち、東伊豆町に住んでよかったと思えるまちづくりを進める必要があります。ふるさとへの誇りや愛着を持っていただくための一つの手法として、まずは東伊豆ブランディング戦略を進めてまいります。その大きな柱になるのが、SDGsへの取組です。これまでに東伊豆町では食物残渣を利活用してきた経緯がございますが、この取組への再チャレンジも含め、ごみのリサイクルを進めてまいります。

女性が活躍し、輝く東伊豆町を目指します。地方の人口減少に歯止めをかけるヒントは、女性の活躍にあると考えます。そのため、まずは子育て環境の充実に力を入れてまいります。子育て中の母親にとって、子育ては大きな負担となっています。技術や能力を持っていても、それを発揮する機会がない、チャレンジしたいことがあっても子育てが大きな負担となり、新しい一步を踏み出すことができない、このような状況を打破するためにも、現在の子育て支援策をさらに充実させ、子育て環境の充実に図ってまいります。

国が進めるDX（デジタルトランスフォーメーション）の流れも受け止めながら、東伊豆町民の幸福度の見える化を図り、郷土・東伊豆愛の醸成につなげてまいります。

次に、東伊豆町の子供たちにしっかりと教育環境を提供してまいります。充実した教育環境の整備は、教育の向上に重要なものであります。学校の在り方を検討し、学校教育環境整備を行い、東伊豆町の子供たちが地元をはじめ世界でも活躍できる人材になれるよう、人材育成に力を入れてまいります。

3つ目は、「東伊豆町の稼ぐチカラの復活」であります。

まずは観光産業のさらなる磨き上げ、もうかる一次産業の実現、そして、ふるさと納税の拡大を図ってまいります。

観光産業のさらなる磨き上げについては、国・県の様々な支援策を踏まえ、政策効果を最大限に引き出すために「まずは自らが考える」の基本精神にのっとり、現場の声を大切にしながら効果的な施策立案・実行してまいります。

一次産業は、水産業にしても農業にしても、ふるさとの要です。地域の特性を生かした一次産業を後押しし、もうかる一次産業を目指します。

また、ふるさと納税の拡大については、まずは各課横断型のプロジェクトチームを立ち上げ、参加意欲のある者が幅広く本プロジェクトに参画できるように図ります。各課横断のみならず、民間の皆様とも連携、参画をいただきながら、チーム東伊豆町で力強くふるさと納税の成果を増やしてまいります。ふるさと納税のポイントは、一次産業のさらなる参画と6次化の成功にあります。基盤整備から組織の在り方までハードとソフトの両面で新しい流れをつくってまいります。

次に、東伊豆町の観光PRや地場産品の販路拡大対策について御説明いたします。

まずは、東京における活動が主となりますが、二子玉川高島屋ショッピングモールでの「雛のつるし飾りまつり」観光宣伝及び地場産品を使用した創作レシピによる飲食での提供、JR東日本による東京駅構内でのうまいもの市への参加、浅草千束商店街アンテナショップでの地場産品の販売及び観光宣伝など、また周辺市町で開催される物産展等への参加により、さらに観光宣伝の充実、販路拡大を図ってまいります。

トップセールスによる地場産品や観光資源である地域の魅力の売り込みも重要だと考えます。町の魅力ある地場産品を町長が先頭を切って売り込んでまいります。

新型コロナウイルス感染症のパンデミックを経験する中で、地域内で経済を回す仕組みづくりが重要だと痛感しました。まずは地域通貨等を活用し、地域内での経済循環策を図ってまいります。町内の各施策を推進するためには、それに関わる者の意識向上や技術、能力の向上を図らなければなりません。そのためには、まず知識、経験獲得機会の創出のため、講演会、勉強会、そして現地見学会等の開催を進めてまいります。

そして、4つ目は「時代変化への順応」でございます。

時代は大変なスピードで変化しています。気候変動、人口減少、デジタル社会、新型コロナウイルス感染症など、新しい環境、価値観への対応が求められております。

デジタル社会への対応については、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進します。国の施策をしっかりとキャッチアップしながら、新しいビジョンの構築と施策立案を進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症への対応については、ウィズコロナ社会に対応したまちづくりを進めます。新型コロナウイルス感染症により働き方が大きく変化いたしました。当町におきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、ワーケーションの推進を図り、移住者や関係人口の増に努めてまいりました。引き続き町内で活動するこれらの方々の支援を図ってまいります。

まずは、移住・定住への入り口となる関係人口の潜在的なニーズを掘り起こすために、単なる観光ではなく、当町に通い地域振興に役立つ活動をしてくれる方に対し、交通費の一部を補助することとしました。関係人口を増やす上で重要なのは、町外から来られる方々と東伊豆町民との相互理解と協力です。当町に興味を持った皆さんを町民の皆さんが気持ちよく歓迎して交流する、誰に対しても開かれた町を目指します。

さらに、空き家バンク制度への登録者をさらに増やし、空き家物件の見える化を加速させます。既に東伊豆町では空き家バンク制度を実施しておりますが、空き家バンク登録数は十分と言えない状況です。より多くの方が空き家バンク制度に御登録いただけるよう町役場が必要な役割を担い、登録数を増やしてまいります。また、登録された物件に誰もがどこからでもアクセスでき、情報を得られるよう空き家物件等の見える化を進めます。

次に、既に東伊豆町へ移住・定住された働き手の皆様への支援策について申し上げます。町外から東伊豆町へ移り住み、働かれる皆さんは東伊豆町の大きな活力の源です。そのような皆さんが東伊豆町への愛着を持ち、東伊豆町ライフを楽しんでいただくための施策が必要です。去る6月2日には、町内の観光施設で働く若手社員や役場の若手職員などが参加し、地域の様々な方にインタビューを行い、地域の魅力を発見しつつ、町内の若者が広く交流し、仕事や生活の悩みや楽しさを共有できるような関係性を築くことを目的としたイベントが開催されました。今後は、町としても引き続きこのような取組を後押しし、町外から当町の企業等に就職してくれた若者たち並びに移住・定住された方々が東伊豆町ライフを楽しめる環境づくりを目指していきたいと考えております。

我が国は、既に人口減少時代に突入し、かつて経験したことのない人口減少、少子・高齢化が進行しつつあります。東伊豆町においても、町の人口は1975年をピークに減少し続け、令和4年4月30日現在で1万1,552人となっています。この急激な減少に歯止めをかけるためにも、「安心して暮らせるまちづくり」、「郷土・東伊豆愛の醸成」、「東伊豆町の稼ぐチカラの復活」、「時代変化への順応」などの諸政策を進めてまいります。

人口減少は、地域に大きな負のインパクトを与えるのは事実です。しかし一方で、規模が小さくなるメリットもあるはずです。意思決定までがスピーディーである、政策の効果が出やすい、行政の効率化やコストが抑えられるなど、行政はデメリットの影に隠れているメリットも把握、活用しなくてはなりません。人口減少のデメリットを最小限に抑制しつつ、メリットを最大限に伸ばすことが求められます。メリットを引き出すためには、私たちを取り巻く環境を整えなければなりません。そのためには、コンパクトなまちづくりが必要です。

これまでは人口が増加する局面でまちづくりが拡大志向で行われてきました。しかし、人口が減少する局面を迎え、中心市街地の衰退、空き家の増加、公共交通の衰退、公共施設の維持管理など様々な問題が生じ、今、新しいまちづくりの考え方に思考をシフトする必要があります。人口動態に沿ったまちづくりを進めなくてはなりません。人口減少局面において、コンパクトなまちづくりを進めます。今後は防災・減災の施策とまちづくりが一体となったコンパクトシティの検討を推進し、政策を積み上げてまいります。

少子・高齢化の進行により生産年齢人口が減少局面にある中、また、世界的に資源不足が懸念される中、施策の持続可能性を保つキーワードは、「平準化」と「シェアリング」にあると考えます。平準化とシェアリングという、今ある様々な資源を効率的に分かち合うという考え方が「明日（みらい）へと希望をつなぐまちづくり」を実現させるための処方箋です。この2本の柱を今後の施策推進の基本的なコンセプトとします。

政策について、その使い方や効果も再点検し、政策のコストに対する効果を吟味し、優先度を決め、効率的な実行を心がけてまいります。

結びに、私は町長就任時に職員に対し、この町のよさ、魅力、課題を教えてほしい、ふるとのためアイデアを教えていただきたい、これまでの経験、ノウハウを生かし新しく変えていく原動力とする、現在の状況を受け止めて皆さんと共に変えていきたい、ふるさと東伊豆をつくっていききたい、どうやって町を守っていくか、次の世代につなげていくか、皆さんと一緒に輝く、うらやむ東伊豆町をつくっていききたいと訓示いたしました。

時代が大きく変化する中で「明日（みらい）へと希望をつなぐまちづくり」を目指し、そのために必要な町の将来像をしっかりと描いて実現してまいります。オール東伊豆町の考えの下、町民の皆様、議会の皆様と一丸となった体制で立ちはだかる壁に果敢に挑戦してまいります。

改めまして、町民の皆様、議員の皆様に今後の町政の推進に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、私の所信表明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（稲葉義仁君） この際、10時10分まで休憩といたします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時10分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ、再開します。

◎日程第5 行政報告

○議長（稲葉義仁君） 日程第5 町長より行政報告を行います。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） それでは、行政諸般の報告をさせていただきます。

初めに、防災関係ですが、4月27日、年度当初の職員動員訓練を早朝実施し、125名が参加し、参集体制の確認を行いました。

今月は土砂災害防止月間となっております。6月5日には、入谷区町内会をモデル地区として、静岡県下田土木事務所職員による土砂災害防止講習会を実施したほか、各地区で自主防災会役員を中心に防災委員、住民による土砂災害危険地域の見回り、危険区域内に居住する住民への啓蒙活動を行いました。近年、全国各地で大規模な水害、土砂災害が発生しておりますので、崖地、急傾斜地を抱える土砂災害危険地域の住民の皆様におかれましては、平時から食料品等の備蓄、避難方法、避難経路、避難場所の確認、大雨が想定される場合は、事前防衛を含めた早期避難行動をお願いいたします。

また、町では停電時の備えとして、今年度までの期限限定ではありますが、ポータブル発電機、蓄電池の購入に対し補助制度を整備しておりますので、御利用ください。

消防団関係では、4月2日入団式を行い、再入団の団員を含めた新たに11名の消防団員が加わることとなりました。3月をもって退団された団員の皆様には、長きにわたり消防団活動を通じ地域貢献に寄与していただきましたことに心からお礼を申し上げますとともに、機能別消防団員への登録をお願いいたします。消防団員の皆様には、引き続き自然災害等を含むあらゆる災害に備え、訓練等を通じ消防署と消防団の連携が図られ、消防団本部、各分団、消防団員1人1人の技能向上、体制強化に努めていただくようお願いするものであります。

町としましては、想定される様々な災害に備え、災害に備えた安心・安全なまちづくりをさらに進め、減災に努めてまいります。

熱川温泉しおかぜ広場の指定管理者であります熱川温泉観光協会については、観光協会の一元化に伴い、3月末日をもって指定管理者の指定の取消しの申出がなされ、東伊豆町公の

施設の指定管理者選定委員会にて指定管理者の指定の取消しが決定しましたので御報告いたします。

なお、熱川温泉しおかぜ広場の指定管理者につきましては、東伊豆町公の施設の指定管理者選定委員会にて新たに指定管理者の選定がなされましたので、本定例会での御審議をお願い申し上げます。

次に、ふるさと納税寄附金についてですが、令和3年度実績は、延べ3,673人、2億4,423万円となり、前年度に比べ50.74%増という結果になりました。

なお、昨年度、町観光協会及び商工会により要望のありましたふるさと納税自動販売機事業は、導入メリット、採算性等から今年度予算計上いたしておりましたが、6月10日にスタートし、さらなるふるさと納税の拡大を図ります。自動販売機の設置場所は、業種ごとの検討結果により、ホテル・旅館を候補とし、利用金額等を考慮した東伊豆町観光協会の推薦により、ホテル銀水荘といたしました。明後日、マスコミ発表を行うとともに、今後、ほかの施設でもタブレットやバーコードを活用し自動販売機と同等のことができるようにいたします。観光業を中心に面的に事業を進めるのは珍しく、全国的にも注目される事業であります。

次に、企画関係ですが、今年度より新たに森本健介さんと鈴木敦士さんの2名が地域おこし協力隊として着任しました。森本さんは、主にワーケーションや関係人口の構築などまちづくりについて活動していただき、鈴木さんには、奈良本けやき公園の利活用に取り組んでいただく予定です。町民の皆さんには、任期2年目となる樋口歩実さんを加え3名の地域おこし協力隊の活動を温かく見守っていただくようお願いいたします。

また、3月に任期満了で地域おこし協力隊を退任した藤田翔さんが芝浦工業大学の学生が改修した旧ふれあいの森管理棟をMORIEという名称で、ワーケーションなどの宿泊や大学生の活動拠点、子供たちを対象としたサマーキャンプの開催などを行う施設として運用を開始しましたので、多くの方に利用していただきたいと思います。

まちづくりアドバイザーについてですが、今年度より利用者の少ない土休日の自主運行バスの運行を休止しましたが、高齢化や運転免許証の返納後の町民の皆さんの外出の足となる交通手段について検討するため、MaaSの第一人者で国土交通省の「アフターコロナ時代に向けた地域交通の共創に関する研究会」のメンバーである合同会社うさぎ企画代表社員の森田創さんをまちづくりアドバイザーとして委嘱する予定です。大手鉄道会社に勤務していた森田さんの幅広い知見を今後のまちづくりに生かしていきたいと考えております。

次に、LINEによる情報発信の開始についてですが、4月より町公式LINEの運用を

開始しました。文字情報以外の多彩な情報発信が可能になるメリットを生かして、積極的に町政情報を発信していきたいと思います。今回の補正予算では、町の公式LINEに登録することにより、町内でお得に買物ができるLINEクーポンの発行や高齢者の方がスマートフォンを購入する際の補助金交付のための費用を計上しています。将来的には、現在の情報配信メールを廃止する予定ですので、これを機会に町民の皆様にはぜひLINEへの登録をお願いいたします。

次に、税務関係ですが、5月末日で令和3年度の出納を閉鎖したところです。3年度は、コロナ減免による調定額の減に伴い、町税の収入額は前年から減少しましたが、収納率は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の拡大により、徴収猶予を受け繰り越された固定資産税などが納付された影響で前年度を上回る結果となりました。当町では、引き続き納税者の利便性を高める取組として、地方税における申告、申請及び納税等の手続をインターネットを利用し電子的に行うシステムであるeLTAXなどの活用を推進するとともに、各種税務研修への参加を通じて職員の資質向上を図り、町政運営において貴重な自主財源となる町税の確保と町民の信頼に応える納税秩序の維持に努めてまいりますので、皆様には、今後とも町税の納税に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、住民福祉関係ですが、一般家庭などからの収集ごみの排出割合やリサイクル率が県下で最も悪い部類となっており、循環型社会形成をより推進するために、4月1日よりごみの有料化を実施しました。4月30日までの猶予期間を経て、5月1日からは新しい可燃物用指定袋での排出となりましたが、各区の協力により、ごみステーションパトロールなどにより適正排出へと結びついております。町民の皆様方の御協力に感謝申し上げます。

また、4月から家庭から排出される生ごみの減量化及び堆肥化を推進するため、家庭用生ごみ処理器、コンポスト容器の購入費に対する補助制度を整備しました。町民の皆様には、この機会の御購入をお勧めいたします。

5月29日には、環境美化推進運動の一環として町内一斉のクリーン作戦を実施し、多くの町民に御参加いただいた中で、快適で住みよい環境の保全に努めていただきました。町民並びに関係各位の御協力に感謝申し上げます。引き続き身近な取組として、ごみの減量化、再利用、再資源化を実践していただけるよう御協力をお願いいたします。

交通安全関係では、4月6日から15日まで春の全国交通安全運動が実施され、4月7日には交通指導員、学校及びPTA等の御協力の下、朝の街頭指導を実施し、交通ルールとマナーの徹底を呼びかけました。参加いただきました関係各位にお礼申し上げます。

福祉関係では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援をすることを目的に、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を支給しております。令和4年3月から支給を開始し、4月末現在、対象世帯約2,050世帯に対し1,817世帯に支給しましたが、この給付金は、令和4年9月まで受け付けておりますので、支給申請がお済みでない対象世帯の方は申請をお願いいたします。

子育て支援関係では、4月1日から稲取保育園が保育所型認定こども園の認定を受け、名称を東伊豆認定こども園に変更し運営を始めました。認定こども園になったことにより3歳から5歳児の幼稚園児の受入れも可能となりました。また、稲取小学校、熱川小学校で実施しております放課後児童クラブの運営ですが、5月17日に公募型プロポーザル方式選定審査会を実施したところ2社から提案があり、審査の結果、株式会社共立メンテナンスに決定し、6月1日から運営を委託しております。

次に、健康づくり関係では、新型コロナウイルス感染症予防のための3回目のワクチン接種を1月末より実施し、5月の集団接種終了時点では、65歳以上の高齢者の方87.9%に接種していただき、町全体では72.3%の方の接種が終了したところです。また、4回目の接種につきましては、4月末に厚生労働省より方針が示され、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的に、60歳以上の方及び18歳から60歳未満の基礎疾患のある方を対象に、3回目から5か月の間隔を空けて接種することが決まりました。これを受けて当町では、現在接種体制の確保に向けて、接種券の発送等、準備を進めているところです。

次に、特定健診・健康診査につきましては、4月に対象者の方に案内を通知したところ1,609人の予約をいただきました。5月30日から9月30日までの期間のうち26日間で、役場及び保健センターを会場に感染症予防対策を講じて集団健診を実施していきます。また、秋以降には、未受診者の対策といたしまして、町内医療機関において個別健診も予定しているところです。

そのほか高齢者の健康づくりや介護予防事業の各教室につきましても、感染予防対策を講じて5月より、順次開催しております。

次に、建設整備関係ですが、二級河川白田川にかかる町道稲取片瀬線の白田川橋につきましては、5年に1度の法定点検により緊急に措置を講ずべき状態であると診断され、4月1日より通行止めとさせていただいております。地域住民の皆様には大変御迷惑をおかけしておりますが、御理解、御協力をお願いいたします。

4月13日に片瀬区町内会長及び白田区長より架け替えについての要望書の提出がございま

した。地域住民の意向は重要であると考えておりますが、架け替えの可否について判断するに当たり、事業費や工程及び問題点の整理等による検討が必要と考え、今回の補正予算に計画策定費を計上させていただきました。その上で財政負担などを確認したいと考えております。

梅雨時の災害発生を未然に防止することを目的に、県と連携して町内の二級河川である大川川、濁川、白田川及び稲取大川の河川パトロールを実施し、情報共有を図りながら河川の異常時には迅速に対応してまいります。

地籍調査事業につきましては、賀茂地域1市5町と静岡県で共同実施に関する協定を結び、平成29年度より実施しております。今年度につきましても、津波浸水区域を含む白田地区の町道白田臨港線から稲取側の国道下であります白田Ⅰ地区の0.04平方キロメートル及び稲取地区の伊豆急行黒根トンネル付近から富士伊豆農業協同組合稲取支店までの二級河川稲取大川北側であります稲取Ⅰ地区の0.04平方キロメートルについて、官民全ての筆界を確認するため業務委託する予定でありますので、対象地区の土地所有者におかれましては、境界立会等の御協力をお願いいたします。

次に、観光・商工関係ですが、令和3年度の当町の入湯客数は、前年対比で5.7%増加しているものの新型コロナウイルス感染症がおさまらない影響で、一昨年と比べ40.2%の大幅減となっております。特に令和3年8月から9月までの期間は、新型コロナウイルス感染症の第5波により、まん延防止等重点措置、緊急事態宣言が発令され、回復基調にあった観光客の入り込みに水を差す状況になりました。その後、年末にかけて客足は徐々に戻り始め、令和3年12月頃になると一旦は例年の9割まで復活するも、年が変わり令和4年に入ってから新型コロナウイルス感染症第6波の急拡大により、まん延防止等重点措置が再度発令されました。その影響により、雛のつるし飾りまつり、河津桜まつりなど大きな収益確保が見込まれる時期である2月の入湯客数は、例年の55%にとどまってしまいました。幸いにも3月21日に全国でまん延防止等重点措置が解除されると旅行客が増え始め、今年のゴールデンウィークは例年並みのにぎわいになりました。現在実施されている県民割や今後実施が検討されているG o T oトラベルなど、国・県の大型施策による経済効果を今後も期待するところですが、町としましては、国の交付金を活用した中で誘客対策事業に力を入れ、町の主力産業であります観光産業の活性化に努めてまいります。

産業団体連絡会関係ですが、5月17日から19日の3日間、岡谷市の大規模ショッピングモール「レイクウォーク岡谷」にて姉妹都市物産展が行われ、岡谷市の姉妹都市である群馬県

富岡市、岡山県玉野市と共に参加しました。東伊豆町からは、商工会から3事業者と農業団体から1団体が物販を行い、併せて東伊豆町の観光宣伝を行ってきました。

ロケ誘致の関係ですが、令和3年度に受け入れました総数は42件でありました。特にコロナ禍の影響で、町なかでの撮影が難しい状況もあり、稲取細野高原での撮影が多くなりました。所有者の稲取財産区の同意、協力を仰ぎながら23件の受入れを行っております。近々では、NHKの土曜ドラマ「17歳の帝国」が5週にわたって放送され、多くのエキストラの協力により東伊豆町で撮影が行われました。また、スタッフも多く携わっていることから、滞在期間に生じる経済効果も多く生じております。

イベント関係ですが、4月17日にクロスカントリーコーススタート付近にてグリーンフォレストマーケットが開催され、多くの人が来場し、買物を楽しんでおられました。

4月24日には町民ゴルフ大会が開催され、新型コロナ感染対策により閉会式等の式典がない形で実施されました。当日は悪天候にもかかわらず90名の方が参加され、お互いの腕を競いながら交流を深めました。

4月29日から5月1日の3日間、クロスカントリーコース及び町立体育センターを会場にレインボーディスククラブから3年ぶりに開催されました。全国的に新型コロナウイルス感染症によるイベントの人数制限などの規制解除がなされた状況でしたが、従前の新型コロナウイルス感染症対策を行い、感染リスクを低減させる工夫を行いながら開催しました。あいにく1日目と3日目に雨に見舞われましたが、3日間で延べ6,000人の方が来場され、国内外を含め総勢23組のアーティストの演奏を楽しめました。雨の影響でコース内が荒れておりますが、主催者側により復旧作業を行っておりますので御承知ください。

次に、農林水産の振興関係ですが、5月11日から松くい虫防除事業、薬剤地上散布を行っています。間隔を空け計3回の実施となります。近年、1月からの積算温度が高く、昨年同様、松くい虫による被害が多くなることが想定されることから、景観の重要度が高い地域を重点に薬剤散布を実施しております。

次に、東伊豆町営稲取海浜プールの指定管理者であります稲取温泉観光協会及び東伊豆町営熱川海浜プールの指定管理者であります熱川温泉観光協会については、観光協会の一元化に伴い、両協会とも3月末日をもって指定管理者の指定の取消しの申出がなされ、東伊豆町公の施設の指定管理者選定委員会にて指定管理者の指定の取消しが決定しましたので報告いたします。

なお、東伊豆町営稲取海浜プールの指定管理者につきましては、東伊豆町公の施設の指定

管理者選定委員会にて、新たに指定管理者の選定がなされましたので、本定例会での御審議をお願いいたします。

次に、教育関係ですが、今年度は学校教育環境整備委員会において、小中学校の規模や配置の適正化、その適正化に向けた整備の具体的方針を検討していただき、町としての方向性を決めていければと考えております。町民の皆様には、教育委員会だよりにて引き続きお知らせしてまいります。さらに、昨年度1年をかけ協議してまいりました幼稚園の統合については、令和5年度から現在の2園から1園とすること、場所は現在の熱川幼稚園を活用した新幼稚園としてスタートすることが決まりましたので、今年度は新園の運営方法などを検討し、統合が円滑に進むよう準備会を開催してまいります。こちらにつきましても、幼稚園統合だよりとして町民の皆様にお知らせしてまいります。

また、今年度から町立体育センターや学校体育館、野球場及び新グラウンドといったスポーツ関連施設の予約状況が町のホームページにて確認できるようにいたしました。施設を予約していただく際の空き状況が確認しやすくなりましたので、御活用くださるようお願いいたします。

次に、水道事業関係であります。令和3年度の水道事業会計は3月末で出納を閉鎖いたしました。概要といたしまして、収益面では、使用水量の減少により営業収益が前年対比690万円、1.7%の減収となりました。一方、費用面では、令和2年度の災害復旧仮設電気料金皆減や電力会社の変更による動力費削減により、費用の減少が収益の減少を上回ったことから、わずかではありますが純利益を確保することができたところであります。

しかしながら、施設・管路の老朽化対策など今後も厳しい経営状況が想定されるため、新規井戸の有効活用や施設のダウンサイジングなど計画に沿って事業を着実に推進することにより、経費節減やリスク分散などに努め、継続的に安全・安心な水の供給を行っていけるように取り組んでまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

以上で行政諸般の報告とさせていただきます。

◎日程第6 一般質問

○議長（稲葉義仁君） 日程第6 一般質問を行います。

持ち時間は、質問、答弁を含め60分以内で、本定例会は一問一答方式により行います。

また、町長の反問権については、議長の許可の下、行使することが可能です。なお、反問権行使に要する時間は持ち時間60分には含まれませんので、御承知ください。

◇ 楠 山 節 雄 君

○議長（稲葉義仁君） 1 番、楠山議員の第 1 問、町長の政治姿勢についてを許します。

1 番、楠山議員。

（1 番 楠山節雄君登壇）

○1 番（楠山節雄君） 皆さん、おはようございます。

10代目の岩井新町長誕生、おめでとうございます。私も含めて町民の皆さん、本当に期待感を持って見守っていくと思います。一朝一夕にはなかなか結果は出てこないと思いますけれども、ただ、町の経済状況等を考えると悠長に構えていられない、そんな状況だと思いますので、ぜひスピード感を持って町政運営に当たっていただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

今回、私は1問質問をさせていただきますけれども、6項目にわたっての質問となっておりますので、順次お答えをいただければと思います。

最初に1問です。町長の政治姿勢について。

全国的にもまれな国政から地方自治への転身で注目されての町長就任となりましたが、以下の点について伺います。

1 点目、なぜ東伊豆町長への転身を決意されましたか。

2 点目、国・県への対応をどう図りますか。

3 点目、職員の健康管理について、どのような認識を持っていますか。

4 点目、旧大川小学校をはじめ施設の活用をどう図りますか。

5 点目、4 月 1 日から始まったごみの有料化について、現状の認識はどうですか。

6 点目、国民の祝日における国旗掲揚の推進についてのお考えは。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 第 1 問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 楠山議員へお答えいたします。

まれというか、国政から町長になるのは、確かにあまり聞いた話ではございません。それを基に御質問いただいたと思っております。

最初の質問でございますが、東伊豆町長への転身、どうして決意をされたか。話すときほど長くなるんですが、端的にお話をいたしますと、2010年に行われました参議院選挙で初当選をして以来、11年間国政の場で仕事をさせていただきました。それも本当にいろいろな方の御支援があって国政に邁進できたと思っております。当然東伊豆町の皆さんをはじめとする静岡県下の皆さんにいつも感謝の気持ちでいっぱいであります。国会議員になってからは、辞めるまでの11年間、本当にいろいろなことがあって、いろいろな勉強もさせていただきました。

東日本大震災が発災して、その後の復興の仕事を復興庁の政務官として現地に行ったり、いろいろなこともさせていただきましたし、たしか平成26年に増田寛也さんが、この伊豆半島もそうですけれども、消滅の危機というショッキングなレポートを出して、その中で、まさに内閣府の政務官として地方創生のスタートのときの仕事も少しやらせていただきました。それだけではなくて、東伊豆の関係でいうと農林水産委員会というものがございまして、一次産業は大変重要なところでありますので、そこの委員長という仕事の中で、実は東伊豆町の農協の青壮年部の皆さんと、もうかる農業の勉強のために皆さんを連れて熊本まで行ったり、そんなことをやったり、水産の関係で言うと稲取港の漁業というのを応援したいという気持ちの中で、新しい整備、国が進める整備を少し紹介したり、つないでみたりということもしておりました。その頃から、既に東伊豆町とは御縁があったということでもあります。

いろいろな皆さんの御縁で、いろいろ活動をさせていただく中で、いろいろな経験をすればするほど、自分の中にまたちょっと違った思いというものが実は生まれまして、それはどういう思いかという、今までの経験や知識、人とのつながりを生かして、より現場に近いところで仕事がしてみたいなというふうに何となく思い始めておりました、決定的というか、それを強くさらに後押ししたというのが実はコロナでありまして、コロナ禍の中で、その対策本部のメンバーということで自民党というところでやっていたんですけれども、それもそうなんですけれども、本当に地方自治が重要だということを痛感しました。緊急事態宣言を発出するにしても、国が最終的には決断をするんですけれども、必ずやはり地方自治体に御意見を聞く、つまりやはり現場をよく知っているのは、どちらかというと地方自治体ではないのかなというふうな思い、あとは諸課題がありますけれども、防災の話もそうですが、人

口減少の話もしかり、一番直面しているのは、まさに地方自治体、その中で自分が少しでも役に立てるならという、そんな思いがありまして、あとは去年いろいろ、皆様御存じのようないろいろな状況があって、静岡県の知事選という話もある中で、ただ、先ほどお話をしました地方自治体での仕事、現場でしっかり仕事をしたいという思いはぶれることなく、その後、東伊豆の応援してくれる方のそういうラブコールというか、そういうものもありまして、東伊豆町長という道を選ばせていただいたということでもあります。

あと国への対応ということでもありますけれども、恐らく去年の知事選ということも踏まえているという御質問かもしれませんが、着任してどのようなことをやったかという話ではありますが、町長就任後、4月18日に静岡県庁に行きまいました。目的は、知事に会うためであります。多分、時間にして55分ぐらい2人だけでお話をさせていただいて、当然それは、この町のいろいろな課題もお話ししましたし、知事からもいろいろなアドバイスというようなものもいただいたということでもあります。その後、副知事とも面談をしました。各部長を訪問させていただいて、そして5月18日には、今度は県ではなくて国のほうに行きまいて、国土交通省事務次官、観光庁の長官、水産庁の長官と面談をさせていただいて、同じように東伊豆の課題、いいアイデアがないかというような話をさせていただいております。行くだけではなくて、実は中部運輸局の局長もわざわざこの当町を訪問させていただいて、いろいろなお話を聞くことができました。沼津河川国土事務所の所長もそうですし、そこだけではなくて清水港湾事務所の所長もわざわざ来ていただいて、伊豆半島どうですかというような話も、それは今までのいろいろなつながりがあったからこそ、それをしっかりと生かすことがこの町にとって大変重要だなというふうに思っております。

あとちょっと3問目というか、職員の健康管理というお話でありますけれども、大変重要な話だと思っています。いろいろな意味で、肉体的にも精神的にもということなんですけれども、近年、全国的に公務員の心身の不調、特に心の病による病気休暇というものが増えているというのも聞いております。東伊豆の役場もそういう傾向が少しあるかもしれませんが、実は国のほうも同じで、やはり責任を持って仕事をされているという中で、かなりストレスがあるというのが事実だと思っています。国・県からの権限移譲による仕事が増えているというのを目の当たりにしておりますし、住民ニーズへの対応、まさにさっき私が言った現場に近いというところが、いいんですけれども、直接いろいろな話が聞こえてくるということもあろうかと思えます。

職員の健康管理については、まさに心身不調の、まず予防が大事だと考えておりまして、

管理職や同僚に、自分がちょっと不調なんだよということを気軽に話せる、または不調を気づいてあげられる職場環境というものをつくっていくことが重要だと思っています。個人的には、暗い職場よりも明るい職場というふうに考えておりまして、当然ですけれども、朝来たら「おはよう」と、帰るときは「お疲れさま」というものを町長自らなるべく言おうというふうに思っています。

あとは全職員の健康状態の把握をしなければいけないとも思っておりまして、このために健康診断とか検診とかカウンセリング、ストレスチェックということをもう既に行っております。ただし、心の病については本人の申告、管理職への相談によるもの、同僚からの報告など早期発見、これが大変重要だと思っておりますので、引き続き、この町を支えているのは役場の方だという認識もありますので、そのあたりをしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

次ですけれども、旧大川小学校の施設の活用ということでもあります。私も実際に現場に行ってきました。たしか耐震化のことはもう済んでいるという中で、大変地域の方も、町としても旧大川小学校の活用というのは大変重要、考えなければいけないなというふうに認識しております。一方で町が所有する施設につきましては、公益施設等の総合管理計画というものがございまして、その中で将来予測される財源不足に備えて住民ニーズ、これにしっかりと対応しながらも施設や機能の整備、統合を図って、施設総量の適正化、つまりあまり多過ぎるとちょっと減らそうという中での多分大川小学校が統合されたという経緯だと思っております。

基本的には、必要な施設については計画的に補修や修繕を行い、廃止すべきだと判断された施設については利用を中止してやっていくということになるかと思っておりますけれども、施設の活用については、まずはいろいろな方の御意見、地域の方もいろいろなお考えがあると思いますし、町としても、この町の発展のためにどうすることが一番いいのかということを実情に考えながら、冒頭、所信の中で言いましたけれども、「万機公論に決すべし」という、そういう精神の下で活用をしっかりと図っていききたいなと思っております。

そして、ごみの話であります。4月1日からごみが有料化になりました。もう少し混乱をするのかなと思ったのですが、見ている限りは、そうでもないのかなという印象が個人的には持っているのですが、昨年7月に住民説明会を実施して、ホームページでも、あとはユーチューブで配信をやったり、制度の詳細について既に町のほうでも回覧、各区の協力によるごみ収集所への不適正排出、要はルールにのっとらないごみの出し方だと思うん

ですけれども、そういうことに対する看板設置とか、販売店の店舗内での変更内容の掲載等、こんなことをずっとやっておりました。このようなことから4月30日までの移行期間を経て、5月1日からおおむね順調にスタートしているというふうに認識しています。

しかしながら、私のところもそうですけれども、時々持っていけないごみがあるのも事実であります。ただ数は少ないというふうに思っています。一部の集積所においては、旧指定可燃のごみ袋で生ごみを出してしまったり、前のごみ袋に瓶とか缶を入れて出してしまったりというような事例が見られているというのも報告を受けております。環境衛生監視員という方、各区から出ていただいております、その方からの報告ということでもありますけれども、近隣住民等にこのようなことで影響があるということから、実は改善されない1か所、ちょっと早く対応したほうがいいというか、そういうところにおいては監視カメラの設置依頼が来ておまして、貸出しを予定しております。

今後も引き続き現場サイドの情報をしっかりと得ながら、適切な対応をしていきたいと思っております。

これは最後になると思います。国旗掲揚の話であります。

御存じのように、国のほうでは国旗掲揚については法律が、たしか平成11年に策定をされたというふうに認識をしております。国旗というのは、いずれの国でも国家の象徴として大切に扱われていると、それが普通の話だと思うんですけれども、ある意味、国家にとってはなくてはならないというものであって、国旗が国民の間に定着するということは国としては望んでいるというふうに思います。ただ、一方でこの法制化は国民の皆様新たに義務を課すというものでもありません。国民の皆様方が日章旗の歴史などをちょっと思い返しながら、ふるさとの愛情ということも含めて、個々で感じられるということが重要ではないかなと思っております。

東伊豆町においてもいろいろな状況があると思います。国旗を掲揚したくてもスペースがないとか、いろいろな住宅の状況とかありますので、ぜひ国旗を掲揚できる方は掲揚していただければいいのかなというふうに思っております。思想信条ということもあろうかと思いますが、その辺に配慮しながら、ただ、この地域として、先ほど東伊豆への愛情という話をしましたけれども、その辺もちょっと絡むかもしれませんが、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

(1 番 楠山節雄君登壇)

○1 番(楠山節雄君) すみません、ちょっと欲張って6点やったものですから、時間がちょっと心配になってきました。

町長、今回はちょっと深く掘り下げるといことは無理だと思いますので、町長の基本的な考え方みたいなものをご確認させていただければと思います。

東伊豆の町長を目指したということは、私は参議院選挙も含めて、県知事選挙も本当に熱心なサポーターがいっぱいいいて、現職の県知事に勝ったのは熱海と東伊豆というふうなことで、そうした熱心な支援者の要望に応えるということが、その結果として、そういうふうになったのかなというふうに思っております。

ただ、御殿場市も含めてほかの自治体からも市長、町長の要請があったように私は聞いているんですけども、東伊豆町を選んだというその部分、そのところを最後にちょっと1点お聞かせください。

○議長(稲葉義仁君) 町長。

○町長(岩井茂樹君) お答えいたします。

なかなか説明しにくい御質問ですけれども、幾つかそんな話はあったかと思います。ただ、もう東伊豆との御縁というのは私が国会議員になる前から、もう十五、六年になるんでしょうか。前からの付き合いがあつて、東伊豆の方だけが私のことを「おめえ」とか、決して先生とは呼ばないという、大変居心地がいいというものもあるんですけども、もう少し理論的な話をすると、先ほど少しお話をしたかもしれませんが、規模感というものがあつて、いろいろな課題解決の政策の効果が出やすいという話もあろうかと思いますし、もともと私の曾祖父が賀茂の出身ということもあつて、伊豆半島のために仕事ができるというのは、大変自分にとってはありがたい、いろいろな条件が重なったということだと思います。

○議長(稲葉義仁君) 1 番、楠山議員。

(1 番 楠山節雄君登壇)

○1 番(楠山節雄君) 町長選に立候補を表明して、各家庭も含めて熱心に回られたと思うんですけども、その中で私なんか聞いているのは、やはり次にまた参議院の先生に戻るんじゃないの、あるいは次の県知事選挙をにらんでの腰かけみたいな、そんなことを言う人もいたんですよ。ですけれども、今まで町長の姿勢を見てみると、もうそういうものは全く心配御無用だということが分かりましたので、1 点目については了解をさせていただきたいと思います。

2点目の国県との対応の関係なんですけれども、町長は国交省をはじめとして副大臣もやられて要職にあったわけですから、国の職員に対しての態度というんですか、その接し方というのは、どちらかというと立場が今までは国政だと上、今度はやはり一つの地方の自治体ですので、立場的にはやはり国にお願いをしていくという部分というのが基本になってくると思うんです。そういう中で、やはりその辺の対応を一つ下がってみたい気持ちの中で対応をしていくのではないかなと。ただ人とのつながりというものも、国の大臣をやっているときにいろいろな人脈があると思いますので、そうした人脈は有効に活用していくんですけれども、その辺のことをぜひ自分を下に置いてというふうな気持ちが私は必要ではないかなと思うんですけれども、その点と、県知事とは小一時間お話をしたということで、ノーサイド的な立ち位置にいるのかなと思うんですけれども、コシヒカリ発言もあって、なかなか気性の激しい県知事ですので、その辺の確執というものを心配する町民というのがやはり多くいたんですよね。だからその辺のこともぜひ、県知事とはうまくやっていかないと、やはり国・県の躍進が大事だということは所信表明の中にも書かれていることですので、その辺をちょっと1点お聞かせください。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

立場が変わったので、その対応の仕方いかんということだと思うんですけれども、自分が国会議員のときから、今も実は変えていません。当初から上から目線ではありませんでしたので、同じ目線で常にどなたとも一緒にいたので、逆によかったなと思っていまして、例えば中央官庁に行っても、今まで偉そうにしていた人だと結構大変だと思うんですけれども、もともと腰が低いので、そんなに実は自分の中では対応を変えたということではなくて、普通に一地方自治体の長ということで行っても、向こうもそんなに違和感なく受け止めていただいていると、会話の内容にも特にぎくしゃくすることもなく、和やかな感じでやらせていただいているというふうに思います。

あと県知事については、やはり静岡県の長たる方なので、そこはもう懐はしっかりと持たれているというふうに思いますし、特にそういう自分の中では、受け止めでは、特にその後の変なしがらみというか、心のわだかまりでしょうか、そういうものはありません。でなければ、そんな長い間、話さないのではないかと思いますので、ここは是々非々で、静岡県のために、もしくは東伊豆町のために、伊豆半島のためにというところを目標にしてお付き合いをさせていただければと思っています。

○議長（稲葉義仁君） 1 番、楠山議員。

（1 番 楠山節雄君登壇）

○1 番（楠山節雄君） ありがとうございます。

3 点目の職員の関係なんですけれども、なかなか悩んで、身体的なことを私は心配をしているんです。心のほうを心配をしています。本人から上司への申出だとか、あるいは町長に直接、今こんな状況ですからもう苦しんでいるよというふうなことを言えるような職員であれば、これ問題ないと思うんですけれども、助ける手を差し伸べる、そうしたことというのはできることだと思うんですけれども、そういうやはり申出ができないような人たちを救っていかねばならないなというようなこと。実はこの前のときもちょっとそのことをお話をしたんですけれども、私の同級生が本当に悲しい出来事が起きてしまったものですから、そういうことが二度と繰り返されないように、課長を中心として周りがやはり気遣いをする、町長がそういうことをやはり常々、心の片隅、頭の片隅に置いていただいて、そうした不幸が二度と起きないような、カウンセリングだとかいろいろな対応はしていただいているということとはもう承知をしていますけれども、ぜひその辺のことを認識をしていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

職員の方、特に心のケアという話だったと思うんですけれども、いろいろ世の中が複雑化してきたりとか業務の量も多種になってきているということもあると思うんですけれども、ストレスを抱えるのが大きいと思っています。性格にもよると思うので、そこを言えない方々へのフォローというのはちょっと心がけるというか、いつも気に留めるということと、あとは役場の中で少し明るい雰囲気になる取組みみたいなものを、今はちょっとなかなかできないかもしれないですけれども、昔は何かちょっとしたクラブがあったという話を聞いたりしています。そういうところで仕事外の中での付き合い、これはなかなか強制はできないところではありますが、少しストレス発散になれるようなことも少しできればいいのかなというふうに思っています。

○議長（稲葉義仁君） 1 番、楠山議員。

（1 番 楠山節雄君登壇）

○1 番（楠山節雄君） 町長代わられて、町民も含めて私なんかもそうなんですけれども、期待感を持っているんですけれども、その半面考えると、今度はやはり行け行けじゃないんで

すけれども、町長が新しい事業をやったり、いろいろなことの中で仕事量も含めて、やはりやりがいのあるという職員が多く出てくるとは思うんですけれども、一方、それをやはりストレスに感じてしまうという、その危険性も表裏一体というか裏にはあるのかなというふうなことをやはり考えたりしていますので、ぜひそういうことにならないように再度お願いをして、この3点目は終わります。

4点目の旧大川小学校を含めた施設利用の関係なんですけれども、大川小学校が統合されて5年ちょっと経過をしているような状況なんですけれども、いまだちょっとまだ方向性が見えないと。地元ではやはり検討委員会みたいなものを立ち上げて、その中で検討しているということでお聞きをしていますけれども、前の町長も地元意向を最大限尊重するよということ。これはもう本当にさっき言ったように、町民からいろいろな方から広く意見を聞くということ、町長の基本姿勢みたいな部分ですので、地元意向を尊重するというのは、これはもうごく当然のことだと思うんです。

ただ、なかなかやはり前に進まないということを考えると、前にもちょっと私お話ししたと思うんですけれども、町がやはりその中に入っていないと、なかなか前に進まない部分かなと。アイデアだとかそういうものをもらったことによって前に進めるという、その部分もあると思いますので、その辺の考え方と、幼稚園は統合して稲取幼稚園が空きになるということなんですけれども、将来的には、小中学校も一貫になるのか総合になるのかまだ全然結論も出ていない中で、ただそうは言っても、やはり総合計画みたいに将来を見越すみたいな計画もやはり必要、さっき町長は町内の交通の関係で専門家を交えた検討委員会みたいなやつを立ち上げるというふうなことなんですけれども、そういう施設も含めての検討委員会みたいなものを専門家も含めて立ち上げたらどうかなというふうに思いますけれども、その辺の考え方をちょっと教えてください。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

まさに地域の方の意見を聞くというのは大前提なんですけれども、地域の方が意見を持つまでのフォローもしなければいけないと思っていまして、いろいろなものがありますよね。いろいろなやり方とか、そういうものもちゃんと、例えば地域の方々に御紹介をして、それで考えてもらうという、そのところを少し重要視したいなというふうに思っています。なので、今お話、御提案があったような、提案するというまさにそこに近いことだと思うんですけれども、そういうことをやっていきたいと思っています。

あと旧大川小学校の活用も含めて、まちづくりという観点で考えていかなければいけないと思っています。加えてまちづくりを考えるに当たっては、防災・減災の視点も入れなければいけませんし、人口が減ってきているという、そういう状況の中でどういうまちづくりがいいか、あとは戦後いろいろ整備してきたインフラが一斉に老朽化をしてきているという問題に対してどう関わっていくのか。高齢者が、たしか大川は高齢化率が町の中で一番高かったと思います。そういうところでどういうふうに使えばいいかと、かなり多方面で考えていかなければいけないということなので、何らかのそういう、広くいろいろな皆様方からの御意見を聞くというやり方というのは必要なかなというふうに思っています。

○議長（稲葉義仁君） 1 番、楠山議員。

（1 番 楠山節雄君登壇）

○1 番（楠山節雄君） ありがとうございます。

今、町長まさに言われたようにやはりまちづくり、全体的な考え方をしなければならないし、やはりこの地域の振興みたいなものに寄与できるようなものであれば一番いいなと思いますので、ぜひその辺は御留意をいただきたいと思います。

5 点目のごみの有料化の関係なんですけれども、行政報告の 7 ページ、適正排出がされていますよと先ほど町長の答弁の中でもそういうふうなお話があったんですけれども、私は毎日のように広報ひがしいずで、ごみの排出の仕方がまずいよというふうな内容の広報をちょっと聞いて、何か問題点が発生しているのではないかな、まだスタートしたばかりですので、これからそうしたもののというのは改善をされてきたり、ごみの有料化、リサイクル率の向上ですとか施設の延命化だとか、そういうものを目指してごみの有料化にしたわけなんですけれども、そういうメリットがこれからだんだん出てくる、デメリットよりメリットのほうが大きいというものが今後出てくると思うんですけれども、現時点で、やはり広報を繰り返すような状況というのは、これはどうでしょう、問題はありませんか。その辺をちょっと、もしあれだったら担当課のほうからの御答弁でも結構ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木尚和君） 町の広報については、今、有料化が始まりまして、旧指定袋で排出されているごみも一部であるんですけれども、新しい袋の中に瓶・缶が混在したもの、あるいはペットボトルを資源ごみ袋で出さなければならないものを新しい可燃袋に入れて排出されるもの、そういったものの町民の方のちょっと勘違いがあるということで広報させていただいています。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 1 番、楠山議員。

（1 番 楠山節雄君登壇）

○1 番（楠山節雄君） 課長あれですか、広報を始めて大分たつわけですけども、改善の傾向に進んでいますか、その辺はどうでしょう。

○議長（稲葉義仁君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木尚和君） 当初、町と区のほうでゴールデンウイーク明けからパトロールをさせていただきました。その中で、町内のステーションについては大体500か所ぐらいあるんですけども、そのうちの大体1割ぐらいが不適正排出、そういった生ごみが入っている旧袋で出されたとか、そういうものがあるんですけども、随時その後も報告をいただいまして、だんだん改善はされてきております。ただ、先ほどの一部のところではそういうものがあるということで、監視カメラの申請が来ているということで先ほど町長のほうからも話がありましたけれども、そういったものが数件あるということでもあります。

担当課としましては減少傾向にあると、区の皆さんの協力もあって、うまく、何となくだんだん減ってきているのかなという認識でおります。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 1 番、楠山議員。

（1 番 楠山節雄君登壇）

○1 番（楠山節雄君） すみません、ありがとうございます。了解です。

この辺は、状況を見てからまた質問をさせていただくことがあるかも知れませんが、よろしくお願いいたします。

6 点目になります。国民の祝日における国旗の掲揚の関係なんですけれども、これを取り上げたのは、実はこの前のゴールデンウイークの祝日のときに国旗を掲揚している家庭がほとんど見られないという状況に、改めて驚きを隠せなかったんですけども、そうは言っても、じゃ自分のところはやっていたのかといたら、自分のところも全くやっていなかったんです。急遽国旗を購入しようというふうになんか思っているんですけども、実はそういうことも感じて、その後に思ったことが、ソ連のウクライナ侵攻を見て、国を愛する気持ちというのが半端ではないなというふうなことをテレビなどで目の当たりにしました。

町長の所信表明にも、やはり町を愛するだとかという、そのことが触れられていましたので、やはり国を愛するというその部分の中では、国旗の掲揚だとかというのが私は必要

ではないのかなというふうに思いました。その辺は、ウクライナの侵攻のブルーと黄色のあの色をいろいろなところで目にする、例えばこの前のサッカーのワールドカップ予選なんかもそうなんですけれども、あの色が本当に一色になるぐらい、やはり国を愛するという気持ちがあつて、この辺は、もちろん強制ではありませんけれども、町がその辺の推進をしてもいいのではないかなというふうに思っていますけれども、どうでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

個人的には、国旗をなるべく掲揚しようかなと思っているほうであると思うんですけれども、ただ町としてどうかというのは、またちょっと議論が違ふかなというところも実はあります。

ただ、国旗を祝日の日に掲揚する家庭が、それはいろいろな事情があると思います。忙しくて余裕がない、コロナ禍である、住宅環境が許さない、なかなか狭いとか、いろいろな状況があつてできないということであるかと思います。

ただ一方で、例えばこの間行われましたオリンピック、ああいうところにおいては、日本国民というのは本当に国旗を大事にしている国民だと実は思っています。表現の仕方が違うかと思いますが、国に対するそういうものは、多少変わってはいるかもしれませんが、この東伊豆においてもそういうものは皆さん持たれているのではないかなと思いますので、そこの気持ちをしっかり大事にしながら、この国がまとまっていくこと、東伊豆が一つの思いにまとまっていくという施策をやっていければと思います。

○議長（稲葉義仁君） 1 番、楠山議員。

（1 番 楠山節雄君登壇）

○1 番（楠山節雄君） ありがとうございます。

今日私がこういう質問をして、テレビ放映もされていると思いますので、はっとやはり後で気づく町民もいて、ああそうだ、やらなければなという、そういうきっかけにこの場がなればいいのかというふうに思いますので、これで私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（稲葉義仁君） 以上で楠山議員の一般質問を終結します。

この際、11時30分まで休憩といたします。

休憩 午前 11 時 20 分

再開 午前 11 時 30 分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 鈴 木 勉 君

○議長（稲葉義仁君） 12番、鈴木議員の第1問、行政運営についてを許します。

12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 皆さん、おはようございます。

改めまして岩井町長、当選おめでとうございます。私、今定例会には1問だけ通告をしていますので、答弁のほどよろしく願いいたします。

それでは、一般質問をさせていただきます。

第1問、行政運営について。

新町長には、多くの町民が東伊豆町のリーダーとして熱い視線を注ぎ、期待に胸を膨らませております。一方では、国会議員、副大臣経験者が小規模自治体でございます東伊豆町の町長に就任したことは全国でも珍しいケースであり、町長の手腕に注目が集まっております。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

1点目として、東伊豆町も生まれ変わるチャンスが来たのか、生まれ変わらなければならないのか分かりませんが、熱心な支援者に後押しされて立候補の意思を固めたと聞いております。そこで、町長になられた思いを伺います。

2点目として、所信表明を読んで、町長の掲げる方針に感銘を受けるものがございますが、実現するには大きな課題があります。掲げた政策とどう向き合い、よい結果を出していくのか、町政運営には議会、町職員と共に多くの町民と連携を図っていかなければなりません、その対応についてをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 鈴木議員にお答えをいたします。

先ほどの御質問と少し似たところもあるかと思いますけれども、なるべく重ならないようなお答えをしたいと思います。

まず、熱心な支援者に後押しをされたこと、本当にありがたく思っております。その御縁があって、今こうして議会に立てているということに対しては、感謝の念でいっぱいでございます。そのような熱心な応援をいただいた皆さんの共通の思いというのは、これまでいろいろなお付き合いというか関係の中で私が感じているのは、どなたもやはり東伊豆町を何とかしたい、守りたい、次の世代にこのすばらしいふるさとをつなげていきたいという思い、これは皆さんお持ちだと思っております。私は、その思いをしっかり受け止めさせていただいて、そして、この東伊豆町の未来を皆さんと共に築いていきたいなというふうに、まず思っております。

また、政策を実現するためにはというお話がありました。問題が様々な問題、具体的なことがちょっと分からないので、ちょっと具体的な答えができるか分かりませんが、まず、所信表明の中で示した政策の中には、短期的なもの、すぐやれそうなこと、中長期、時間を少しかけてじっくりやっていくもの、いろいろ混じっているのが現状でございます。まずは、できるところから着手をしていきたいと思っております。

まずできるところということに関しては、例えば具体的に言いますと、町の稼ぐ力を取り戻すというふうに私言っておりますので、まず、ふるさと納税の活用を考えております。先般も役場内に各課横断型、要は担当を決めるわけではなくて、手挙げ方式でふるさと納税について、いろいろプロジェクトチームの中でやってみたいという方を自由参加で募らせていただきました。総勢11名の方が手を挙げていただいて、これからこの東伊豆町の、ある意味、寄附額を上げていくという作業をやっていただけるということでございます。

また、中長期の政策については、まずはその実現のために現状の把握が必要かと思っております。課題の分析と、その対策の立案、そして施策の推進については、先ほどからお話ししていますように、いろいろな方々の意見も聞きながら、意見収集をしながら検討を加えて、情報の共有化ということも図りながら進めていきたいというふうに思っております。

あとは連携についての話がございます。連携については、町の様々な課題を乗り越えるためには、その処方箋というのは、従来から行政機関、民間企業、地域住民の3つの主体がお互いに連携をし、協力し、足りないところをお互いに補い合いながら、補完しながら成果を出していくということが重要だというふうに政策の中でも書かせていただいております。

また、議会と行政の関係についてお話をすると、議会と行政は、よく車の両輪と言われておりまして、別の組織で二重のチェックをする、より確かな事業を事業として実施をしていくということで、なくてはならない関係だと思っています。一方で、私はこれに加えて議会と行政の連携も大変重要だと思っています。町で課題になっていることや決まったことなど、町も町民への情報共有に努めますけれども、ぜひ議員の先生方におかれまして、地元の支援者の皆様方へそんな情報提供をしていただいたり、逆に、そういう支援者からいろいろ上がってきた話をこの議会の場に持ってきていただけるということが大変重要ではないかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 答弁ありがとうございました。

町長に先におわびしておきたいと思うんですけれども、私ちょっと歯が悪くなりまして、言葉の発言と、それから言葉遣いが、稲取の生まれなものですからちょっと荒っぽいところもあったりして聞こえにくいところもあると思いますけれども、よろしく御答弁のほどをお願いしたいなと思っています。

先ほども楠山議員の質問にも答えておりましたんですけれども、地方自治の大切さや昔からこの町に友人がいて、そういう関係でこの町に来たんですよというのはあるんだろうというのが聞こえてきたんですけれども、この地方自治の大切の中には、この東伊豆町の現状が非常に大変だから、一肌脱ごうかなと思ってくれたのかなと私は感じまして、我が東伊豆町を選んでくれて本当にありがとうございましたとお礼を申し上げたいなと思っています。

この東伊豆町のすばらしい未来をつくり上げていきたい、その思いは私も同じでございます。東伊豆町、そして町民のために一緒に頑張っていきたいなと思っています。

それで、所信表明の中に「稼ぐチカラの復活」というものがございました。そうですね。みんなで稼いでいけるような町にしていきたい、私もそう思うわけでございますけれども、現在の東伊豆町は、全6,249世帯のうち住民税の非課税世帯が2,000世帯を超えているのが現状でございます。その現状をどう見ますか、新町長としてはどう思いますか。お伺いをしたいなと思っています。よろしくお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

「稼ぐチカラ」の中で、もっと足元を見ると、そこ住まわれている方々の所得が少ないという話かと思います。そういうこともあるので、この町の産業としては、やはり観光産業が大きな柱であります。これは、すごく比較優位というか、ほかの地域に比べると優位性だと思っておりますので、その産業を核にしながら所得、東伊豆町の所得というのは確かに、多分200万円代かと思うんですね。それをもう少し上げていくような努力をするために、「稼ぐチカラ」ということで上げさせていただいています。

当然観光産業が柱になるのは間違いないんですが、ただ私の場合は、加えて一次産業、農業及び水産業についても、さらに何らかの後押しができればいいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 答弁ありがとうございます。

私この前の補正予算の説明のときに、この住民税非課税の世帯数がこの町の全世帯の30%を超えている、約3件に1件が非課税世帯だという説明を受けまして愕然としたわけです。こういう状況の中を考えると、やはり町民の所得が少なくなれば、町内にお金がなかなか流通してこない。そうなってくると町は疲弊するわけです。空き店舗が増える状況が目に見えて出てきますし、これは何といたっても負の現象なんですよ。

ですから、町長が提案するような形の中で、何としてでも稼ぐ力を復活させたい、私もそういう思いなんですけれども、町長もこういう稼ぐ力というものを優先順位的にはどう考えているか、ちょっと聞かせていただけますか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 別に稼ぐ力に優先順位をつける必要はないと思っていまして、できることをしっかりやればいいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） ありがとうございます。

次に聞きたいのは、町長は人口を増やしたい、そういう思いをお持ちですよ。所信表明を読んで、理解しにくい点がございましてちょっとお聞きしたいのですが、人口が減少したらコンパクトなまちづくりが必要だと言っておられますが、私は、人口が増えても、やは

り町長が努力して人口が増えていっても、やはりコンパクトなまちづくりが必要だなと思っておりますけれども、町長、その点どうですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 人口が減るからコンパクトという単純な話ではなくて、人口が減るのも一要因ではありますが、先ほどお話ししたように、例えばインフラの老朽化とか、気候変動によって災害が激甚化、頻発化をしているという中で、町民の安全をどうやって守るかという話もありますし、その辺を総合的に見て、コンパクトなまちづくりが必要だというふうに考えています。

○議長（稲葉義仁君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 答弁ありがとうございました。

ちょっと所信表明を読ませていただいて、あの点に、ちょっと人口を増やしたいなという思いで立候補の表明をした新聞記事も読んでおりますし、そういう点では、やはり人口減少を食い止めたいたいんだなという思いをすごく感じていましたものですから、コンパクトなまちづくりというのは、人間が増えても、やはり税金の使い方を一生懸命考えて、無駄なく使っていく、そういうまちづくりが、人口が減少しても増えても、やはり大切ではないのかなと私は感じているわけなんですけれども、私たちこの東伊豆町は、どのような町になったらよいのだろうかと思っているんですけれども、町長の提案する施策、4つの柱がございます。これが実現できれば理想の町が誕生するのでしょうかね。その理想の町が誕生したら、誰が喜ぶのかなと思ひまして、喜ぶのはやはり町民ではないかと私は思うんですよね。町民の皆様が、この町に住んでよかったなと思えるまちづくりをしなければならないと私は思いますし、私は、町長のためのまちづくりではなく、町民のためのまちづくりをしなければならないと。そのためには、理想のまちづくりに必要な町長の掲げる施策の実現には協力は惜しまない決意でございます。

私は、人の話を最後まで聞けない駄目な人間ですが、岸田首相は、テレビでは私は日本一話を聞く人ですよと自慢をしておるわけでございますけれども、私は町長にも、広く人材を求めて公正な意見に基づく政治を行うと言っておりますので、議会や町職員、町民の皆様とよく話し合って、そして次の世代に胸を張ってバトンを渡せるようなまちづくりを頑張っていきたいと思いますけれども、町長、どうですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まず、町長のためのまちづくりをやろうというわけでは全く違うので、そこは言及したいと思います。あくまでも町民のための町政であります。

今、鈴木議員が言われたお話というのは、まさに私が政策的に言っている話と同じだと思うので、全く同じ思いです。

○議長（稲葉義仁君） 鈴木議員。

（１２番 鈴木 勉君登壇）

○１２番（鈴木 勉君） ありがとうございました。質問を終わります。

○議長（稲葉義仁君） 以上で鈴木議員の一般質問を終結します。

この際、午後１時まで休憩といたします。お疲れさまでした。

休憩 午前１１時４９分

再開 午後 １時００分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

午前に引き続き一般質問を行います。

◇ 笠 井 政 明 君

○議長（稲葉義仁君） ２番、笠井議員の第１問、当町におけるデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）の取組についてを許します。

２番、笠井議員。

（２番 笠井政明君登壇）

○２番（笠井政明君） 皆さん、こんにちは。

午後のトップバッターですけれども、今回は２問届けておりますので、御答弁のほうよろしく願いいたします。

それでは、１つ目の当町におけるデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）の取組についてをお伺いいたします。

総務省のほうで策定しております自治体のデジタル・トランスフォーメーション推進計画

など、デジタル社会に対応した取組が必要となっています。その点を踏まえて、以下の点について伺いをいたします。

1 点目、デジタル技術を活用した庁内業務改善の取組の計画はどのようになっているでしょうか。

2 つ目、デジタル技術を活用した住民への行政サービスの向上は。

3 つ目、デジタル技術を活用した観光や一次産業の取組計画はあるでしょうか。

3 点、すみませんをお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 笠井議員の質問にお答えをいたします。

D X の取組に絡む3点の御質問ということでございますが、まず最初に、庁舎内の業務改善に関わる取組計画はということでございますが、庁舎内業務につきましては、既にコロナ禍で激増したウェブ会議、この対応を図るために庁舎内のW i - F i 環境の整備やテレワークを可能とする端末の導入などが既に終了いたしまして、今年度は業務用チャットの導入に取り組んでいるところでございます。

当町のような小さな規模の自治体というのは、一つ一つの業務のボリュームというのがなかなかそんなに大きくないということがあって、デジタル化による業務の改善という、その効果がなかなか出にくいという、そういうことはあろうかと思います。また、財源や人材などのリソースにマンパワーが足りないということで限りがあるということから、他自治体の成功事例などが十分に出てきた段階で、確実に成果を上げられることを見極めた上で、具体的な検討を進めてはどうかというふうに考えております。

今後の計画につきましては、当面の間は国が進める基幹システムの標準化について、 tant と準備を進めていきたいと思っております。

続きまして、住民への行政サービスの向上に関してということでございますが、住民への行政サービスの向上につきましては、今年度、町の公式L I N E を立ち上げさせていただきまして、行政情報の配信の充実に取り組んでおりますけれども、より多くの方がデジタル技術の恩恵が受けられるように、7月から高齢者のスマートフォン購入に対して補助金を交付するなど、環境整備にも今、取り組んでいるところでございます。

また、国の方針に従いまして、子育てと介護に関する届出や申請のオンライン化に必要な

システム改修を予定をしております、さらには比較的軽微な届出や申請などにつきましては、独自にオンライン申請システムを導入いたしましたので、今後は各課局において具体的な活用を推進していきたいというふうに考えております。

そして、3つ目の観光や一次産業の取組等についてということでございますが、デジタル技術を活用した観光や一次産業についての取組計画、現状はございませんが、事業者からの意向に沿った対応をしております。

観光関係につきましては、昨年度、観光地ワーケーション受入れ環境整備促進事業にて、11件の補助申請がございまして、そのほとんどがWi-Fi環境の整備を行うということでございました。また、コロナ禍での感染対策において、大浴場や朝食会場での混雑状況を利用者にお知らせをするためにIoT技術を、これを使ったシステム導入を宿泊事業者に奨励をいたしまして、備品等購入費補助事業ということで補助金の支給も実際にしているところでございます。

一般的に、観光業は経営基盤が脆弱な中小の観光事業者が多く、従業員の高齢化などからなかなかデジタルという、そのところに導入、対応がほかの業種と比べると少し遅れているということがございます。今後、デジタル技術への対応を進めて、経営体制を改善をし、生産性を高め、利益確保、これを図っていければと思っています。

そして、一次産業について、まず農業についてでございますが、我が町の農地はほとんど御存じのとおり中山間地ということで、平坦な農地がなかなかないということで、大規模な一団の農地を所有している農家の方が少ないということから、デジタル化に当たっては工夫が必要かと思っております。

そのような中、施設栽培の管理については、以前よりデジタル化を進めております。特に施設建設時に必要な整備を整えて、スマートフォンなどを活用して作業の効率化、労力の低減化が図れるよう、スマート農業を進めていこうというふうに考えております。

水産業につきましては、今まで取る漁業が中心でありました。ただ、資源管理と言われている話もありますが、なかなか水産業、漁獲が上がらないというところも踏まえすと、デジタル技術を生かした栽培漁業への一部転換ということも考えられるかと思います。今後は専門家も交えまして、可能性を探ろうというふうに考えております。

いずれにしても、今後の当町のDX全般についての考えですけれども、ちょうど先週だと思っています。政府のほうから、デジタル田園都市構想基本方針という案が国から示されました。この中でDXが大きな柱として、1番目としては地方に仕事をつくる、2番目としては人の

流れをつくる、3番目としては結婚、出産、子育ての希望をかなえる、4番目としては魅力的な地域をつくる、そして5番目として地域の特色を生かした分野、横断的な支援をするというような、5点がデジタルの力を活用した地方の社会課題解決ということで提示をされたところでございます。

また、2024年度までに国が策定するデジタル田園都市構想総合戦略に基づきまして、地方公共団体は目指すべき地域像を再構築をして、地方版の総合戦略、これを改定するという今後の進め方も示されましたので、それも踏まえまして、当町としても検討を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） ありがとうございます。

町長の所信表明の中にもDXということが出てきております。今、御回答いただいた感じで一歩ずつ行きたいなと思いますけれども、やはり当町、財政的な部分、あとは人材的な部分、いろんな部分でまだまだあるのと、あとはやはり国のほうの動きに合わせていかなきゃいけないというのは、重々私も承知はしております。

その中で庁舎内業務というところで、業務用チャットの導入とか改善をしていく方向は理解はいたしました。この中でお金をかけずにやっていくところということで、例えば、昔から言われていますけれども、ペーパーレス、要はペーパーを少なくしていきながらのコストカットをデジタル技術のほうに回していくということだとか、全体的なところと言えますけれども、国が進めるDX、広い面で取っていくと、これから人口が減っていく中で、今までのマンパワーで行ってきたものができなくなってくるでしょうということを見据えて、デジタル技術を使って効率よく業務をしていく、限られた人数でやっていくということがあります。

なので、庁舎内の業務もこういうものを導入していった改善はされていくとは思われるんですが、できる、できないは別として庁舎内の中で、業務を改善していくためにはこういうことをしたらいいんじゃないかとか。例えば、データベース化してアーカイブで全部データが取れるように、システム構築の検討をしていくということを僕は進めてほしいなと思います。

これは行政の業務もそうなんですけれども、私たち議員にとっても過去の、私が議員になる前の情報だったりとかもすぐ検索して追えたりして、全てにおいて時間の効率というのが

取れるかなと思います。

この辺に関して、町長、もう一度ちょっとどのような考え方が、教えてください。

○議長（稲葉義仁君）　ちょっと暫時休憩いたします。すみません、発言者のところのマイクの調子が悪いようなので申し訳ございません。

休憩　午後　１時１２分

再開　午後　１時１２分

○議長（稲葉義仁君）　では、休憩を閉じ再開いたします。

町長、答弁をお願いいたします。

○町長（岩井茂樹君）　ありがとうございます。

今の最初の答弁の中で、財政的な話とかマンパワーの話をする中で、その辺をうまく考えながらも御提案をいただいたというふうには受け止めております。知識のアーカイブという、今、いろんなところで、知識とか情報が価値として実際に取引が行われているぐらいの世の中でありまして、この役場の中のそういう知識というものを、ある意味しっかりと管理をしていく。皆さんがすぐに使えるような形で整理をしていくというのは、大変いい取組ではないかと個人的には思っております。

ただ、マンパワーの話もあるので、そこはしっかりと配慮しながら、ただ、このアーカイブという話につきましては今後検討させていただければと思います。

○議長（稲葉義仁君）　２番、笠井議員。

（２番　笠井政明君登壇）

○２番（笠井政明君）　ありがとうございます。

何かと言うと、先ほど町長の中にも出てきたデジタル田園都市の話もそうなんですけれども、これから国からDX、デジタル・トランスフォーメーションという方向にかじを切っていくというのは、もうここ直近のニュースでも大きく取り上げられています。

僕が全体的に何を言いたいかというと、要は国の方針が決まってからでは、この競争に地方自治体が勝っていくことはできないこと。いつか来るであろう、もしかしたら実現ができないかもしれないけれども、今から庁舎内の中で、このデジタル機器を使って自分たちがどのようにしていけば仕事の効率が上がり、空いた時間で何ができるかということ、やっぱ

り真剣に考えていくべきだと思います。

そこが出てくると、例えば、2点目の行政サービスという部分です。御存じかもしれないんですけども、エストニアという国は二十数年かけて、今99%の申請がデジタルオンラインで済んでおります。たしかできないのは婚姻届と離婚届ぐらいなものじゃないかなと思われます。納税から会社設立から、国を挙げてでなので地方自治体がどうこうということはないんですけども、こういうことを見ながら国のほうは今、デジタル・トランスフォーメーションという言葉でデジタル化に向かおうとしているんだらうと僕は勝手に解釈をしております。

なので、先がこうではないだろうかという予測を立てながら、では、当町でできる理想的な未来像というのを準備しておけば、国のほうがデジタル田園都市で補助金の部分だったとか、すぐ出してくださいと、計画こういうことを出してくださいと申請があった場合に、非常にそれに対応して幾つかの引き出しからすぐ引っ張り出せて申請ができるのではないかと思います。それをブラッシュアップ、例えばしていくことによって、よりよい環境だったとか、時代に即してすぐ対応ができるのかなと思っておりますので、この辺に関しては、町長、なかなかお金の面もあるんですけども、考えることは、時間だけだと思っておりますので、広く皆さんの意見を聞きながらやっていっていただければと思います。

先ほど言った住民のサービスに関して、説明にもありましたけれどもデジタルデバイスの購入補助金、今お持ちじゃない高齢者の方にもスマホ購入補助金というものを出していただけるということになります。その次には、やっぱり出てくるものはデジタルデバイスが使えない方々へのサポートという部分がやっぱり出てくるのかなと思います。買ってくださいね、補助は出しますよだけだと、なかなか使われないのかなという部分があるんですけども、ここに関して町長は今後どのようにデジタル機器にあまり強くない方々への指導、また利用の促進というのはどのように考えているか、ちょっとお伺いします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

デジタルデバイスの購入補助金ということで、まずは進めさせていただいている中で、たしかその後のフォローについても、幾つか議論があったかのように思っております。

たしか聞くところによると、販売側の業者さんというか携帯の会社のほうである程度基本的な扱い方については教えていただけるというような話も聞いておりますので、まずは民間のほうでやっていただけたところについては民間にしっかりやっていただきながら、足りな

い部分、それを見極めながら行政として対応できればというふうに思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） ありがとうございます。

確かに今言うとおりに携帯通信キャリアさんのほうで、かなりやってくれていたりとか、教室を設けたりとかしてくれています。一応キャリアさんだったりとかショップさんとかとタグを組めば、行政のほうにも出張で来てくれるというお話も聞いております。

何かというと、これから急速に進むであろう、10年間で進むであろうこのデジタルのところ、スマートフォンではっきり言って何でもかんでもできてしまうかもしれない。例えばLINEのほうも行政で始めましたけれども、LINEクーポンの話一つとっても、例えば使い方、LINEの使い方を理解していないとなかなかLINEのクーポンというのが難しくなってくるのかな。

また、単純にお得だから使うんだけど、その逆側というリスクの部分。例えば高齢者がスマートフォン、便利だと使ってきたときに、例えば町のLINEといわゆる詐欺メール的なものの区別のつけ方だったりとか、そういう部分というのは、やっぱり個人の責任だよというところもあるんですけれども、そういう被害を増やさないための啓蒙活動だったりとかサポートという部分が、ちょっと僕は必要なかなと思っております。

かなり僕が知っている中でも、これ実は年齢関係なく、結構クリックしちゃう方が多いです。実は10代とか20代も結構多くて、相談ができなくてというのも結構問題に今なっています。これがどんどんオンラインでクーポン、今すぐく分けていますけれども、それに似たようなものが入ってきたときに、ましてや、ないと思うんですけれども、行政の公式LINEに似せたものがあつた場合のリスクもやっぱりあるので。民間業者さんに使い方はというのはあるんですけれども、例えば実際そのクーポンを使うといったときに何かお店のほうとかで一つあつたりとか、町のほうでそんなに数は多くないけれども、使い方相談ができたらいいななんて思って、ちょっとその辺はお話をさせていただきました。

これから、どんどん独自のオンライン申請とか、あと今回行政で公共施設の空きでしたか、体育館とかというところがあつて、そういうのも今までカウンターに来なければいけなかったものがデジタルになっていろんなところからできるというのは非常にいい取組だと思います。もう一つ、そこから行くと、そのオンラインの予約システム、カウンターに来ないで

やる、そうするとリアルタイムで空きがある、ないというのが非常に分かるし、管理するほうも楽かなと思うので、その辺とかも予算の問題はあると思いますけれども、多分進めていただけるのかなと思いますけれども、もう一度、その辺の高齢者に対したりとかのスマホのサポートとか、あとはそういう行政サービスのところ、今後どのようにしていきたいか、もう一回だけ教えてください。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

リスクについては、よく振り込め詐欺じゃないですけども、私の携帯のところにも変なメッセージが来たりとかというのは、多分ほとんどの方が経験されているんじゃないかなと思います。情報化社会になって、デジタル技術がいろいろ発展をしていく中で、私たちが今まで遭ったことのないようなやり方とか、手口みたいなものがある可能性は十分にあると思っています。

その当たりもまずは民間企業さんのほうで多分対応もしていただけるとと思いますし、国をはじめとする行政でもその辺はアンテナを張りながらしっかりと対応しなければいけないというふうに思っております。

ちょっとまだ未知の領域のところもありますので、そこは町としてはしっかりと情報収集させていただいて、あまり遅延のないような対応を心がけていきたいというふうに思っています。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） すみません、ありがとうございます。

時間もあれなので、3番目の観光、一次産業に関してのデジタルの部分です。確かにコロナ禍でワーケーション事業の補助金とかIT関係でシステム導入の補助金というのが確かにありましたということがあります。

観光地に関して言うと、個々の旅館さんたちの設備投資、これも非常に大変重要なところでございます。今まで対応していただいて、ありがとうございますというところもあります。もう一つは、僕はコロナ禍になって、観光でなかなか旅行客がやっぱり来れないという部分、あとは行動制限がないゴールデンウィークといいながらも、やはり全体的で見るとまだのかなと。今年に関してはちょっと例年に戻ったかなというところは、非常に肌感覚でありましたが、全国的に見てもというところはあります。

D Xの中で今、出てくるところで、仮想現実、V R、メタバースの世界ですが、行政のメタバースへの参入というのが、最近ちょっとちょろちょろと出てきているのかなと。バーチャルの世界で観光するというのもコロナ禍の中でちょっとはやりました。これは何かというと、行きたいけれども行けない、時間がないといった中で、H I SさんとかJ T Bさんがやっていたけれども、オンラインでバーチャルで旅行した気になるというものでございます。

僕が提案したいのは、今すぐこれをやってくれとかいう話ではなくて、リアルとバーチャル、これから先2つの世界というのが実在していくんだろかなと思っております。バーチャルリアリティーの中で東伊豆町というものを非常にアピールしていくチャンスもあるのかなと。そのV Rの中のイベントだったりとかで当町を知っていただいたりとか、当町の魅力を見つけていただいて足を運んでいただくという魅力面が出てくるかなと。町単独でこのような事業をやるというのは財政的な部分で難しい部分がありますが、例えば賀茂地区だったりとか、伊豆半島だったりとかということは非常にできるかなと思っております。

また、メタバースに関しては川根本町が東京の会社さんと、多分、川根本町にサテライトを置いている会社さんと、多分3つの会社で取組をしていますが、メタバースという仮想空間の中でE Cサイトを立ち上げて、地場産品の場所をつくって販売をしていくことが先日ありまして、もう対応をし始めている自治体があります。ふるさと納税のときと同じなんですけれども、こういう空間というのも無視は今後できないのかなというところがありまして、準備だけはしておいてほしいなというところがあります。

バーチャルな旅行なので、家にいながら例えば細野高原、見るだけじゃなくてV Rの中でライブをやってもらって、そこに参加して実際の映像と重ねたりとかすると行ってみたいとかという形になって、旅行者の増幅というか新しい客層の発掘というのもできるのかなと思って、一応提案をさせていただきます。

2つ目はあと一次産業関係のD Xに関しても、もうここも全部と一緒になんですよね。やっぱり農業を続けていく方が少ないとか、水産業も跡取りが少ないという中で、やっぱり人手が回らないところをデジタル化していこうよというのがあります。それも単独でやるというのはなかなか難しいのだけれども、先ほど町長が言った稼ぐという部分、考えていくと設備投資と稼げるところをうまくつくってあげれば、変な話、一人農業でも結構できるのかなというところがあるので、こういうところの準備も、町長、できれば課長さんたちと皆さんで研究をして進めていただけたらなと思うんですけれども、その辺のお考えをよろしく。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

一つ一つの御提案がうなずけるというか、そうだよなと思えることが多いとは思いますが、進められるものがあれば進めようとは思いますが、なかなかそこに至るまでは少しいろいろハードルがあるかなというのも率直な感想であります。

VR、バーチャルリアリティについては今後、確かに広がっていくと思います。そこをどうやって取り入れるかというのは、すぐに対応というのは無理だと思いますけれども、頭の中に置いて、今後何か機会があればしっかりと検討するということかなと思います。

あと、一次産業について、デジタル技術が人手が足りないところを補完するということ、確かにそうなんですけれども、あともう一個実は大事なポイントがあって、暗黙知、つまり経験とかノウハウと言われているところについて、なかなか伝承して伝えてきたものについてそういう新しい技術を使って、それを全然経験したことのない方に直接渡していくという、そういうところがもう一つの価値だと思っておりまして、そういうことも含めてこの東伊豆町ですぐにということもあるんですけれども、意識しながら新しい儲かる一次産業を目指して頑張っていければと思います。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） ありがとうございます。

今町長が言ったように伝承というところ、経験というもの。行政諸般の話でも出てきましたけれども、NHKのドラマの「17歳」なんですけれども、あれは当町をロケ地に使っていただきましたけれども、あのドラマを見た方は分かると思うんですけれども、非常にAIを駆使をして、AIが決めていくのではなくて、AIが経験だったりとか未来予測というものをデータベースから引っ張り出して最適なものを提案をする、それを人間がうまく使っているながら、最適なルートを通っていかうということだったりとか、行政サービスもそうなんですけれども、あれがテレビの世界だからというふうに思っている方もいらっしゃるかもしれないですけれども、ほぼほぼ6割、7割ぐらいは現実味を帯びているのかなというところがあります。

ただ、あのようなことを、あれはテレビの中のフィクションだしねじゃなくて、僕が最後に言いたかったのは、そういうことを真面目に考えて、できる、できないは別としてそういうふうにあったら便利だよ、そういうふうであったらこういうところが効率化できるんじ

やないかなというのを、常日頃準備しませんかということです。

国のほうもどのように進めていくかというのは、大きな柱は決まっていますが、事細かに、じゃ行政サービスのシステムの一元化はどのような形でなっていくのかとかは、全くこれからだったりとかこの先というのがあると思います。そこより先行してやってしまうと、やっぱり無駄になっちゃうんだけれども、考え方だったりとか、そういう技術があるよねということを考えておくと、やはりいろんなところの端々に出てきたときに、あつというのが気づくのかなと。

新しく考えつく、それを使ったこういうことができる、こういうサービスができるんじゃないか。こういう観光の取組、農業に対して効率化だったりとか、問題解決になるんじゃないかということの糸口をつかまえるために準備をしてほしいよということです。

当然、お金がたくさんあって湯水のように使えるのであれば、先行的にやって事例をつくっちゃうというのも一つですけれども、その準備をしていたときに、国がさあ、やりましようと言ったときに、うちの町はもうこれだけ準備ができていますと。ちょっと変えれば行けますよというところまで行けると最高かなと思いますので、この辺に関してはなかなか難しい問題で今回一般質問させていただきましたが、前向きに検討していただければと思います。

1 問目の質問はこれで終わります。もし、回答があればお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） おっしゃることはよく分かります。というのも、まち・ひと・しごと創生本部が立ち上がって、あのときにまち・ひと・しごと創生総合戦略みたいな話を地方に振られたときに、全く同じことが起こっていました。つまり、それまでにいろいろ検討してきた自治体については非常に先行優位というか、そういうのがあったんです。今回も恐らくこのDXについては同じようなスキームになるのではないかなとちょっと思っています。

そういうこともありましたので、6月に基本方針が策定されるんじゃないかという話はちょっと前から知っていたので、当町としてはできれば6月ぐらいに直接いろんな内容についてヒアリングというかそういう場を、実は今設けているところでありまして、それをしっかりと拝聴して、中身を確認をして、場合によればこちらからの質問も役所にぶつけさせていただく中で、明確化した中で町として何ができるかというのを、広く意見を聞きながら考えていきたいと思っています。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、通学路の安全確保についてを許します。

2 番、笠井議員。

(2番 笠井政明君登壇)

○2番(笠井政明君) それでは、2点目の通学路の安全確保についてお伺いをしていきます。

ここに関しては、僕も議員になってから何度かやらせていただいておりますが、岩井町長になりましたので、改めて御確認をさせていただこうかと思います。

児童生徒が通学している通学路に危険な箇所がありますよということなんですが、町はこの辺に関してどのように考えていますかと、今後このようなところの改善は行う考えがあるかどうか、2点、教えてください。

○議長(稲葉義仁君) 第2問の答弁を求めます。

町長。

○町長(岩井茂樹君) 第2問につきましては、通学路ということですので、まずは教育長のほうから御答弁いただければと思います。

○議長(稲葉義仁君) 教育長。

(教育長 横山尋司君登壇)

○教育長(横山尋司君) 笠井議員の第2問、通学路の安全確保につきましては、2点からの質問ですので順次お答えいたします。

まず1点目についてですが、現在通学路内で危険性があると思われる箇所としては、堀切の通学路脇の民地に大きな枯れ木がありまして、強風などの際に倒れてしまう危険性があるということは認識しております。そちらにつきましては、町道の管理をしている建設整備課にお願いをし、所有者の確認と所有者に伐採のお願いをしていただくよう依頼してございます。

次に、2点目についてですが、今後改善を行う考えはとのことですが、教育委員会といたしましては、学校とも協力し、常に危険箇所の把握に努めるとともに、危険があると判断された場合は児童生徒や保護者にお知らせするなど、安全管理に取り組んでおります。また、安全対策につきまして改善できるところから関係機関にお願いするなど策を講じていく所存でございます。

以上です。

○議長(稲葉義仁君) 2番、笠井議員。

(2番 笠井政明君登壇)

○2番(笠井政明君) ありがとうございます。

前回は堀切のというところがあったので、堀切のところのお話もしていただけたかと思い

ます。お話があったので、前から言っていますけれども皆さん御存じのとおりで、なかなか手が出せないというのがあって、民地だからというふうに御回答を前回はいただいていました。今回に関しては所有者さんを確認して再度何とかしてくれというふうな形で行くというふうな御回答でよかったかと思います。

それで、実はそのこのところというのは非常に木もあって危ないよというところもあるんですけれども、それ以外の部分というところも例えば生徒児童が歩く所によっては白線が消えかかっているよとかいう部分とかも町道にたくさんあったりとかします。全般含めて、レベルで言ってしまうとあればあれかもしれないんですけれども、安全か安全じゃないかとかいう部分と、前町長のときの御回答だと年1回の安全確認で生徒さんとか児童さんと、あとPTAだったりとかと一緒に歩いて確認をして、危険箇所の把握はしておりますという形でしたが、大きく改善されたということはないのかなというところが今までありました。

なので、単純に、岩井町長、新しくなって、よそから来て見て通学路に対して安全なのか、安全ではないけれども安全に努めてどのように行っていくのかとか、ちょっとお考えのほうをお伺いできればと思います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

非常に難しい問題で、地方になればなるほど財源の話もある中で、しかも大体どこの都市もそうですけれども、整備したインフラというのが大体老朽化をしてきているという話もあれば、加えて先ほど言いましたけれども、地球温暖化によって雨の降り方が全く変わってきたという、今まで経験のしたことのないような状況に陥っています。一方で、同じ変化という中では、子供の数が減ってきて、そのインフラを利用する子供たちの数が減ってきているというような中で、どういうのが最適解かというのは、なかなかすぐには出てこない解だと思います。

ただ、子供たちが日々通学をしている通学路でもあるということなので、そこを踏まえながら、加えて父兄の御意見もあろうかと思いますし、あらゆる選択肢を、可能性をちょっと探りながら、ちょっと今調べているというか検討している状況であります。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） ありがとうございます。

危険箇所を直していくというところでは、当然お金が発生してくるので、なかなか全

部を一遍にというのは難しいというのも分かります。が、本当に危ない箇所に関しては、究極を言ってしまうと直してリスクを下げるのか、リスクをそのままにして事故が起きないことを祈るのか、違う方法を考えるかの、究極を言ってしまうと3つなのかなと僕は思っています。

ここに関しては、例えば昨年ですか、教育委員会のほうとかでも通学路のアンケートを取っていただきましたが、3ルートだったか書かれていましたが、これとこれとこのルートがありますけれどもどうしますかみたいな、ざっくり言ってしまうと、形だったと思います。やっぱり保護者の方からお伺いをすると、危ないけれどもやっぱりあそこが時間的には一番最短であるし、例えば大回りをして行かせると、やっぱり余計に20分とかかかってくる。距離の部分とかもあると、手放しであそこがいいよねとは言えないけれども、学校とかがルートとして示して通っていいのであれば、そこを選択するよねという感じなのかなという声もありました。

なので、例えば通れる、木が落ちてきたりとかそういうリスクはあるけれども、やっぱり距離を考えちゃうとあそこかな。でも、例えば町のほうが危ないから通らないでと言ったら、じゃ、仕方ないよねみたいな考え方もあるのかなと思います。

要は、町として安全管理を本当にしっかりやって、万全な体制ですということまで言えるのであればいいのかなと思うんですけれども、なかなか言えない部分で、もし大雨が降ったとか、この間も雨が降りましたけれども、後とかに例えば翌日朝、変な話、建設課が見に行って、全部チェックして、オーケーであれば通学させますよとかいうことまでやっているんだったら、僕は全然ありだと思うんですけれども。

実際問題、その後通った方とかに、木が落ちているよとか、あったりとか、昼に見に行くと、落ちているねとかいう形であるのであれば、いつ落ちてくるというのは今までだったら昼間じゃなかっただけなのかもしれないんですけれども、昼間歩いているとき、朝歩いているときに、万が一行ったときにどうしますかというところまで考えて、対応の考え方というのは考えてもいいのかなと思うんですけれども、どうでしょうか、その辺は。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 行政も最善のことはやれるところはやるのが当たり前だと思っております。ただ、それで問題は解決しないことというのはたくさんあるわけですよね。関係する方、当然、その道路を利用する方を含めて、それぞれがやれることをやればよいというふうに思っています。それが協力であったり連携という話だと思います。

行政は行政でやるべきことをやって、使用者は使用者で、例えば雨の直後は絶対通らないとか、お互いに危ない所を注視をしていくとか、そこで連携を図るとか。いろんなやり方があるかと思います。

堀切の話だけに言及すると、あそこは僕も話をいただいてから何度か現地へ行きました。上から全部下がってきたり、下から上がっていったり、見ておりますけれども、たしか民家があって、生活道として使っている可能性もあるので、安易に通行止めという判断は、またこれも難しい課題が出てくるという中で、今いろいろな難しい局面の中でやれることは何かということで検討しているということでもあります。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 危険とか安全とかはちょっと度外視をして考えてください。通学路ということの規定なんですけれども、通学路を学校は決められません。ちょっと乱暴な言い方かもしれませんが、学校が通学路としてここを通りなさい、その家からここを通過してこうやって来なさいという指定はできないんです。

学校が法定通学路として指定できるのは、学校を中心として約500メートルの範囲です。だから、最終的にこの辺の道を通ってきなさいというルートを、そこしか決められません。そこにたどり着くまでの道は家庭で決めるんですよ。家庭で決めて、年度当初に生活環境調査票というのが配られますよね。それで自分の家を描いて、学校へまでどういうふうに行くかという赤線かな、今は、ちょっと分からないんですけれども、色の線を使って描いてくださいと。それは通学路として学校が認識します。

ですから、学校はその道を通りなさいということはなかなか言えません。ただ保護者が自分の家から最適な道を選んで通学路として学校に提出をして、学校としては学校長がそれを認識するという、そういうことです。だから、危険云々はちょっと今度外視して通学路の規定ということで考えてください。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） すみません、御答弁ありがとうございます。

通学路の今、教育長のお話がありましたが、それを踏まえると、町長も言っていますように当然なんですけれども、お互いリスクはあって、お互いの部分で、先ほど町長が言ったように通学させる保護者だったり生徒の責任というのも当然あると思います。ただ、このように聞いてきたのは、確かに先ほどの通学路としての学校に調査票を出すときに、そこを通し

ていくんだけれども、お互いがお互いで例えば認識をされていてやっていくよというところで、リスクの理解というのを再度、やっぱり保護者とかにももう一回その部分というのは周知してもいいのかなと思います。

多分、今、教育長が言ったお話というものの理解というのは、全部はやはり皆さんされていないと思われます。教育長が言うとおりでとは思うんです。学校が指定をしていない、確かにそうだと思うんだけれども、じゃ、例えば地域で小学校１年生に入りました。みんなどこから行っているのか、ここから行っていますと言うと、じゃ、そこが通学路なんだねみたいな認識は、どうしてもあるのかなと思います。

なので、いきなり書面でこうですよ、ああですよじゃなくて、例えばここを通っている保護者だったりとかとお話をして、どういう形が一番ベストなのか、今までにも僕の質問の回答みたいに、年２回ＰＴＡとかと歩いていて認識はしてもらっていますというよりは、実際のお母さんたちとか保護者の心配事というのを、もう一度ちょっと耳を傾けていただいて。

どうしても本当に危ないよという人は、僕も思うんですけれども、毎日送り迎えをすればいいかなと思いますし、例えば全部で行っていく、学校のほうとかいろんな部分で安全面を考慮するのであればスクールバスのほうが、コストだったりとか安全面が確保できるということであれば、そういう選択肢もあるでしょうし、いろんなことを再度、もう一度ちょっと見直してほしいよということで、今回のこの２問目の通学路の安全確保というのは質問の意図でございます。

今、堀切の話ばかりになっちゃいましたけれども、最初に言ったように、稲取だったりとかその他奈良本であつても、やはりちょっと白線が消えかかっている、例えば擦れ違うときにその白線にかなり寄ってきたりとか踏んだりとかという部分というのも非常にあつて、ドライバーから認識しづらい部分とかもあるかもしれないというところですね。また、あとその他例えば側溝だったりとかグレーチングの部分とかも、再度確認をしていただいて、直せるところから直して、少しでも生徒とか児童のリスクを下げたい取組を再度お願いしたいなと思ひまして、２問目の質問はここで終わりにしたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 以上で、笠井議員の一般質問を終結いたします。

この際、14時5分まで休憩とします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時05分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 須 佐 衛 君

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員より、一般質問で掲示板の使用、資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

7番、須佐議員の第1問、町長の政治姿勢についてを許します。

7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 私、今日3問通告しておりますので、順次お願いしたいと思います。

町長とは、初めてこの議場で一般質問させていただきます。建設的な議論ができることを私も願っております。よろしくお願いいたします。

まず1問目、町長の政治姿勢についてということで、町長の所信表明を拝聴すると、今後の町政運営に期待が高まる場所であるが、以下の点について伺う。

1、町長選挙のときに「人口を1万5,000人にする」との目標が耳に入ったが、その具体的な方策は。コンパクトシティの検討と相反するのではないか。

2番目、女性が活躍する社会について、東伊豆町では女性の管理職登用がこれまでなされていないが、町長の考えは。

3、町内の道路整備について、国道を補完する町道湯ヶ岡赤川線の早期整備と、伊東市へ直結するバイパス構想の実現化について、町長の考えは。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） それでは、須佐議員の質問にお答えさせていただきます。

政治姿勢ということについて3点、まずは御質問いただきました。

まず、人口1万5,000人ということで、その具体的な方策とコンパクトシティとの関係と

ということですが、まず人口1万5,000人を目指すというのは、積極的な姿勢で町政運営にチャレンジしたいという私の決意表明だと考えていただければと思っております。その一方で、冷静に現実を捉えて今後の人口減少に対応していく必要は当然これありまして、その方策の一つがコンパクトシティという考え方です。

人口増加や右肩上がりを前提とした日本社会が大きな転換期をもう何年も前に迎えていると思いますけれども、今後は社会が縮小していく中でのまちづくりという、今まで私たちが経験したことのない状況に突入をしていくわけであります。

人口対策については、どうやって増やすかということですが、様々なことがあろうかと思いますが、例えば、出産可能な女性の数が限られていますので少子化を大きく改善することはなかなか困難であることから、当面は転入人口を増やす取組が重要だと考えております。当町の産業構造から考えると、観光産業に従事するために転入してくる方の数を増やすことや、就業後に町内に定着をしていただくことが必要でありますけれども、現在はこの点に課題があるというふうに感じております。

今後は女性が生活をしやすい観光業に従事する若者が定着しやすい環境づくり、これを検討していきたいと思っております。

それと、あとは2番目でありますけれども、女性の管理職という話でございます。基本的に女性であろうとなかろうと、男性であろうとなかろうと、全くその差はないと思っております。男性女性にかかわらず管理職の職務は全く同じであると考えておりまして、男性だからとか女性だからとかいうふうに分けて管理職に違う役割を求めるとことはございません。女性という理由で管理職への登用が阻まれるということも一切ないと考えています。適切な方が、その適切なポジションで仕事をするのが、東伊豆の町にとっていいことではないかというふうに感じております。

そして、3点目でありますけれども、町道湯ヶ岡赤川線についてでありますけれども、これは御存じのとおり静岡県の代行事業として昭和63年から工事着工しておりますけれども、今後も国道135号線の代替道路として、町の役割を遂行し、県に対しても早めに早期に建設が終わるように、供用開始されるように引き続き要望していきたいと思っております。

多分、議員御指摘のところだと思いますけれども、伊東市へのバイパス道路につきましては、現場も私も行きました。なかなか地盤というか地形的に難しい状況があったり、あとは用地のほとんどが伊東市にあるというのが、かなりネックなところではあるかと思っておりますけれども、難しい案件であるのは間違いないというふうに思います。

当町の主要幹線は国道135号線のみで、1つでも多くのルートを確保して、災害時のリスクを分散するという面からも引き続き粘り強く、この伊東市へのアクセスということについては考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） ありがとうございます。

今、お話を伺いまして、決意表明というような話の中で1万5,000人に近づけるというような形のお話を伺ったところであります。でも一方では、現実を見なければいけないというようなことがあるわけなんですけれども、この所信表明の中でも移住政策というのがかなりうたわれていたかと思しますので、その辺の姿勢というのを貫いていただきたいなというふうに考えております。

ただ、そのコンパクトシティに関しましては、人口をどこに集中させるのかというようなこともあるかと思うんですけれども、うちの町というのは鉄道の駅が5つある非常に恵まれた町なんですよ。それを考えますと、どこか、例えば稲取に集中させるとかというようなことだけではいけないような気もするんですよ。ですので、各集落、集落ごとに、どうでしょうか、考え方というのは、コンパクトな形にするということであれば考えていかなきゃいけないのと。

それと移住者の話が今出てきている中で、移住者はどうしても空き家が中心地に物件がないというようなことで、私も別荘地の中に住んでいるんですけれども、私が住んでいるところの周辺というのは、結構人が移ってきております。そうしますと、昔からの別荘地で開拓されているところですから、中心地から離れた所に人が住むようになってきている。これは町長も先ほど言われていましたけれども、交通網の整備とかこれからの課題にもなろうかと思うんですけれども、一口にコンパクトと言っても難しい部分があるんじゃないかと。

都市部ではない、非常に地方の町においてのコンパクトというものについて、ちょっとその辺のところでもしお考えがあったらお願いしたいと思います。

それと、2点目ですが、確かに町長が言われるように男性が、女性がといったような、今はジェンダー平等と言われている時代ですから、そういったことはなしに昇進というものを考えなきゃいけないですし、国としても企業に女性の管理職というものの数をこれから尋ねるみたいな、目標設定というようなこともあるわけなんですけれども、本来ジェンダー平等

でなければならないということがあるかと思います。

ただ、うちの町の場合は、これは私も中に入ったことがありませんので分からないんですけれども、なかなか管理職が育たない環境にあると。やはりトップに立つ方は育てていくということが大切になってくるんじゃないかということが一つ、それがあつたと思うんですよ。

例えば、世界に目を広げますと、今、スウェーデンとかフィンランドは女性の首相がNATOの加盟を決断したという話がありました。恐らく男性だったら、そういう決断というのはなかったんじゃないかと。女性というのは非常に現実的なところ、男性は、またこれ男女というのであれですけども、野心的なところがあります。ただ女性は非常に現実的なところをよく見ている。ですから、周りがその人をサポートすることによって、女性の輝く働き方というのがあるような気がして、私は思っております。

これはインターネットに出ている情報なんで、ここで申し上げますと、内閣府の男女共同参画局「見える化」サイトというところで数字を拾いました。女性の管理職の割合、2021年3月現在、下田市が15.8%、南伊豆町16.7%、西伊豆町9.1%、松崎町6.9%、それで東伊豆町が0%です。

私は3月に賀茂郡の議会をちょっと傍聴させていただいた中で、西伊豆町での議会事務局長が女性であつたりとか、南伊豆町でも教育委員会事務局長が女性であつたりとか、先ほど定居議員からちょっと聞いたんですが、昨日、河津町の傍聴に行かれたということ、2人管理職。そういった形で非常に保守的な賀茂郡の地域の中でも考え方はすごくオープンになってきている。そういうようなガラスの天井というものも意識しない仕事、働き方になっているということがありますので、その辺のところは引き続き、町長、やっぱり育てるという観点で意欲のある女性職員で教育のほうをお願いしたいなというふうに思います。

それから3点目ですが、道路整備につきましてです。先ほど町長が復興庁の要職を務められているときのお話を伺いました。私も震災直後、現地へ行きまして、海岸沿いの道路が全く通行止めだったのに、三陸の沿岸道路、中に入ったところ、あそこが無傷のまま道路が残って、物流ですとか人の輸送とかというものができていた。それが昨年の12月に仙台と八戸の間の三陸沿岸道路が全線開通したというようなことがございました。

この東伊豆町を見ますと、伊東から135号、東伊豆町、この東海岸というのは津波もそうですが雨量によって交通規制があつたりする。非常に土砂災害で危険な路面がある。これは前町長がこの湯ヶ岡赤川線の早期整備というのは無論そうですけれども、この伊東市へ直結

するバイパス構想というものを結構熱を入れて答弁されていたというふうな思いがあります。

その辺のところ、ここも一つ、町長、国交省などで要職を務められたということでもありますし、このことの見解というものをちょっとお聞かせ願いたいなというふうに思います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

まず、コンパクトシティについての話ですけれども、コンパクトシティと言ったからといって、全てをコンパクトに1か所という発想はなかなかないんじゃないかなと思います。国土交通省のほうもコンパクトシティを進める上では、コンパクトシティ・アンド・ネットワークということで、それぞれの拠点をつくりながら、そこを公共交通で結んでいくというやり方をたしかやっていたかと思います。

幸い、議員のお話にもありましており、この東伊豆町というのは南北に伊豆急が走っておりまして、まさに公共交通が町を貫いているという、ある意味これはメリットだと私自身が考えております。そこを生かしながら、どのようなコンパクトな町の配置にしていくかということを検討していければというふうに思っております。

そして、女性についてでありますけれども、これいろんな考え方があろうかと思っておりますけれども、私は女性を支援するとか、例えば何パーセントを女性の管理職とかと目標設定してやったりをしておりますけれども、それよりも本来女性が持つ能力を生かせるような環境づくりをつくっていったほうがいいんじゃないかなと。分かりやすく言うと、例えば、子育てをしている女性の場合、本当に子育てというのは労力、まさに今自分が味わっているところでありまして、それを今の日本社会というのはどちらかというと女性がある程度見なければいけないという建てつけになっております。

それを少しでも地域で、そしてコミュニティーでみんなで子供を見守るというような感じで、女性の負担を少しでも減らすことによって、女性が能力、技術があればしっかりとそれを活躍できるというような環境づくりというのが非常に重要ではないかなと個人的には思っております。

それと、道路について、専門分野でもありますので、議員が言われたのは、くしの歯作戦の話だと思います。確かに沿岸部の道というのは比較的弱いというのは立証されました。この地域においても、かなり脆弱な国道があるということで、1本内陸に入った道というのは必要だと思っております。

伊東市に抜ける道については、私も現場に行きまして確認をしてきました。地形も見てき

たんですけれども、なかなか高低差があったり、あとはほとんどが伊東市の敷地ということもあって、難しい側面もあるのかなと思いつながら、引き続きどういうルートがいいかということも含めて検討しながら、それを踏まえて要望活動はしていきたいなと思っています。

と同時に、東伊豆の方にとっては、何かあったときに逃げる道というのが必要なもので、今ちょうど湯ヶ岡赤川線を造っておりますけれども、それとうまく接触するような形で、接続するような形で、河津のほうに抜けられるような道ができるかできないか、そのようなことも含めて検討し、進めていきたいと思っています。

それで、災害時のことなんですけれども、阪神淡路のときもそうでした。東日本大震災のときもそうでしたけれども、陸路についてはなかなか難しい側面が出てきます。我が国は四方を海に囲まれているということで、海を使ったルートというのは災害時には非常に有効だと。大島がたしか噴火したときも、稲取港にたしか逃げてきた方がいらっしゃるということ踏まえると、この海上輸送というところを、何かあったときに活用できるような準備ということも同時にしていければいいのかなと思っています。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、観光地としての課題についてを許します。

7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 次に、第2問、観光地としての課題についてということで、ゴールデンウィークは久しぶりににぎわいを見せたが、アフターコロナの観光を考えると課題も見られた。そこで、次の点について伺う。

1、旧大川グランドホテルの廃屋は著しく景観を害している。令和3年6月の定例会において質問した際、特定空家に認定していないとの答弁だったが、現状はどうなっているか。また、所有者との交渉について進展しているか。

2、教育旅行については、県が積極的に誘致に乗り出しており、当町も進めるべきと思うが町長のお考えは。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

第2問の答弁ということで、観光地としての課題についてということであります。

まずは旧大川グランドホテルの廃屋についてということで、確かに伊東から来て賀茂に入って、海が開けてすばらしい景色があるなと思ったら、いきなりあれが目に入ってくるということに、非常に私も問題意識は当初から持っております。旧グランドホテルの廃屋については、今お話ししたように町の玄関口という場所でもあることから、本当に何とかしなければいけないという認識は全く同じだと思います。

建物の所有者からは分譲型のリゾートホテルの開発計画の説明がございました。ただ、そのどういう体制であるとかということについては、ちょっとまだ不明確なところもあるかと思います。加えて、私としてはあそこの場所というのは非常に東伊豆の玄関口ということで、公共性の高い利用方法が望ましいのではないのかなと少し思っております。そんなことも含めて、今後具体的に検討していきたいと思っております。

特定空家に関しては認定はしておりません、今も。というのは、基本的には今のところ行政代執行ということはまだ選択肢にはなっていないということだと思います。

それと、あと教育旅行についてですね。教育旅行については学校行事として行われる、一般的ですけれども、修学旅行とか林間学校とか移動教室とかいろいろ野外活動などいろいろ範疇が広いみたいです。特に代表的なものとしては修学旅行かなと思うんですけれども、今のコロナ禍の中で2年間、旅行先で集団感染の懸念から自粛措置が多く学校で取られておりました。幸いにもこの4月以降、感染者数が減少傾向であることから、徐々にではあります教育旅行の復活の兆しが見えてまいりました。

以前は首都圏や関西圏が主な目的地であった教育旅行でありますけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえて、この東伊豆のような地方に対しての意識も随分広がってきていると認識しております。

当町での対応であります。まず、受入れに対してはその時々で対応しているのが現状でございます。過去には観光協会内で小規模旅館を中心とした受入れ体制を検討しましたがけれども、どうも調べてみると需要が少ないという話もあって、随時の対応にとどまっているということでもあります。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） ありがとうございます。

今、その旧大川グランドホテルの話、初めて聞きました。分譲型のリゾートホテルを建てたいというような意向があられると。それは現実的な話なんでしょうけれども、どういう形で、例えばいついつまでに、この時期までにとかという話はあるんですか。いつまであの廃墟というものがあいう形であるのかということも含めまして、そういう話は、ああそうですか、じゃ、お願いしますという、あの廃墟にもううんざりしている者からすると、そういうことでは私は行かないと思うんですよ。

今もホテル観賞のタベというイベントの中であの駐車場を使っているというようなこともあったり、あの駐車場を実際に使っているということは、相手方とは何か交渉等、そういうようなこともあるんじゃないかというふうには思うんですけども、そういった形の中で、取りあえずあの建物というものは撤去してもらわないと、この町というのは一生その悪い印象が付きまってしまう町になってしまうということがございます。その点についてまずちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 民間の計画でございますが、先般、つい最近、初めて図面めいたものをお持ちをいただいて、副町長と自分のほうで計画について伺いました。

ただ、土地の関係もかなり複雑な権利関係がございまして、あの全てを民間の所有者の方が持っているというわけではございません。

例えばホテル観賞のタベで使っている駐車場については、町が県から占用を受けているような場所であったりということで、複数の所有者が所有していたり、あるいは権利を持っているところなものですから、民間の方が自分の土地だけでやることであればとんとん拍子で進む可能性もあるんですが、ちょっとそういう場所ではないもんですから、民間の方がやるにしてもかなり時間はかかるのかなという感じはしますし、ですので、今の時点でいつまでに竣工を目指しているとかという具体的な時間軸でのスケジュールの提示まではいただいていないような状況でございます。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 計画は民間の会社がする計画をお持ちになっているという、それは自由でしょう。ただ、あの建造物をいつまでもあのような状況にしているということに対して、町は非常に迷惑を受けている部分だというふうに思いますので、撤去については早く進

めてもらうということをお願いしたいと思うんですけれども、その辺の交渉というのはいかがなんでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 民間の事業者の方も事業ができるということが、恐らく権利関係ですとか、町の考えとの兼ね合いですとか、そういうものが全て整理をされて自分の計画ができるという段階にならないと、先行して建物だけを撤去するという考えは今のところないようございまして、それについて町のほうをお願いベースでお願いすることはできますが、今のところ強制力をもって撤去させるということはちょっと難しいものですから、その辺はちょっと御理解をいただければと思います。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 今お話を伺っていますけれども、見た感じ私も専門的なことは分かりませんが、海岸空地にある建物だと思います。町だけの、あるいは県とか、国とかそういうところも関わってきていると思うんですけれども、その辺のところぜひ協議を進めていただいて、あの建物というものが早く撤去をしてもらえるように、行政からも町長からもお願いしていただきたいなど。この廃屋、廃墟の問題というものも町長が要職されていた省庁の管轄であろうかと思いますので、その辺のところも一つ、町長のお考えをお願いしたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 観光庁の絡みだだと思いますけれども、廃屋の撤去に関しては国がある程度負担をするという制度があったかと思います。ただ、前提条件としてはそこをしっかりと観光的な用途に使うということも言われていたかと思いますが、町としてはあその場所についてはなるべく町民全員が恩恵にあずかれるような、言わば公的情報発信の場所的なものとか、そういうような使い方ができないかなということで、現在検討をしているところです。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 今町長が言われたことは、公的な形の施設なり、私もそれはそうだと思います。それは自分もそういう考えではありますし、個人的にはあそこにスケートパークがあつたらいいなと思ったりもしたんですけれども、それは置いておきましても、町として

いろんなことを図っていただきたいというふうに思います。

2番目の教育旅行についてなんですけれども、これも私も今まで何度か教育旅行ということとを議論してきたところでございます。その中で、コロナの中でいち早く立ち上がっていった観光の氷解というものがこの教育旅行だったんじゃないかなというふうに、私も思うんです。修学旅行であるとかといったところは、もちろん学校ですから非常に慎重にその辺のところはやるわけですが、しかし、体験的な学習ということの重要性というところから、今動き出して、県もこういう形で、今、資料を皆さんにお配りしていると思いますけれども、教育旅行の誘致を強化しているというような形のところがあると思います。

また、県の「山の洲（やまのくに）」構想というのでしょうか、つながりの中で、地域の中で人の移動というものを考えながら、旅行を進めていくということでもあります。

稲取温泉、熱川温泉を中心としたところ、どうしても大型の旅館とかホテルというところに目が行きますけれども、やはり中小の旅館であるとか民宿やペンションがあるといったようなこともありますので、幅広いメニューの中から旅行を楽しんでもらうといったようなことも大事じゃないかと。

例えば伊豆高原なんかでも、毎年参加者が増えていまして、これ一昨年の8月になりますか、教育旅行、予定より3割増だと、コロナ禍においても非常に多かったというような記事も出ていたりしています。

考え方にもよるかと思うんですけれども、この自然体験、よく子供たちは農業とか漁業とかという話の中で、実際に漁をしているところを見ないとか、収穫体験というものを実際に見たことがないとかという、そういうことを体験することが大事だというふうにとったり。今、総務経済常任委員会のほうの所管事務調査の中で、どうやって一次産業というものの理解を次の世代に伝えるのかという話の中で、そんなことを思ったりもします。

また、町の資源として築城石、町長も聞いたことがあると思いますが、そういうような歴史的なそういう遺物もあります。

旅のマナーですとか、自然体験とか、農業、漁業体験、今申しましたけれども、そういったようなことを学ぶということに関して、うちの町というのは、その旅館のしきたりだとかそんなことも含めて、メニューというのが非常にあるんじゃないかというふうに思っています。

例えば河津町においては、今年度より教育旅行や合宿などに訪れるグループに対し、観光協会を通じて5万から20万円の補助事業を交付することになったというような話が出ておる

ところで、これ具体的にどういう形になっているか私もまだ聞いておりませんが、今年度からの事業になっている、そういうような補助もあると。なるべく教育旅行を東伊豆町に招き入れる、そのところにもなかなか受入れ側がちょっと学生はというような話になってくるとしようがないんですけれども、町として、町長としてやっぱりそういうような形で教育旅行というものを考えていきたいと思います、機運が高まっていれば、よりよい観光地になっていくんじゃないかというふうに思います。この辺についていかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

教育旅行、自分も修学旅行の記憶がいまだに覚えているということも含めると、大変重要だと思います。ただ、一般的に教育旅行が進んでいる地域というのはちょっと調べたんですけれども、何か特徴があるようで、特徴というのは例えば県内においては浜松市、ここでは公益財団法人浜名湖ツーリズムビューローというのと旅行会社が、教育旅行誘致部会というのを立ち上げた、それで企画運営をしているという話も聞こえてまいりまして、あとは静岡市においては民間宿泊施設や関係事業者を中心とした組織の下、教育旅行誘致をしているということが聞こえてまいります。

つまり、民間企業などが率先をして、教育旅行のプランやコンテンツの組立てを行って、いろんなアイデアも多分そこでつぎ込むと思うんですけれども、加えて実際に営業をやっていくマーケットを増やしていくというようなやり方をやっているのではないかなと思います。

我が町においても教育旅行のプランや、先ほど体験、研修プログラムみたいな話もありましたけれども、そんなコンテンツの構築や受入れ体制整備など、民間ベースである程度やっていただけたところはやっていただいて、町としてもその民間企業との連携というのは大変重要だと思っておりますので、ぜひ須佐議員におかれまして、率先してその機運を上げていくということをやっていただいて、連携をしながら、この東伊豆にふさわしいやり方、教育旅行というのを実現できればいいのではないかなと思います。

なお、現在、関連する動きでありますけれども、6月25日から1泊2日で静銀さんが主催となって「しずおかキッズアカデミー」と称して、県下の小学4年生から6年生を対象に受入れを行います。また、大学連携協定を締結している杏林大学の保健学部理学療法学科の生徒約60名が1泊2日で来町し、関連施設で研修を行う予定で、町としても現在調整をしているところです。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

(7番 須佐 衛君登壇)

○7番(須佐 衛君) 町長もいろいろ調べていただいているみたいで。そうですね、私もこれまで観光協会、個人業者さんとかといろいろそういう話をしていく中で、なかなかその受入れということに関して、例えば伊豆高原とかだと分散してたくさんのペンションとかそういう施設があるという話で、うちの町でやるということになりますと、いろんな形の宿泊形態の中に分散しながら泊まっていくということになります。

ですから、より町内でそういうような醸成というか、考え、御意見交換しながら、観光協会も1つになったということもありますので、そういうようなまた議論が高まっていけばいいなというふうに思っております。

○議長(稲葉義仁君) 次に、第3問、幼稚園の統合についてを許します。

7番、須佐議員。

(7番 須佐 衛君登壇)

○7番(須佐 衛君) 幼稚園の統合についてということで、3問目でございます。

幼稚園の統合については、園児数の減少など様々な要因により統合になると説明があったが、次の点について伺う。

1、スクールバスについて、新しいバスが導入されると聞くが人的サポートも含め安全面について確認したい。

2、熱川幼稚園の園庭側にサッシを張り巡らせる案があると聞くが、砂ぼこり対策だとしたら教育環境の整備に向け芝生化を提案したいが、当局の考えは。

3、統合後の稲取幼稚園の利活用についてどのような考えがあるか。

以上でございます。

○議長(稲葉義仁君) 第3問の答弁を求めます。

町長。

○町長(岩井茂樹君) 3問目につきましては、教育委員会関係ですので、教育長から答弁をしていただければと思います。

○議長(稲葉義仁君) 教育長。

(教育長 横山尋司君登壇)

○教育長(横山尋司君) 須佐議員の第3問、幼稚園の統合については、3点からの質問ですので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、現在の通園バスは購入後14年を経過し経年劣化も進んでい

ることから、来年度の幼稚園統合に合わせて、現在のバスを入れ替える形で新規購入する予算を今回の定例会に要求させていただいているところです。

人的なサポートも含め安全面の確認ということですが、現在も幼稚園バスには必ず幼稚園教諭が同乗しており、園児の様子を見ながら安全面に配慮し運行しております。これは、車が新しくなって統合しても変わらず続けてまいります。

そのほか車両面での安全対策装備ということについては、運転手に異常が見られた場合に同乗職員が停車を管理できるEDSS、ドライバー異常時対応システムという装置や、シートバックにクッションや至るところにプロテクターが装備されております。また、PCSという歩行者検知機能、衝突回避被害軽減サポートというのがついており、現在の車両らしい様々な機能が備わっております。

次に、2点目についてですが、熱川幼稚園の統合については、昨年度、町の学校教育環境整備委員会で協議を進めたほか、保護者との話し合いも行っております。その中で、園舎の廊下部分が開放されているため、砂ぼこりや悪天候時の雨の吹き込み、それが問題になっているという御意見が多く聞かれ、そのために廊下部分と園庭との境にサッシを設置する、そんな計画を立てております。

園庭の芝生化につきましては、園や保護者からの要望は今のところ上がっておりませんが、今年度開催している統合準備会において話し合っていきたいと考えております。

次に、3点目についてですが、御質問のとおり稲取幼稚園の園舎につきましては、令和5年度には園舎として使用しなくなります。その後の利活用については現在決まっているわけではありませので、教育委員会だけではなく、町としてどのような活用ができるのか、今後検討していくことになります。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） ありがとうございます。

幼稚園バス、その送迎バスですけれども、ちょっと私も調べてみましたところ、52人乗りというのかな、49人で大人が3人乗って、かなり50人ぐらい乗れるようなバスじゃないかなというふうに思ったんですけれども、実際には何人乗る予定なんでしょうか。送迎をしているながら回って行って、こちらの幼稚園統合だよりというのを見ますと、各地区の通園バスの運行について、大川、北川から白田、片瀬、稲取とありますけれども、各地区回って、実

際に直接来る方もいるんでしょうけれども、バス利用する方もいるんでしょうけれども、ちょっとその辺お聞きしたいところです。

昨年の7月、福岡のほうで、これは保育園でしたけれども、中で置き去りの事故というようなことがありました。今現在、当町においても先生がついて、しっかりそのところを、運転士さんと両方で確認作業行っているというようなお話でしたんで、その辺のことを引き続きお願いしたいのと、やはり車とかよくなって、最近のはここに画面が出て、後ろは振り向かなくても映るみたいなことなんです。私なんかも逆にそういうのは怖いんで、必ず後ろ見て確認してバックするようにしているんですけれども、やはり目視ですとか、そういったことも大切になると思いますんで、その辺のところの確認をお願いしたいなというふうに思っております。お願いします。

○議長（稲葉義仁君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原 巧君） それでは、何人乗れるかということにつきましては、バス本体ですと、子供さんの場合は3人で2人分の席という計算になるようですので、52人までは乗れるという形になります。大人も含めてですけれども。そうなりますと、園児、今年でいきますと39人ですので、過剰ではないかという御意見もあろうかと思うんですが、現在、コロナ対策で2人並ぶ席においては1人しか乗っていないような状況で進めております。

今後、あまり近づかないで座らせる方法を考えると、最大で50人の半分くらいの人数が通常は運べる。ただ、園行事で結構多く乗る場合もございますので、ふだんの通園だけではなく、園行事に合わせて全員乗つけることもあるんじゃないかということで、過剰ではないと判断しましてこのサイズ。今現在、幼稚園でバスで使うには一番使い勝手がいいんじゃないかと思われるものを選択したいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） ありがとうございます。

では、幼稚園の園庭の芝生化について。

これは古い話ですけれども、10年も前の話ですが、当時、まちづくり協議会というのがございまして、その中で私も部会長をやらせてもらった中で、あの当時、熱川幼稚園というのがまだできて間もないような頃で、園庭を芝生化にしたらどうなんだろうかというような意見が出たことを覚えております。ただ、その芝生化については、非常に手入れとかそういつ

たものが面倒だというようなことから見送られるというか、提言だけで終わったのかなというような気がしました。

今回、私、稲取と熱川幼稚園が一緒になるということで、すごく画期的なことといったらおかしいですけども、この教育の問題、これからの小中一貫とかも含めまして、すごく大事なことだというふうに思っています。2つの地域が一緒になって、子供たちをそこで通園させて、見守り活動をその地域がやっていくということについて。ですから、給食の導入ももちろんそうなんですけれども、ぜひ、子供たちに環境のよいところで過ごしてもらおうというようなことを提案したつもりで、この園庭の芝生化のお話しさせていただきました。

近くで調べますと、清水町立の幼稚園、私も電話しまして見学させていただきました。それが画像に出ているものです。お手元にも資料が行っているかと思います。園舎の前が一面こういう形できれいな芝生になっているところです。お邪魔させていただきました、清水町は4つ幼稚園があるんですが、4つとも芝生化しているそうです。その中でこの北幼稚園がいいですよということで伺ったわけなんです、この北幼稚園は、地域の方が週に何回か来て、何人かでボランティアで手入れを行ってくれているということがあるんです。

確かに大変です。水をまいたり、この下の写真なんかも、毎日、夏場は散水をする。そして、もちろん芝刈りをしなければいけない。刈った芝もそのまま捨てたんではいけないということで、乾燥させてから捨てている。そして、親切に園長先生が倉庫の中まで案内してくださったんですけども、この芝刈り機も、手で押しながら芝を刈るものはこのグリーンバンクというところから支援があったようなんですけども、実際にはそれじゃ足りなくて、電動のものを使ったりとか、肥料ですとかそういったものも、こういう形で補助が出て購入しているというようなことがあったり。大変な部分があるんですけども、子供たちのことを考えると、私はぜひ進めていけたらどうなんだろう。そのように考えておるところでございます。その辺のところ、もう一度、そのお話を聞かせてもらえますか。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 芝生化に関しては、やっぱり今、須佐議員がおっしゃるとおり、手入れ、管理等が非常に大変でして。

実は、賀茂地区の中にも1校だけ校庭が芝生になっている学校があります。西伊豆の田子小というところなんですけれども、平成22年ぐらいだったか、Jリーグのグリーン化プロジェクトとかというやつで、それに応募してたまたま当たった。その芝生に関してはただで提供してくださる。ただ、植付けとか、その前の施工の工事に関しては全部学校持ち、とい

うか、当時、田子の漁協さんが非常に協力的だったらしくて、そちらのほうは全面的に費用は出してくださったそうなんですけど、ちょっと幾らかかったかというのは分からない。現在の校長先生に聞いたんですけども、ちょっとそこまでは分からないと。でもかなりの高額だったという話は伺っています。

手入れに関しても、やはり地区の方々がボランティアですごく一生懸命やってくださっていて、何とか保持できているんですけども、やはり週一、二回は芝刈りをしなければいけないとか、散水は毎日やらなければいけないとか、肥料に関しても月一、二回はやらなければいけないとか。あとメリットとしてはいろいろあるんですけども、景観がよくなるとか、子供のけがが減るとか、そういうのはあるんですけども、やはり芝生になることによって虫がたくさん来ると。それによって、ちょっとそれを嫌う子供もいるとか。

あるいは、ふだんの手入れに関しては、もう職員だけでは絶対無理ですので、その地域の方々が必ず、ほぼ毎日ぐらい来てくださる。だからそういう団体がしっかりしていないと、維持はなかなか難しいですよということを言われました。

あとは、Jリーグのグリーンプロジェクトに関しても、その団体、ボランティア団体がしっかりしているということを確認した上で補助が出るんだそうです。ですので、もし、須佐議員がそういう構想があるようでしたら、そういうボランティア団体をしっかりしていただく中で進めていただければできる、可能かなというふうには思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 確かにそのボランティア団体ということで、この清水町の芝生化というものの話聞きますと、議員の一般質問から始まったと聞きまして、その植栽のときには議員もお手伝いに行きまして、それで栽植が広まったというふうなことがあります。なかなか私がそういうふうに言って、じゃ、みんなでやろうじゃんみたいな話になるかどうかというのは難しい話ですからあれなんですけれども、先ほども言いましたように、稲取と熱川地区が一つになるということも考え併せながら、私もそういうような呼びかけ等もできたらいいなというふうに思っております。

町長、この芝生化について一言、お考えあったらお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

教育長のお話ありましたとおり、ボランティアの受皿がしっかりしていないといけないというふうになっています。須佐議員が言われたグリーンバンクについても、立てつけとしては町ができることと言ったら、その施設管理者の管理を同意するぐらいの話で、やっぱり母体となるのは、ボランティア団体というところになると思います。

財政が厳しくて、やらなければいけないことがたくさんあるという中で、どうやったら東伊豆の将来を、明るい将来を切り開いていけるかというところになると、まさにここがいい事例かもしれませんけれども、町民もボランティア的なところで参画をしていただく。町は町でやれるところをやる。まさにその三者の連携という姿を新しくつくっていくところに、もしかしたら活路が見い出せるんじゃないでしょうか。そんな印象を持っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） よろしいですか。

以上で、須佐議員の一般質問を終結いたします。

この際、3時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時15分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 内 山 慎 一 君

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員の第1問、町長の政治姿勢についてを許します。

10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） こんにちは。私は今日、1問の質問ですけれども、よろしくお願いします。

町長の政治姿勢について。

町の人口1万5,000人の達成を目標に、町長、掲げていますけれども、少子高齢化、物価

高騰、コロナ禍の中で、その可能性はあるのかどうか。どのような計画をし、実現を図るのか、次の点について伺いたいします。

まず、1番として、人口の増減は経済の復興と密接に関係しているが、産業別の課題にどう取り組み、解消していくのか。

アとして、農業・漁業では、後継者や雇用の問題、機材や重油価格等の高騰により生活を維持することが厳しい。未来を見据えた規模の拡大、近代化のための基盤整備が必要では。

イとして、観光業では、街並みを生かした温泉場の修景整備並びに激減している入湯客の回復の方策は。

ウとして、小売業、飲食業、サービス業では、店舗数の減少により商店街の形成が難しく、商店の消滅危機が迫っているが、対策は。

エとして、建設関連業では、民間・公共事業の減少が経営を不安定にしている。老朽化した施設や水道、橋梁等のインフラ整備への需要喚起の考え方は。

2として、住民の充実した社会生活のため、子育て及び住環境への支援を図る考えは。

以上についてよろしくお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 内山議員の質問に対して御答弁を申し上げます。

まず、1万5,000人の達成ということが先ほどから何回か出ておりますけれども、先ほど御答弁申し上げましたとおり、人口1万5,000人を目指すというのは、積極的な姿勢で町政運営にチャレンジをしたいという私の決意表明だと考えていただければと思います。

1万5,000人という数については、私の中のイメージですけれども、東伊豆町において2000年の前半、例えば2001年には雛のつるし飾りまつりが静岡観光大賞を受賞した。2003年には、熱川小学校の6年生がNHKの全国音楽コンクール静岡県大会で金賞を受賞した。また、私も記憶がありますけれども、町内会の多くの方が参加をし、盛り上がった潮風よさこい、これがスタートしたのも大体この年のあたりだと思っております。まさに東伊豆町にとって、2000年前半というのはとても活気があった、勢いがあったということでありまして、この時期の東伊豆の人口が大体1万5,000人ぐらいだったということを踏まえて、そのときの姿を少しでも取り戻したいという思いを込めて、この目標というか、思いを上げさせていただきました。

それを踏まえて、東伊豆町の人口減少を、先ほどからのお話をさせていただいている様々な施策で抑制をしていく。できれば人口を増やすことを取り組んでいきたいというふうに思っております。

続きまして、アについてでございます。

人口の増減と経済の復興ということでもありますけれども、まず、農業・漁業の将来を見据えた規模の拡大、近代化のための基盤整備というのは、当然必要だと考えております。

整備を希望する事業者があった場合は、町はもとより県などの行政機関や農協、漁協などの関係機関が集い、必ずその農家の経営計画を基に、経営実態に合わせた施設の整備を行っております。その費用についても、自己負担が少なく済むような補助制度の活用、低利な融資を検討しているところです。また、借入れに対する利子補給も、町として行っております。

そのような流れの中で、今定例会の補正予算の中にハウス栽培施設の建設に係る農業用機械、施設導入に対する経費の一部補助を計上させていただいておりますので、御承知いただければと思います。

続きまして、イに関しまして、人口の増減と経済の復興ということでもあります。

その中で、特に温泉場修景ということでございますけれども、観光業から見た街並み整備については、令和2年4月1日に景観行政団体に移行したことによりまして、今後、景観計画を策定し、それに沿った街並み整備を行っていくこととなります。温泉場の修景整備もこれに併せて進めていかなければなりませんので、御承知いただければと思います。

激変している入湯客の回復の方策については、当初予算や本定例会で補正予算を計上しておりますけれども、誘客対策関連事業等の予算の執行を粛々と進め、入湯客の回復を図ってまいります。

また、政府においては、海外からの来訪者に対する入国制限を段階的に緩和することが決定されております。これに伴い、インバウンドの需要の復活も見込まれることから、関係団体と対応を進めていきたいと考えております。

続きまして、ウについてです。

小売業、飲食業、サービス業ということでございますが、小売業、飲食業、サービス業については、当面は今定例会の補正予算に計上されているプレミアム商品券発行事業や、新規参入者支援事業などで、事業者の収益確保や店舗数の維持を目指してまいります。

そして、最後、エになりますけれども、建設関連ということでもあります。

インフラ整備への需要喚起についてですが、公共事業における入札案件では、ここ数年減

少しているという状況は確認はできないんですけれども、町内業者の育成の意味も兼ねて、可能な限り町内業者に発注をしている状況であります。

今後につきましても、事業の精査を行いながら必要な事業は実施し、併せて早期発注及び財政面の平準化を考慮しながら、インフラ整備を図ってまいりたいと考えております。

なお、町単独事業である住宅リフォーム振興事業補助金は、令和3年度において96件、総事業費1億1,500万円弱でありまして、建設関連業には大変貢献できているのではないかと考えておりますので、御理解願います。

そして、(2)のほうでございます。

住民の充実した生活のために、子育て及び住環境への支援、この考え方についてということでございますが、子育て支援制度については、町単独事業で実施しております子宝祝い金、子育て用具購入費補助金、小中学校の給食費補助金、また、国・県の補助を受け実施しております保育園事業、放課後児童クラブ、子ども医療費助成、児童手当、ファミリーサポートセンター事業などを実施して支援をしているところでございます。

令和5年度からは、保健福祉センター内に子ども家庭総合支援拠点を設置し、妊産婦並びにゼロ歳から18歳未満の全ての子供とその家庭等を対象に、子育てに関する制度やサービス等の情報提供や様々な心配事の相談に応じ、解決に向けてのお手伝い、また、妊産婦や子供たちが地域で健やかに成長できるよう、様々な機関と連携し、切れ目のない支援を図ってまいりたいと思います。

住環境への支援制度については、現在、町民の方を対象に、住宅リフォーム振興事業補助金と結婚新生活支援補助金を実施しております。また、町内に移住される方に対しては、若者定住促進住宅取得補助金と、空き家バンクを活用した場合には、空き家活動支援補助金を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） まず、人口の増減と経済が密接な関係があるということは、町長もお分かりにあると思いますけれども、それで1万5,000の目標を掲げているのについては、ちょうどそのうちの町の全盛期の2000年ぐらいを基準にしたにぎわいというか、その頃の旅館だとかの売上げだとか、入れ込み客のことを想定しているんですけれども、実際にはそれからもう20年もたっているわけなんですけれども、当時からもう100万人いた入れ込み客が、今

は40万人にもなっているような状態です。

そういう中で、農業・漁業についても、うちの町は観光を主体とした町ですから、私がいつも考えるのは、農業だとか漁業、海が荒れたり、海が汚れたり、山だとか田畑が荒廃した場合については、観光業についても、自然環境をなくした観光地としては、それこそ大変な損失になると思います。

そういう点も含めて、現状の農業・漁業については、後継者もこの20年間で、もうほぼ、漁業者も半減しているような状態です。それから、農業についても同じように半減しているような状況があります。農業と漁業については、私ども総務経済常任委員会のほうで詳細な調査をしているものですから、細かい点まで、今日、触れませんが、一応主立った形、今の早急に取り組んでいただきたいような形のことを考えていただきながら、少しでも農業・漁業の人口を減らさないことについてをお願いしたいと思っているわけです。

そういう点で、実際に、町長、漁業者・農業者については、ハウスの栽培の助成金だとか、そういうことも現実にやっている。それから機材だとかそういうものを買う場合にも、そういう補助についても考えている。あるいは、お金を借りた場合については利子補給をしているような状況がありますけれども、実際、我々、調査した、今度コロナの関係がありまして、ほかの観光業も含めて、農業・漁業、あるいは小売業等に、全ての業種について調査したわけですが、実際に今、農業についてもそういう状況というか、実際に、食べると言っちゃ申し訳ないんですけども、一家を養っていくこともなかなか大変な状況になっているということは、従来、先ほど町長言ったように高度成長のときには、農業というのはミカンだとかそういうものが盛んで、実際に大きな利益を得たわけですが、現状の中ではなかなか生業としてやっていくのは、ここにあるように実際に後継者がいない、それから雇用についても年寄り夫婦でやっているとか、そういう形のものがあって、そして、先ほど町長言った、ハウスなんかの資材だとかそういうものを補助してくれるということ、実際にそういうことがなければやっていけない時代になっています。

だから、今度、重油だとかそういうものの価格が高騰しているわけですが、それと、もう一つは、肥料が、この間、皆さんに懇談会の中で聞いた中では、100%、肥料が上がっているようなこともお聞きしています。そういうことで、助成策というかそういうことについても考えていただくことができないかどうか。

それと、もう一つは、漁業者も同じように、実際に漁が少なくなったというようなことと、それから重油だとか、それから船の資材だとか、そういうことも実際に高騰して、なかなか

そういうものを買い替えるというか、そういう形のものも難しいということなものですから、そういうちょっとした修理だとか、あるいは新しいものを買うときの補助的なものも、入れていただけるような格好のことをしていただけるかどうかというようなことが第1点です。

それと、もう一つは、大きな中だと、漁業者には船です。後継者のいなくなったところの船を後継者がいるところを買うとか、あるいは、漁協施設が今、相当傷んでおります。それから、近代化のために急速な冷凍庫だとか、そういうものを要望している部分もあります。そういうことの助成策も考えることができないかどうか。

それと、農業のほうでは、将来的に子供さんが残ってくれるような形で、前にやった中山間地の形で圃場を造ったような格好があります。広い土地を造って近代的な農業にするような形のを、町がある程度計画してやっていただけるようなことができるのかどうか。そういうことについて、候補地でもちゃんと選んでいただくような格好になってできるのかどうかというようなことを、まず、アの点でお聞きします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

様々な環境変化があって、特に原油高騰の波が来ているということで、地方創生臨時交付金等で手当てということについては、今、各現場からヒアリングをして適切な対応を図れればと思っておりますが、そのほかの様々な支援策については、それぞれで対応できる場所があるかと思えます。一括して個々に細かくということはなかなかここでは言えないと思いますが、ただ一つ言えることは、経営が厳しい中の補助金というのはある程度効果があると思いますが、ただその補助金頼みになるようなことよりも、同時に、独立して自立して収益を上げられるような構造をどうやってつくっていくかという努力も、町としてはしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 町長言うこともごもっともで、実際に調査した段階の中では、相当もう厳しい状況というか、後継者がなくなってしまうんじゃないか、そういう危機感もあるわけですよ。そういう点でこの農業・漁業については、また報告書を提出しますから、その中でまた細かい点を考えていただければと思います。

それで、イのほうの観光業等について、街並みを生かした温泉場の修景だとか、そういう

ことについてやってほしいということですが、これはもう私はもう何度も、前の町長のときに何度も質問をしたわけですが、実際に動かないというか、申し訳ないけれども、これはまち・ひと・しごとですか。あそこの中でいろいろ、観光地の造作に手をつけたことが、着手したというようなことがありますけれども、完了した、着手した、未着手とありますけれども、実際にここの中に着手したという言葉がありますけれども、そういう形のものがまだ見受けられんというか。

先ほど町長言ったように、平成2年に修景の策定をして、それに基づいてやるということを今日お聞きしましたから、一つ安心したような具合ですが、これは前にもお話ししたんですが、例えば今、温泉の町といっても、実際に稲取と熱川の温泉場の形になりますけれども、何度も言っているように熱川の場合は、濁川のところの温泉のパイプだとか、あるいは配線のパイプだとか、そういうものが相当、環境美化を損なっている部分があるんです。そういうものをまず、国・県等の問題もありますけれども、何とかそういうことも含めて美化活動してもらいたいということと、それから、熱川温泉だと湯煙を大事にした街並みの整備というか、そういうものを含めてやっていただければな。

それと、もう一つは、稲取のほうでは、煙の温泉場の街並みについてはどういう建築デザインにするのか。あるいはどういう形の道路、例えば石畳にするとか。そういうことも含めて計画の中に入れていただいてやっていただくようなことになればな。

それも、あれにも何度も私言っているんですが、財源的なこともあります。そういうことも含めて、まず、先ほど町長申したように計画を策定して、実際に実現化計画を立てて、それから行動計画を立てて、そういうものを時限的に、時限を区切って、優先順位を決めてやっていくような方法を取っていただきたいということです。

それには、財源的には、私は、ふるさと納税の関係を十分考慮してやっていくことと、それから、前に入湯税の値上げ等のことが議論に上りましたけれども、そういうものを財源に、3年とか5年の計画をうたって具体的に動いていかないと、やっぱり人口が増加するような町にはなっていないのかな。観光業が復活するようなことになってこないのかなって、そういうものの考え方をしているものですから、そういう点について、町長、どういうふうに思われているのかどうか、そこらをちょっと伺います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

先ほどの御質問の中で、平成2年と言われた、多分、令和2年のことだと思いますので訂

正を願います。

景観行政団体というお話がありましたので、その根拠になるのは景観法でありまして、平成16年に公布、施行された法律なんですけれども、その中で景観行政団体の役割ということで、この法律に基づいて、先ほどお話をした景観の計画を定めるということになっております。当然、町としてもその流れに沿って進めていくつもりではありますが、景観行政団体が策定する景観計画というのは、景観に関するまちづくりを進める基本的な計画として、先ほど言った景観法に基づいて、景観形成上重要な公共施設の保全とか整備方針等々をつくっていくものでありまして、ある意味、区域や一定の行為に対する届出とか勧告、ちょっと規制をかける的な話もあるという話の中で進めなければいけないとは思っております。

東伊豆の進捗状況でありますけれども、先ほどお話ししたとおり、令和2年4月1日に景観行政団体に移行した後、まずは景観についての認識を深めていただくために、有識者による講演を、産業団体連絡会の補助金を通して実施することを考えておりましたけれども、今、コロナということで、なかなかそれが思いどおりというか、予定どおりにはなっていないということだけ申し上げたいと思います。

入湯税についても同じような側面があって、このコロナ禍の中でなかなか入湯税を上げるということはちょっと厳しいのかなというふうな御意見も賜っている中で、そこは慎重に判断をし、ある程度体力が回復した時点で、入湯税、今でいうと150円から250円ということになるかと思っておりますけれども、財源でいうと7,000万以上のお金がある程度使えるようになるんじゃないかという中で、計画的に効率的な使い方を、現場とも相談をしながら決めていくということになるんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） ぜひ、そういう形でお願いいたします。

私も、最初は質問して、実際にいつどうなるかということが心配というようなことと含めて、やっぱり観光業者が盛んにならなければこの町は衰退の一途ですから、ぜひ、お願いします。

それと、ウの関係ですけれども、小売業、飲食店だとかについても全くほかの農業・漁業と同じように半減している。小売店についても、この間、サービス店会の件数が32件というようなことを言いましたけれども、それこそ20年前は120店ほどあったわけです。同じよう

に飲食店についても令和3年70件、それも倍以上のものが20年前はあったわけですが、実際こういう状況になってしまって、商店が消滅してしまうのかな。

それと、もう一つは、商店がなくなるということは、商店街の形成がもう難しくなっているわけですよ。私、前から言っているように、商店街で生き残らせるというか、そういう形のものをどこの通りにするかというか。例えば稲取地区と城東地区を見ても、城東地区の場合はもう商店を形成するような形のところがなくなっているわけです。そうすると、やっぱりその商店を、城東地区の場合は、商店を残していくことについてのものをどうするかということを考えていただきたいということと。

それから、稲取の場合は、商店を絞って、今の温泉場もそうですけれども、あと駅前だとか、あるいは銀座通りだとか、そういうことに絞って商店街の形成をどうするのか。あるいは空き店舗があった場合にはどういう業種を入れるとか、そういうことも含めて先ほどと同じように、商店街を形成するための実現化計画というか、そういうものを計画的にやるようなことをして、それから同じように時限をして、行動計画を、アクション計画というかプランを立てるようなことを考えていったらどうかと思うんです。

これらの事業については、私も商工会にいたものですから十分分かりますけれども、国・県の補助事業ということはたくさんあります。そういうものを活用しながら、まずは実現化計画、あるいは行動計画というようなことを、アクションプランをつくって進めていただけるようなことができるのかどうか、そこらについてお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

飲食業等について、激減しているというのは私も何か肌身に感じております。特にこのコロナ禍が追い打ちをかけているなという話だと思います。

原因にはいろんなものが考えられて、単純に人が減っている、町の人口が減っているというのあれば、それに伴って、例えば地域内の公共交通がだんだん、俗に言うタクシーがだんだんなくなってきて、夜なかなか飲みに行けないとかそういうこともあろうかと思います。様々な影響があると思われますので、それら一つ一つ確認をしながら手当てをしていくという地道な作業が必要かもしれません。

それと、商店街の生き残りについてであります。

ここで、先ほど言ったコンパクトシティの話が少し重なってくるかと思います。選択と集中という言い方も多少できるかもしれませんが、どこに、ある程度商店街を活性化さ

せていくか、そこに活力を呼び込んでいくかというような考え方も含めて、アクションプランという話をお話しされましたけれども、もしかしたらコンパクトシティという念頭に置いたまちづくりの中でそういう話が出てくるのではないかなと、こういうふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 今、町長、私も同じ考え方なんです。だからコンパクトシティというのは、私も何度も議会のほうで一般質問しているわけですが、できるだけ、もう人口が少なくなるから、もっと言えば、コンパスで円を引いて、ここが商業地域だとか、あるいはこっちが田園地帯だとか、もうそういうことを決めて。それから、後で話しますけどインフラの整備についても、ほかの円から、あんなことについてはできるだけやらないというか、やらないじゃなくて、できるだけこの円の中に皆さんを定住させるような格好の政策を取ってやっていく。あるいは、公共施設等についても、できるだけこの役場の周りに置くとか、そういうものを考えていくということが、私が何度も言っているコンパクトシティというようなことなんだよね。

それと同じように、小売店についても、生き残っていくということについては十分、例えば後継者が来た場合には、人数分の費用を考えてあげるとか、あるいは商店街を形成するときについてのものを、街並みの整備のものについては、町がはっきりこのところについては、5,000万なら5,000万のものを投入してやるというようなことを、はっきり予算づけてやるような格好のことをしていかなきゃいけないと思うんです。よろしくお願いします。

それから、建設の関連業者については、ちょっと私も細かい数字をチェックしなかったものですから、もう従前から、高度成長の頃から比べるともう10分の1ぐらいに減ってしまったような印象から、あくまでも公共事業だとか民間の事業がなくなっているというか、新しく新築の住宅だとかそういうものも少なくなっているわけだし、確かにリフォームの制度を使ってやっているところはたくさんあります。そういうことについては、私も、当初、もう20年も前になりますけれども、ここのこのリフォームの制度だとかそういう形のを一緒につくった一員としては、本当に有り難いと思っています。

もう一点は、私が言うのは、先ほど町長言われたように、もう50年も前に、高度成長のときに実際にいろいろな公共施設だとか、あるいは水道だとか埋設したとかそういうこと、あるいは橋についてもそうですけれども、実際にそういうときのものがほとんどもう駄目にな

っちゃっているわけです。水道の場合については、もう半分がその頃の時代のものです。だから、私はそういうものをもう一度チェックして、調査をして、やっていないところについては計画を持ってやっていくような形にして、公共事業を増やしていくというか。橋梁だとかそういうものについては、国・県の助成があるものですから、そういうものを十分駆使してやっていただければいいし。

ちょうど町長新しくなって、白田の白田川橋の関係についても、前の町長も一生懸命、何とか残したいということの中で、架け替えてやっていくようなことを考えていたものですから、もしでき得れば、白田、片瀬の皆さんのため、あるいは奈良本地区のほうの関係の皆さんのためにも、できるだけ残して整備をしていくようなことになれば、それだけでも大きな公共事業になるものですから、ぜひ、お願いしたいと思います。一応、そんなことです。

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員、質問の内容は何かございますか。

町長に質問することというのは。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 実際に、だからこの今の水道だとかそういうものについてのものを計画的にやっていただけるのか。それで、白田川橋についてもどういう考え方を持っているのかどうか。それを、ちょっとそれだけ教えてください。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

水道関係の老朽化というのは、大変問題認識をしておりますして、漏水が多分多いというふうに思っております、何らかの手を打たなければというふうに思っています。今すぐどうするということとは言えないんですけれども、問題認識は持っているということです。

あと、白田川橋については、当然、それを造ることによって財政の負担というのが生じます。それが今の東伊豆にとって耐え得るのかという判断をしなければいけません。同時に、その事業の、私はあまり好きな言葉ではないなんですけれども、ビー・バイ・シー、費用便益効果というところも少し考えながら。ただ、地域住民の方になるべく負担をかけないようなやり方というのも同時に、選択肢から排除することなく、少し検討を進めたいと思っています。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） ありがとうございます。

一応、私も同じ考え方なものですから、できるだけそういう形のものにすぐえればと思っていますから、よろしくお願いします。

それから、（２）の住民の充実した社会生活のためということで、これも一つは定住人口を増やすことが大事なことだと思うんです。子育てだとか住環境への支援については、先ほども町長のほうからお話がありましたけれども、確かに子育てについてもある程度やってくれているのはありますけれども、例えば前の町長のように、給食費については全額無料のようなことを当初からお話ししたんですけれども、実際にはまだ500円です。そういうものの充実を、ぜひ新しい町長になってやってもらうことの中で、人口の増加を増やしていただけないかな、どうかな。

それから、もう一つは、学校の授業料です。小中学校等の学校の授業料等も同じように考えていただくことはできないだろうか。あとの子宝だとか、ほかのことについては、かなり皆さん、私も含めて、先輩議員、同僚議員が質問して充実したわけですが、取りあえず給食だとか、授業料だとか、そういうものについてのことを、ぜひ、考えていただくことができるのかどうか。

それと、あと住環境についても、リフォームの関係だとか、結婚のときのものだとか、あるいは移住についての補助がありますけれども、もう一つは、今、この近年、ここの東伊豆の住民の若い人たちがお隣の河津へ行くとか、伊東へ住居を求めるようなことがあったりもします。そういう点で、できれば今のこの地域の空き家、それから空き地、今そういうものがたくさんあるわけですが、そういうものを何とか、うちの東伊豆の後継者、農家だとか、そういう皆さんが使えるような格好にするようなことの中で、人口を増やしていくとか、そういうことも一つの方法かなと思って。そういう地元の若い人たちの関係のものを定住されることと。

それと、もう一点は、移住者についてもいろんな制度、ほかのところを見ると、ほかの助成だとかそういうものを考えているようなところもたくさんあります。磐田だとか、あるいは三島だとか、そういうところについても、いろんな不動産の取得だとか住宅取得についてのことがありますから、そういうものを参考にした中で住環境への支援を、ぜひお願いしたいということで、よろしくお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいまの内山議員さんの御質問の中で給食費の支援ということ

でお話がありましたが、給食費の助成につきましては、前太田町長の公約ということで全額ということで公約があったんですが、財政的な面から、小中学生につきましては月額500円という助成を行っております。これにつきましては、令和4年度予算につきましても引き続き行っていくということで、予算措置、補助措置をさせていただいております。

それと、小中学生の授業費の免除というお話があったと思うんですが、対象はどれかというの、ちょっと認識が違うかもしれませんが、基本的に義務教育ですので、教育費については小中学生は無料であるという認識でおりますので、ちょっとその点を申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） どうもありがとうございました。

今、授業料については十分分かりました。

それから、給食費については、500円についてが子供だから、なかなか大変な世帯、コロナの関係だとかそういうことを含めて大変な時期でありますから、ほかのところでも磐田辺りが、7月から来年の4月まで、給食費についての負担を、給食センターに負担をして値上げをしないような格好でやっているということもありますから、そういうことも含めて考えてみていただいて、できるだけそういうものにお金が費やせるような格好にしてもらうことができればいいのかな。

私の今日の質問については、町長が、人口をできるだけ維持したい。それから、もしでき得れば、そういうものを若干増やしたいということの中でやっていくためには、私が今考えている課題については、今の項目の中で考えていただけるようになればいいと思いますけれども、実際にはこれだけの課題じゃないと思うんです。こういうものを含めた格好の中で、やっぱり年次的に時限を切って優先順位を決めて、ちゃんと予算をつけてやっていくような格好のことについて、最終的には質問の要旨としてお願いしたいということですから、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 内山議員、答弁はよろしいですか。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 答弁があったら。

○議長（稲葉義仁君） 質問の内容はございますか。

（１０番 内山愼一君登壇）

○１０番（内山愼一君） そういう計画的な格好の中でやっていただきたいということが最後の質問ですから。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

様々な、やらなければいけないことがあって、どれもやればいいんですけども、あとは自治体によって財政規模が違ふし、税収というところも違ふという中で、この町の特徴をしっかりと生かしながら、税収を上げながら、やれるところをやっていくということだと思います。

時限を切つてというのは、コロナ禍の中でそれはなかなか厳しいのではないのかなという感触を持っておりますが、ある程度の見通しを持ちながらやれるところをやっていくということだと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） よろしいですか。

以上で、内山愼一議員の一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（稲葉義仁君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

散会 午後 ３時５７分

令和4年第2回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和4年6月9日（木）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

1. 11番 藤 井 廣 明 君

1) 事業継承した風力発電事業について

2. 5番 栗 原 京 子 君

1) 地域包括支援センターについて

2) 高齢者の移動支援について

3. 6番 西 塚 孝 男 君

1) 消防団の体制について

2) 幼稚園統合、小中一貫教育について

3) ふるさと納税について

4. 14番 山 田 直 志 君

1) 地方自治について

2) 地方創生臨時交付金について

3) 白田川橋老朽化への対応について

日程第 2 議案第26号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営稲取海浜プール）

日程第 4 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（熱川温泉しおかぜ広場）

日程第 5 議案第29号 財産の取得について

日程第 6 議案第30号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）

日程第 7 議案第31号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第 8 議案第32号 令和4年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 9 報告第 1号 令和3年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第10 報告第 2号 令和3年度東伊豆町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第 1 1 同意案第 1 1 号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 1 2 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 1 3 常任委員会所管事務調査の報告について

日程第 1 4 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

出席議員（12名）

1 番	楠 山 節 雄 君	2 番	笠 井 政 明 君
3 番	稲 葉 義 仁 君	5 番	栗 原 京 子 君
6 番	西 塚 孝 男 君	7 番	須 佐 衛 君
8 番	村 木 脩 君	1 0 番	内 山 愼 一 君
1 1 番	藤 井 廣 明 君	1 2 番	鈴 木 勉 君
1 3 番	定 居 利 子 君	1 4 番	山 田 直 志 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岩 井 茂 樹 君	副 町 長	鈴 木 利 昌 君
教 育 長	横 山 尋 司 君	総 務 課 長	村 木 善 幸 君
防 災 課 長	国 持 健 一 君	企画調整課長	森 田 七 徳 君
税 務 課 長	木 田 尚 宏 君	住民福祉課長	鈴 木 尚 和 君
住 民 福 祉 課 参 事	前 田 浩 之 君	健康づくり課長	齋 藤 和 也 君
健康づくり課 参 事	齋 藤 徳 人 君	観光産業課長	山 田 義 則 君
建設整備課長	齋 藤 匠 君	教育委員会 事務局 長	梅 原 巧 君
水 道 課 長	鈴 木 貞 雄 君	水道課技監	桑 原 建 美 君
会 計 課 長	正 木 三 郎 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福 岡 俊 裕 君	書 記	榊 原 大 太 君
--------	-----------	-----	-----------

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（稲葉義仁君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和4年東伊豆町議会第2回定例会第2日目は成立しましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（稲葉義仁君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（稲葉義仁君） 日程第1 昨日に引き続き一般質問を行います。

◇ 藤 井 廣 明 君

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員の第1問、事業継承した風力発電事業についてを許します。

11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） おはようございます。

町長におかれては、御就任おめでとうございます。

それでは、私、本議会に通告しておきました質問について、お答えいただきたいと思いま

す。

質問事項は、事業継承した風力発電事業についてでございます。

令和3年11月に開催された臨時会で、町営風車の民間事業への無償譲渡と新風車建設事業への出資を可決いたしました。町は解体工事費用約1億2,000万円を計上していましたが、これにより解体工事費用はかからないばかりか土地代が入り、これを出資するという内容でありました。しかしながら、いまだ風車は解体されていません。

そこで、以下についてお伺いいたします。

1、なぜ風車は撤去されないのか。

2、民間事業者とどのような契約・協定を結んでいるのか。

3、町の所有でなくなった民間事業者の風車に係る維持管理費を町が立て替えている根拠は。

4、土地の貸付代金を原資とする出資はなされたか。

5、民間事業者による新風車事業の今後の見通しをどう伺っているか。よろしくお伺いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 藤井議員にお答えをいたします。

事業継承した風力発電事業についてということでございますが、最初の1問目ということで、風車が撤去されていないのはなぜかということにつきましては、現在、町営の風車が撤去されていないというのは、民間企業による新規風車の建設事業について実施の可否がまだ決定していないということによるものであります。

2点目についてですけれども、民間事業者とどのような契約・協定を結んでいるかということにつきましては、民間事業者との間で動産譲渡契約書、地上権設定契約書、匿名組合契約書及び風力発電事業及び地域の生活環境保全に関する協定を締結しております。

3点目につきまして、維持管理費を町が立て替えているその根拠はということでございますが、風車の所有権は、民間事業者が事業を実施することが確定した場合、町から民間事業者に移ることとなります。現在は事業実施が先ほどお話ししたとおり、まだ確定をしていないということで風車の所有権はまだ町にございます。そのため、維持管理に必要な保守の契約や費用の支払いについては、町が行っているということでございます。

4 点目につきまして、土地の貸付代金というお話でございますが、出資については、5 月 25 日に執行済みでございます。

5 点目、民間事業者による新しい風車の事業、この見通しについてでございますけれども、新しい風車の建設については、世界的に風車の需要が高まっていることや円安が進んだこと、さらにウクライナ情勢に起因した各種資源高などが相まって、風車の調達価格が高騰しているなど、事業環境が厳しくなっているとのことですが、事業者は風車の建設に向けて必要な準備を進めているというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 11 番、藤井議員。

（11 番 藤井廣明君登壇）

○11 番（藤井廣明君） ただいまお答えいただいたんですが、私どもとしては、意外の感があるんですが、風車の事業がまだやるかやらないか分からないと新事業ですね、というふうに事業者が言っているというような答弁であったかと思います。これは私どもには再三のなるべく早く契約をみたいな形で、当局も事業者の方もそう言っていたわけですが、今になって事業がまだやるかやらないか分からないんだというようなことで、私どもはちょっと納得できない。何でしょうか、それはという話でございます。

ただ、町の予算としまして、昨年 11 月 9 日に臨時議会開催されまして、一般会計の修正であったかと思いますが、風車会計でしょうか、これに 2,100 万円の収入と、それから 2,100 万円のまた支出、これがあつたかと思います。それから計上しておりました 1 億 2,100 万円、これに関してはかからないということで、それは取り下げるという形で修正されました。そのような補正予算が組まれて、粛々と進んでいるのであろうというふうに町民は思っていたと思います。

一番初めに、事業者の方も言っていましたのは、第一に旧風力発電所、いわゆる町の 3 基、これは 600 キロワットの風車 3 基だったんですが、これの故障が相次いで、2020 年には稼働していた風車が全部止まりまして、電気代だけかかるんだということでこれは撤去する。令和 3 年度までで、ほぼこの風車事業は終わって、令和 4 年度から金がかからないんだというふうな認識できたかと思います。

それが今聞きますと、まだ風車事業をやるかやらないか分からないんだと、事業者がそのように言っている。これは全然言ったことと相反するようなことではないかというふうに思います。というのは、1 年間の風況調査等々を含めましてやりまして、これは非常にいい風

が吹いているので、ぜひやりたいということで町はそれに事業を継承するんだと言ってきたわけですから。ここでまだやるかやらないか分からないというふうに言っているのであれば、どうでしょうか。この問題は振出しに戻ったということでないでしょうか。

そうしますと、先ほど出資はしたんだと。24日ですか、5月、3月ですか、出資いたしましたというふうな話もあるんですが、その辺の整合性が取れないと。この町が出資したということと可否が分からないのに出資したんでしょうか。その辺についてちょっと伺ってありますが、どうでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） まず、風車の事業をやるかやらないかの決定について、どういう手続が必要で、最終的には金融機関から融資を受けられるかどうかが決まらないうと風車の事業ができるかどうかは決まらないということは、今までも、るる議会、全員協議会の場で議員の皆様には説明をしております、皆様にも御理解をいただけているものだというふうに考えております。

また、決定が先に延びていることについてですが、町の態度というか町の判断、町がやってもいいのではないかという意思決定が、最終的にないと動き出せない部分というのが、かなり風車建設にはございまして、町がいいよと言っていないのに設計をしたりですとか、見積りをいろいろ取ったりですとか、風車の運搬経路を検討するということについて、町の判断がないとやっても全て無駄になってしまうと。その設計等についても多額な費用がかかるものですから。そういった細かい詳細なことについて、検討が始められたのは、町の議会の予算の決定をいただいて、その後、各種の契約が済んだ後ということになります。その済んだ後には、粛々と手続等については、現在も進んでいるというような状況でございます。

令和4年度からは、町は風車の保守等についてお金はかからないと聞いていたということですが、これについても、全て仮に風車の建設を最終的にやらなかった場合についても、令和4年度のかかった費用については、全てGPSが負担するという契約になってございますので、町がそれについて費用がかかることはございません。

あと、出資の関係ですが、これも最終的に金融機関の融資の判断をいただくためには、全ての条件が整っていないと融資の最終的な判断を金融機関からいただけないということですので、その全ての条件が整うというものの1つの中に、町が出資するというのも入っておりますので、先に出資をして、今後事業を進めていくということになろうかと思えます。

当然ですが、もし最終的に風力発電事業の建設ができないということが決まった場合には、

この出資の契約については解除されるという契約になってございます。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） 町と同時に白田区にも1,000万円分配金がいくんだという話になっていましたけれども、これに関してはどうですか。もう出金したんですか。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） これについても既に白田区に支払い済みです。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） 分かりました。

白田区にも払っており、町も出資という形で1,100万円をこれ議会に諮って議会の賛成を得たという段階で、今ここに来て、先に延びているという話があるわけで、それが銀行の融資がまだだとか何とかというのは、これは全然振出しに戻った話で、これはそもそも、もう2018年から議会にかかって議論しているわけです。全協等々では10回以上、それでその都度、なるべく早くやったほうが有利であると。FITいわゆる固定価格買取制度が間もなく切れるので、これは早くやりたいんだというようなことも大分言っておりました。そういうことで町もかなり急いできたのではないかと。それから、間に前町長がおっしゃっていたように、銀行名まで言っておりましたけれども、ある銀行からその会社を紹介されたというふうにも言っております。そのようなことが今現在、先に延びているというような話かと思えます。もちろん、いろんな事情は社会変動等々はあるでしょうけれども、町が曲がりなりにも補正予算で組んで、町の撤去費は要らないという話になり、事業者は無償譲渡したというところまではいいわけですね、無償譲渡契約は結んだわけですね。その契約の内容について、これは協定書に関して、例えば、新しい風車で被害は出ないとか、出たら補償するとか、出ないとは言わなかったけれども、そういった問題が起こったときには、こうこうするというような協定は結びました。それは議員のほうにも示されました。しかし、そのほかの契約書に関しては、議員のほうにもこれは来ていないわけです。ですから、今聞いても幾つかの契約結んだというふうにおっしゃいましたけれども、それについて議会のほうにも示してほしいというふうに思います。

それと、その譲渡契約は結んだかに関して、もう1回確認しておきたいんですが、どうで

しょうか。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 譲渡契約のほうについても締結済みでございます。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） いいでしょうか。これ一般常識だと思うんですけども、譲渡したという形は譲った。相手の所有になっているわけでしょう。無償譲渡という形で、みんな納得しました、議会のほうも。譲渡されたというからには、その所有権は一体どちらにあるんですか。それは当然譲渡された会社が持っているのではないかと思いますけれども、そのいわば他人の持っている風車、それについて町がその維持管理費を払うということに関しては、私は間違っているのではないかというふうに思うわけです。今回もまだ補正予算が出るようですが、250万に足して全体で698万9,000円ですか、これは年間でしょうか。一体これはなぜ譲渡した民間の風車に対して、町が維持管理費を持たなければならないのか。それが一体幾らかかるのか。その法的な根拠と金額についてお知らせください。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 所有権がどこにあるかということですが、これについては先ほど、町長のほうから答弁がございましたが、それは理解できていないという前提でお答えをさせていただければいいんでしょうか。

町長のほうから先ほど答弁がありましたが、譲渡契約は結んだけれども、実際に所有権が移るのは事業者が事業をやると決まった時点だということでございますので、現段階では町のほうが所有をしていて、それについて町が保守することについて、何ら問題はないと。通常であれば、所有権が移っていないものですから。町が負担すべきお金ですが、今までのいろいろな町とGPSとの協力関係の中で、今年度分については、全てGPSのほうが負担するということを契約書の中にも明記をしてございますので、町の負担になるということはないということでございます。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） 何ですか、譲渡はしたけれども、事業をやっていないからまだ町に所有権があるというような内容でしょうかね。これは契約書もひとつどういう譲渡契約であ

るのか。それから入金と出資したことについても、これは契約書が当然あるかと思うので、それもお示しいただきたいと思います。

いずれにせよ、この土地に関しても契約書があるかと思いますが、これは結んでいるわけですね。土地の地上権設定で、向こう二十数年にわたって貸すというような契約だったと思いますけれども、これの契約も当然あるわけですね。その土地の賃貸契約といえますか、地上権設定契約はどうでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） これ全て御存じだとは思いますが、町がこう支出をするについては、支出に関して根拠となる書類が必要でございます。こういった場合には契約を締結していることがその根拠となりますので、当然地上権の設定、土地代を支払いいただくについても契約のほうは締結済みということは、先ほどの町長の答弁のとおりです。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） 土地は貸してある。しかも地上権設定という形で、向こう二十数年間にわたって使っているというような契約であったかと思います。しかも、そこに建っている上物について、これはもう譲渡したんだと、契約は結びました。したがって、普通ですと、通常概念で言いますと、土地の権利者、そのほうが地上権設定した場合は、非常に強い権限を持つんです。その上物に関して、その旧地主が早く撤去しろとか何とか言っても、それはなかなかそのとおりにならない例がいっぱいあります。これは別に風車に限らず、上物というのはいわゆる建物とか何かものがあって、その売買等々でよくある民間の例ですけれども、地上権設定して借りてしまったと。その上に旧所有者の物件が建っている。それを早く何とかどかしてくださいといっても、それはもう地上権設定した地上権者のほうが非常に強い権限を持っており、地主のほうは口出しできないというような契約内容が地上権設定でございます。したがって、ここについて契約書は結んである。地上権設定の契約書は結んで土地は貸してある。無償譲渡の譲渡契約も結んである。しかし、管理は町が責任を持って出資している。取りあえず立替えでしょうか。後で払うというふうに言っているようだけれども、そのGPSさんという事業者が払うと言っていますけれども、それは確実に回収できるという根拠はあるんですか。どういうふうに担保するんですか。その現在の今回も補正予算でかかる約700万円ですよね、年間。もっとかかるのではないですか。課長はそんな

にはかからないというふうにおっしゃいましたが、ずっと前までは年間1,000万ぐらいかかるというふうに言っていましたけれども、それほどはかからないと。

ただ、前に、前といっても今年の3月に、議会で鈴木議員が町長のほうに風車3基の年間維持管理費は幾らかというふうに問い合わせていますよね。そのときの町長答弁が5か年平均で年2,500万円かかっているんだというふうに答弁しております。年間2,500万というふうに前、町長は言っているんです。稼働しているときとしていないときは違うとか、少し安い要因もあるのか分かりませんが、その都度その都度、金額が変わるようではちょっとこれは困る。私どもも年1,000万円くらいの維持管理費はかかるんだよという説明は受けていたわけで、それが先ほど申している、町で補正予算で組んできたのが約700万円かかるんだと。町がそれを出資するんだというふうに言っているわけですがけれども、これはどうしても私は納得できないというよりも、多くの町民も納得できないと思います。

既に無償譲渡した町の風力発電所を撤去するんだと、そのために譲るんだというところまではきたのに、契約も結んだのに、撤去されないばかりか、それについて町が維持管理費を払っているんだということが、どんなふうに抗弁しても一般通念上、これはおかしいなというふうに思います。その法的な根拠というのは一体何かお聞かせください。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） これは契約が法的な根拠でございます。契約ですので、双方が合意した内容で契約をしておりますので、風車の建て替えが決まるまでは町が風車の保持をして、ただし、その費用はGPSさんに負担していただくということです。最終的に町が負担するものではないので、何がいけないのかということがちょっと自分には分かりかねます。

また、2,500万円保守がかかるという以前町長の答弁があったということですが、これは風車が稼働しているときに、年間の風車本体の保守があったりですとか、修繕があったりですとかということなので、そのぐらいの数字ということで試算の金額を答弁したのかなというふうに思います。今は止まっている状況なものですから、止まっている状況で既に風力発電所としては、手続を済ませて廃止をしているものですから。風車本体の保守はほとんどかからないと。現在かかっているのは、電気を高圧で充電している関係で、電気の点検だけをするというような内容になっております。ですので、補正予算でまた御審議いただければとは思いますが、補正予算の中にも予備費等も入っておりますので、実際に現在の風車の維持費については、予算の総額よりもさらに小さい金額になっているということと、それについ

ては全てGPSの負担で支払っていただけるということでございます。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 藤井議員、東伊豆町議会会議規則の第54条ですが、「発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。」とあります。質問内容は、簡明に分かりやすくしていただけると助かります。よろしくお願いいたします。

11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） これは先ほど申しましたけれども、本当に長い時間かけて2018年からずっとこう検討してきたことで、全協にもその業者の方が見えて説明したりしました。私どもは新しい風車について、その危険性はないのかということでも主に心配したわけです。1つには、あまりにも大きくなり、出力も大きくなるので、近隣の観光施設アニマルキングダムさんや、それから近くにある保育園、そういったところに影響はないのか。片瀬・白田地区の住民には影響はないのかというようなことで、ずっと議論してまいりました。

そういう心配と、もう一つは新しく風車を建設された場合に、それが20年後なりに撤去されるというきちんとした担保はあるのかというようなところまで心配して議論していたわけです。それが何ですか、この入り口で旧風車を撤去するのは当たり前みたいな更地にしてそこで新しいのを建てるんだという話がやるかやらないか分からないんだと。それまでは町が電気事業費ですか、その維持管理費、メンテナンス代、そういったものはかかってくるんだという話なんですけれども、これに関しては、金額的に具体的にそうしますと、2,500万というのは以前の金額だったと今課長からの説明なんですけど、稼働していた頃、それでは、これからは年間幾ら幾らを見積もっているんですか。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 通告にそういった内容がないものですから。細かい資料は持ち合わせておりませんので、本日午後でしょうか。補正予算案の審議がございますので、その席でもう一度、審議いただければというように思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） 補正予算で約700万円というように計上されているのは分かりますけれども、私が尋ねているのは、現在までのところそうですけれども、この先増えるような

ことはないのか。これからも700万くらいの金額でいくのかという、そういう見込みのことで聞いているわけですが、それに関しては、この後、審議もあるということで、この辺にしておきましょう。

それから、お尋ねしますけれども、その地上権設定された場合の問題に関して、私は再三注意してある非常に白田区、あるいは町有地の問題ですから、向こう二十数年、いわば塩漬けになる。会社の権利が優先する。そういうことに関しては、非常に危惧しているわけで、それがやるかやらないか分からないといった場合には、その契約は取り消せるんですか。賃貸契約ですよ、それははっきりしてから普通は結ぶべき筋合いのものですけれども、先ほどではもう地上権契約は結んでいると。いわゆる賃貸契約は結んでいる。やるかやらないか分からない事業に対して、町は土地を貸すんですか、貸したんですか。どうなんですか、その辺について。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 土地が借りられるか分からない段階で事業をやるということが決定はできないと。当然、土地が借りられるか分からないのに、金融機関から融資は受けられないというのは当然のことですので、先に土地が借りられるかどうかを確定させなければならないというのは、当然のことなのかなというふうに思います。もし、事業をやらなかった場合のことについてですが、風車の建設ができなかった場合には、契約を解除するということが契約の中でも明記されております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） そちらがどのような契約結んだかに関して、きちんと町にもやはり町というか議会にも示してくる必要があるわけであって、それをやらないときは契約を解除するんだというようなことになっていると言いますけれども、それは本当に今課長の言葉を私たちは信用するだけで、実際の契約書をやはり示していただきたいなというふうに思います。

それから1点、今後の事業に関して、先ほど町長からもお答えいただいたんですけれども、風車の需要もあるようだとか、円安もあり、あるいはウクライナの情勢もあって、なかなか思うようにいかないようだというような話をされたかと思うんです。やるとなれば、すぐにも風車は建設するよというような内容を言っているんだというふうなことだったかと思い

ますけれども、私は今までの議会に諮ってきた内容からいうと、なかなかそういうふうにはならないのではないかというふうに思うんです。ここに来て、入り口で挫折したみたいな旧来の土地町営の風車を撤去してもらえない。それでその二の足を踏んでいるわけですが、そこで、この民間事業者について、今後の見通しはそんなふうな厳しいということを行っていますよということなんです、これに関しては、例えば、町は年限的にいつぐらいまでなら待てるけれどもとか、そういうタイムリミットとか、そういうものを制限する気はあるんですか。

それが1点と、それから町はたびたび名前が挙がっている事業者名GPS Sさんという会社を、どういう会社というふうに認識されているか。それに関しても交渉相手でございますから、認識し得る限りの範囲で、こういった会社かを町民のほうに示していただきたいなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） タイムリミットというのは特に設けてございませんが、事業者も検討を今している中で、かなり費用をかけて検討をしておりますので、いつまでたっても結論出ないということになると、企業側にとっても損失につながりますので、企業としては精いっぱい早く結論を出すということで準備を進めていると思いますし、今どういうことをどこで検証していて、進み具合こうだよというようなことは随時報告をいただいております。

GPS Sについては、再生可能エネルギーを地域と一緒に地域と協働でやっていくと。再生可能エネルギーで、主に風ですとか太陽光ですとか、水力というものは、地方に多く存在しているものですから。ただ、その地方に再生可能エネルギーの施設を造って、そこから利益を吸い上げるだけではなくて、地域にも何かしら還元していくというようなポリシーを持った会社だというように承知をしております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） これは前町長に伺ったところ、事業継承に関しては、風力発電等について専門的な知識を持っている実績のある会社というふうなお答えいただいております。ところが、実際上は、この会社は風力発電なんか持っていませんよね。そういう会社と契約を結んできたわけですが、これから先もあれですか。この会社がどういう会社かとい

うことに関して……

○議長（稲葉義仁君） 藤井議員、契約締結先の民間事業者の評価に関わること等々については、今回の質問の通告外になるかと思います。また、先方、立派な法人でもありますので、個人的な考えに基づき、あまり意見を述べるのは望ましくないと思いますので、そのあたり十分お気をつけいただいて質問をお願いいたします。

○11番（藤井廣明君） 議長、アドバイスありがとうございます。

ただ、町がこの地方自治体が、いやしくも交渉相手としている会社ですから。最低限、会社の約款とか役員名簿とか過去の売上とか、そういったものは取らなければおかしいなというのが私の意見でございまして、それを聞くなということであれば引き下がりますけれども、以前聞いたときは、まだ受け取っていない、いただいていないというふうに言っていましたけれども、であれば、どういう会社かは今の町長も知りようがないわけです。そういう意味で、これは早急にやはり検証をして、そちらの企業からそういうのを頂いて、信頼関係をさらに醸成する必要があるのではないかと思いますので、そういう趣旨で聞いております。議長、その点でよろしいでしょうか。要望として出しておきますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 藤井議員、質問は。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） 今の要望という形でこれとどめますので、お聞きいただきたいと。

○議長（稲葉義仁君） 一般質問は終了でよろしいですか。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） 具体的な内容は聞きましたので、この程度にとどめたいと思います。
ありがとうございました。

○議長（稲葉義仁君） 以上で藤井議員の一般質問を終結します。

この際、10時25分まで休憩といたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時25分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 栗 原 京 子 君

○議長（稲葉義仁君） 5 番、栗原議員の第 1 問、地域包括支援センターについてを許します。

5 番、栗原議員。

（5 番 栗原京子君登壇）

○5 番（栗原京子君） 皆様、こんにちは。

岩井新町長になられて初めての一般質問ですので、大変に緊張しておりますが、よりよいまちづくりのための一助になればという思いで臨んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず、1 問目、地域包括支援センターについてです。

この件は、昨年、文教厚生常任委員会のほうで、東伊豆町の高齢者が抱える様々な課題について調査をしようということで担当課のほうにヒアリングを行いました。その結果をもって、町長就任前の 3 月議会のときに決議書という形で、委員会から提出をさせていただきました。その決議書に対して、町のほうでどう受け止めていただいたのか。また、改めて町長のお考えを伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

地域包括支援センターについて。

地域包括支援センターとは、町民が住み慣れた東伊豆町で安心して生活できるように、専門知識を持った職員が介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える総合相談窓口であります。今後、高齢化の進展に伴い、地域包括支援センターの機能強化が必要と考え、以下の点について伺います。

（1）令和 3 年度の相談件数は。

（2）専門職の配置については、今現在どうなっていますか。また、専門職がそのスキルを生かせるよう事務職員の増員が必要と考えますが、町のお考えは。

（3）介護予防事業において、業務の 1 つに、介護予防ケアマネジメントがありますが、今後フレイル予防が重要と言われています。低栄養改善のための配食サービスの拡充、学校給食を集いの場で提供する仕組みをつくるなどのお考えは。

（4）健康増進係との円滑な連携と業務の効率化を図るため、同一拠点への配置が望まし

いと思えるがいかがか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 初めての栗原議員の答弁ということで私も緊張しております。よろしくをお願いいたします。

栗原議員から地域包括支援センターについてということで、4問の質問をいただきました。

まず最初に、令和3年度の相談件数についてということでございますが、地域包括支援センターに寄せられた令和3年度の相談及び報告件数は、延べ件数になりますけれども、2,286件となり人数では495人となっております。これは前年度と比較し件数で120件の減、人数で28人の増となっております。

続きまして、2番目の問いでございますが、増員ということでございます。

当町の地域包括支援センターの専門職の配置につきましては、国の配置基準、これございまして、それに基づいて保健師に代わる経験のある看護師1名、社会福祉士1名、主任介護支援専門員1名の合計3名が配属をされております。高齢化の進展等に伴いまして、増加するニーズ、これは確かにあると思っております。それに対応するために、昨年度、保健師や介護支援専門員の募集を行ったところでございますけれども、いろんな状況があったかと思いますが、残念ながら応募がありませんでした。今後は業務内容を精査し、人員体制の強化を図るために事務職員の増配も検討していきたいと考えております。

続きまして、3点目でございます。

配食サービスの拡充、また学校給食に絡む話でございます。

まず、フレイルとは、健康な状態から要介護状態へ移行するその途中の段階のことございまして、加齢に伴って筋力や心身の活力が低下し、家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねたことで生じやすい衰え、これ全般的なことを示すと言われております。フレイル予防には、栄養、そして身体活動、社会参加を見直すことで進行を遅らせること、または改善することができると言われておりまして、当町の配食事業は、独居高齢者や高齢者のみで構成する世帯等に、月曜日から土曜日の間5食以内ということで、1食当たり294円の利用者負担で高齢者の自立と食生活の向上、健康状態、栄養状態の維持向上を目的に、委託事業者によりエネルギーやたんぱく質を中心に栄養バランスをしっかりと配慮した献立で配食をし

ております。介護予防の観点から、自立の妨げや認知症発症の要因になることなどを考慮しまして、そういうことを踏まえて週5食以内とあえてしているということでございます。

また、学校給食を集いの場で提供する仕組みをつくるなどの考えはにつきましては、当町の学校給食センターで作る学校給食を学校以外の場で提供すること、いろんな省庁の縦割りの話もあろうかと思いますが、給食の配送や人員確保等、早急な対応が現状では少し難しく現時点では、なかなかすぐには手が出ないという状況でございます。

続きまして、4点目でございます。

まず、ここが多分議員の言いたいところの1つなのかなと思いつつも、健康増進係との円滑な連携、これしっかりやらなければいけないということでございますが、地域包括支援センターの業務は、高齢者のニーズが多岐にわたるために、現在、保健福祉センター内にある介護予防事業を担う健康増進係だけでなく、高齢者の心身の健康に関する保健予防係、さらに社会福祉協議会とは高齢者福祉に関する業務について連携を図りながら事業を進めているという状況でございます。今後は健康増進係と保健予防係の体制の強化も含めてどのような形がよいか。総合的に検討をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） 御答弁をありがとうございます。

先ほど、町長から御答弁がありましたように、本当に地域包括支援センター、今、昨年度は前年度に比べて件数のほうは120件ほど減ったようですけれども、これから高齢化の進展に伴いまして、いろいろな相談、重複した家族の問題もありますし、いろんな複雑な相談が寄せられることになるということは容易に想像がつくと思います。

今、国基準の体制でやっているということでしたけれども、この町で、例えば、地域包括支援センターの配置が多分高齢者6,000人に対して1つのセンターをという国基準だったと思います。高齢者6,000人はいかないまでも、高齢化率はとても高いところを1つのセンターで業務をこなしているということにおいては、大変に負担が大きいのではないかなというふうに思われます。

専門職は、やっぱりなかなか募集をかけても応募がないということでした。ただし、専門職はやはりそれなりのスキルを持っていらっしゃいますので、本当に難しい問題、専門職ではなかなかな問題にしっかりと関わっていただいて、事務的な業務を少しでも軽減す

るために事務職の配置は、ぜひこれは前向きに進めていただけたらなというふうに思います。

また、全国的にも業務内容の見直しや改善が急務とされていますけれども、東伊豆町でも例えば、それが大きな負担になるとよく言われていますケアプランの作成については、少し数を制限して外部委託で負担をちょっと減らすとか、また、いろんな業務をちょっと減らしてあげる方法があると思うんですけれども、そこら辺を講じていただきたいと思います。また、今はまだいっぱいいっぱいながらも対応しきれていますけれども、これから相談件数が増えたり内容が複雑化したときに、やはりもう対応しきれなくなってしまうのではないかとということも十分考えられます。そうってからでは遅いので、今からまたそういう配置のほうをしていただけたらなというふうに思います。

また、その後の今の業務の継続についてですけれども、その後継というか、限られた人だけがいっぱい背負ってしまうのではなくて、人材育成という面でも大切なのではないかなと思いますけれども、そこら辺は町としてはどういうふうにお考えでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

国基準ということで、6,000人以内という中での確かに6,000人以内には入っているんですけれども、たしか東伊豆では5,300人というような感じであったかと思います。

議員言われるように、本当に現場は厳しい状況だというのは把握をしております、地域包括支援センターに関わる基本指針案では、そのようなことも含めまして、一般職でもオーケーのように、人員を配置ということを重要性が示されたところであるということも認識しております。

そのようなことも含めて、現場の状況を踏まえながら、人材ということについても検討していければと思っております。人材育成については、確かにどの分野でも人材育成というのは、大変重要だと思っております。どのようなやり方がいいのか、どのようなタイミングがいいのか等も含めて検討していければと思っております。

業務内容の改善については、実はこの町もいろいろな改善というか、役場の仕事の内容自体を機構改革ということで、随分前から改善をするということで進めている中で、恐らく今の地域包括支援センターを取り巻く状況、配置もできてきたのではないかなという認識がございます。

一方で、この町がいろいろ抱える課題というのは、高齢者福祉のみならず様々なことがあ

る中で、いま一度、その内容について少し議論というか、ちょっと確認をさせていただければと思っておりますので、それを踏まえて、また決定をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） 今、町長のほうから、この町の高齢者福祉のみならず様々な課題があるということでお話を伺いました。

今、国が重層的支援体制整備事業というのを進めていて、これは各自治体の手挙げ方式による任意事業なんですけれども、いわゆる高齢者なら高齢者だけとかに限らないで、障害者だったり子育てだったり、いろんな問題・課題を重層的に地域包括に限らず、関係の担当課が連携し合いながら進めていくという事業が始まっていますけれども、そこら辺は東伊豆町はこれから取り組む予定があるのかどうか、ちょっと担当課の方に伺いたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齋藤和也君） 栗原議員の御質問ですけれども、重層的事業の実施ということで、今までは高齢者だけの施策の中に、今後障害者であったり子供といったような包括的に事業を繰り広げていこうというようなのが国の方針だということを伺っております。

その中で、当町といたしましても、例えば、高齢者の今まで認知症のカフェであったりといったところに、対象を高齢者だけに限らず障害者であったりとかということも幅広く集まっていただいて、交流していただくというようなことも含めて事業実施を少しずつしているところですので、今後広げていけるような形にできればなと思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） 今後、徐々に広げていければという答弁でしたけれども、これ重層的支援体制整備事業、かなり現場では今やっている仕事でいっぱいいっぱいなのに、そこまでやり切れるのかという不安も大きいようです。ただメリットとしては、今までできなかったいろいろな支援が法の隙間からこぼれてしまうような方たちのそういう支援ができるようになるということと、あと連携をすることで事務負担も逆に軽減されるというメリットもあるようですので、ここら辺については、ぜひ国のほうもそのうちそっちにかじを切るでしょうから、進めていただければなというふうに思います。よろしくお願いします。

先ほど、フレイルの話がありました。健康増進係でライフプランセミナーというセミナーを行いました、ここには元気な高齢者の方たちが予想を上回る数が参加されたそうでありま
す。そこでフレイルチェックを行ったところ、半数以上の方がいわゆる低栄養状態、栄養が
足りていない状態だったそうであります。教室に参加するような方たちは多分お元気で、い
ろんなことを前向きに取り組む方たちだと思われるんですが、その中でも半数以上というこ
とは、在宅であまり外にも出かけないような高齢者の独り暮らしの方とか高齢者のみの世帯
の方たちというのは、もっともっとたくさんの割合で低栄養の方がいらっしゃるのかなとい
うふうに思います。この低栄養になると、外に出たくない。億劫、運動機能が低下する。ま
た余計外に出ない、それで低栄養になって悪循環がずっと繰り返されて、だんだんいろんな
機能が低下していつて介護状態になってしまう。

介護予防的にも、このフレイル、今テレビなんかでもやっているようではありますが、ここ
に取り組むことは大事だと思うんです。やっぱり高齢者の方は、お元気でも要は食事を三度
三度ちゃんと栄養バランスよく、ある程度の量栄養が足りるように食事を摂取するというの
が、なかなか難しいのかなというふうに思います。

配食の拡充もそうなんですけれども、私はできたら、その学校給食、温かいものを一応集
いの場というのでも兼ねてできたら、例えば幼稚園生と一緒に給食を食べる。そういう場があ
るといいのではないかなというふうに思いました。いろいろな法律の壁があって、簡単には
学校給食というのは、児童生徒のための食事提供になるので、一般の方への提供はできない
というふうになっていると思います。

ただ、これを兵庫県の明石市がやっているんです。中学校給食を活用して独り暮らしの65
歳以上の方を対象に、温かい給食を提供する「みんなの給食プロジェクト」というものが開
始されているそうです。高齢者のほうもこの給食を召し上がるというだけではなくて、そこ
に介護予防教室的なものを組み合わせて集いの場として、そこで給食を提供するという形を
取っているようであります。

また、東京都調布市でも、学校の空き教室を活用して独り暮らしの高齢者に会食式で学校
給食を提供しているということでありました。ここも趣味活動や利用者同士の交流、児童と
の会食などで介護予防も兼ねているというふうな形でありました。

この明石市の取組なんですけれども、文科省のほうのコメントではないんですが、厚生労
働省のほうのコメントで、給食センターを生かして高齢者を支えている。ほかの自治体の参
考になるというコメントがあったということで、国ではいろいろな形を取れば、それは認め

られるということで、これからそういう事業を展開する地域も出てくるのではないかなというふうに思います。

ただ、小学校、中学校というのは、大変に時間がない中でタイトなスケジュールで給食も食べるんだということを以前伺ったことがあります。そこにやっぱり高齢者が参加するとなると、なかなかちょっとハードルも高いのかなというふうに思いますし、幼稚園が統合して来年の5月に始まるタイミングで、幼稚園給食が始まるということで、その場で幼稚園と一緒に食べられれば、なったばかりはやっぱりいろいろ慣れるまでばたばたすることもあると思いますので、慣れた頃に高齢者と一緒に食べるランチ会みたいのも持っても、高齢者も小さい子と一緒に触れ合える機会は、とても体にも精神的にもいいことだと思いますし、栄養のバランスといった意味ではやっぱり給食はとてもいいと思います。

昨日、ちょっと教育長と話したときに、カロリーがとても高いんだというお話を伺いました。私もやっぱりあまりカロリー高いものを高齢者が召し上がるのはいかがなものかと思って、ちょっと調べたんですけれども、特に消化器系の疾患とかがない場合は、多少一食ばつとカロリーが高いものを食べても問題はないというようなことでしたので、そこら辺も調整は利くのかなというふうに思いました。

ただ、やっぱりいろいろなコストの問題もありますが、これはぜひ実費で開催を、食事代は高齢者の方から徴収してやったほうが、そのほうが高齢者の人が逆に参加しやすいのではないかなというふうに考えます。幼稚園だったり空き教室だったら、配膳のスケジュールもそんなに負担にならずに可能ではないか。また、配膳も元気な高齢者の方たちだったら自分たちで給食当番ではないけれども、じゃ、今回はあなたとあなたという感じで配膳も自分たちで賄えるのかなというふうに思います。

また、地域でやっているいきいきサロンなどを、その空き教室等を使って行って、そこで給食を提供という形も取れると思いますし、また、いろんな形でバランスのいい食事を召し上がっていただけるような給食の配食というか、給食の提供も考えていただけたらなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 大変参考になるというか、有意義な御提言だと個人的には思っております。育児教育というところの分野とあとは高齢者のところで、まさにシェアリングの話かなと思ってしまして、私も所信表明の中でそのシェアリングの話はさせていただきました。様々な課題がある中で、それを乗り越える1つのヒントがシェアリングをしていくというこ

と。それがあとは平準化を図る等々ありますけれども、その1つかなと思っています。

一方で、この学校給食とその高齢者というのが、やはり文科省と厚労省のこの縦割り行政のはざまに入りがち、だからこそ問題が解決していないということはあろうかと思います。

先ほど、カロリー高いという話があって、明石市について少し調べたんですけれども、何か牛乳を抜いているみたいです。ちょっとした工夫でバランスを取っているのかなと思いながら、あとは省庁の縦割りの弊害については、例えば遠野市が同じような取組をしておりますけれども、そこについては、手が届かないところは国土交通省の補助金をうまく活用したりとか、箱物の整備については、工夫をしているという話もちょっと聞いたりもしますので、町としましては、このシェアリングという観点からも、あとは子供たちをみんなで育てるというそういう意味合いも多少あろうかと思いますので、その辺も含めてちょっと検討をさせていただければと思っています。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） 牛乳の話でしたけれども、やっぱり高齢者は生とか冷たい牛乳はそんなに飲めない方が多いと思うんです。牛乳は学校給食に提供するということで価格を下げて購入しているので、会計がちょっと別で煩雑になるそうなんです。なので、やっぱり牛乳は抜いたほうがお互いというか、やりやすいということでやっていると聞いています。

また、その縦割り行政の中で、なかなか前に進められないということでしたけれども、文科省のつながる食育推進事業というもののの中に、家庭とのつながり、地域とのつながりに取り組むということで、そのための重要なステージにもなり得る。その高齢者と地域との会食ということに、だから、町長が立候補されたときに、やれない理由を探すよりもやれる理由を探そうということをおっしゃって、本当に非常に共感したんですけれども、何とか高齢者のためにぜひぜひ前向きに検討していただけたらと思います。

また、健康増進係との連携のことですけれども、やっぱり介護予防事業ということで健康増進係との連携は非常に多いというふうに聞いています。ただ、やはり電話やメールで連携は取り合っても、実際しょっちゅう顔を合わせていろんなことを言い合える距離感というのは重要だと思うんです。体操教室をやるにしても何にしても、ここに資材置場がある、資材置場というんですか、倉庫があるので、そこら辺のやっぱり業務の負担もありますし、地域包括やっぱり住民福祉課とか、いろんな方も絡むと思うので、逆に健康増進係を戻してあげるという方向で検討していただけたらなというふうには思いますけれども、いかがでしょう

か。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 先ほど少し触れましたけれども、今、基本的には健康増進係と保健予防係が一緒になっているという話についてだと思えますけれども、そこに至る過程というのがございまして、これまで東伊豆町の行政改革大綱の見直しというのがあって、その中で、東伊豆町の機構改革計画というのが策定をするのと同様進行で、その辺の人員配置というのが決まってきたかと思えます。

ただ、先ほどお話ししたように、いろんな状況が変わっているということも含めて、本当に町民にとってどのような体制がいいのかということもちゃんと踏まえて、ちょっと考えていきたいというふうに思っています。単純にまた戻せばいいという話でもないような気がします。やるのであれば、抜本的というか、本当に町民目線に立った配置というのを少し考えてみたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） おっしゃるとおりだと思います。本当にどこを戻せばいいのか。簡単なことではなくて、これから増えるであろう町民の方々の困り事解決のために相談窓口を丁寧な対応のために、またいろいろ考えて、よりよい機構改革、また進めていただけたらというふうに思います。よろしくお願いします。御答弁は結構です。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、高齢者の移動支援についてを許します。

5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） 高齢者の移動支援について。

高齢者の中には加齢に伴う運転への不安を抱えながら、免許を返納してしまったら買物や外出はどうするのか。気軽に出かけられなくなるのでは。外出しなくなったら体が衰弱してしまうのではないかと不安から、免許返納に至らないケースが多いと言われている。

また、地域における高齢者の生活を支えるため、移動支援・送迎の仕組みと介護予防・日常生活支援総合事業を組み合わせることも重要と考え、次の点を伺う。

1、今年度から東伊豆町でもスタートした高齢者の移動支援事業では利用者はまだ少ない。困っている人にサービスが届くよう、さらなる周知が必要と考えるがいかがか。

2、担い手の育成についての考えは。

3、今後、いきいきサロンの送迎だけでなく、介護予防教室や集いの場への送迎なども行うのか。また、将来的に送迎サービスに買物支援や簡単な家事支援など、困り事への対応を拡充していくお考えは。

以上、よろしくお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） お答えをいたします。

高齢者の移動支援についてということで3点質問をいただきました。関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

当町におきましても、高齢化に伴う移動困難者への支援の1つとして、また高齢者の社会参加による生きがいづくりの一環として、静岡県と共に住民主体の移動サービス創出のため、賀茂地域でこの2年間、移動支援セミナーや運転ボランティアの養成研修、また実証実験等、コロナの影響により若干予定どおりできない部分もあったんですけれども、行ってまいりました。

今年度からは、社会福祉協議会が中心となって事業実施していきますが、まだまだ住民の方への周知や担い手の方の発掘が必要であるのもこれ事実でございます。今年度も移動支援セミナーを6月14日に実施する予定です。そのため、5月末の新聞折り込みや回覧板にチラシを入れて、また各地区サロンボランティアの方にセミナー開催の告知を行い、事業の周知及び担い手の育成をすることでございます。この事業はボランティア主体の事業であることから、まずは担い手を増やしつつ地区サロンの送迎から始めてサービスを拡充、拡大できればと考えています。

また、今後につきましても、ちょっとした家事支援などの生活支援を含めた事業として進めていきたいとも考えております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） 御答弁ありがとうございます。

先日、回覧板で回ってきましたこのあれだと思ふんですけれども、どうなのでしょう。応

募のほうが多分締め切られたと思うんですけども、何人ぐらいの応募があったのか。教えていただけますでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課課長。

○健康づくり課長（齋藤和也君） 20名の方の参加があったというふうに話を聞いております。以上です。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） ちょっと想像より多くてびっくりしました。よかったですね。私も実はこれセミナー参加したんですけども、前回のときに、結構いらっしゃったんです。ただ、実際、じゃ運転お手伝いしますよとなると、がくっと減ってしまっって、なかなか運転というのは、やはり人を乗せて行くというのが何かあったらどうしようという不安から、なかなか前に一步踏み出せないという方が多かったように思います。また、セミナーに参加している方も、割と年代的に高い方が多かったので、自分がこう関わってやっていきたいというよりは、将来的に自分はどういうふうになっていくのかなという勉強のためにというか、参加している方もいらっしゃったようでありました。本当にどこの地域でも、この高齢者の移動支援の部分は本当に重要な課題とは分かっているけども、やはり担い手がなかなか見つからないということで困っている。なかなか前に進んでいけないということでありました。

また、自治体によってはデマンド型のバス、タクシーとかをやり始めたところもありますけれども、やはりそれも使い勝手が悪くて、なかなか逆に今度は利用者がいないという状況もあったようであります。

東伊豆町では、本当に高齢者の移動支援の事業が始まって、サロンへの送迎に取りかかっているんですけども、現在、利用したいという方が非常に少ないんです。奈良本で1名いるだけで、町内ではなかなか使いたいよという方がいないんですけども、そこら辺の周知がちょっと足りていないのかなというふうに思います。始まるときに、各区に投げかけて、サロンでそういう方がいたらお手伝いしますよと声かけをしたそうでありましたけれども、蓋を開けたら、各区からはそういう依頼はなかったということでありました。ただ、現場に行くと、例えば大川なんかでも足が悪くてサロンまで通えないのでやめてしまったという方もいらっしゃって、自分もそういう方が大川、自分の区に近くにいるのに、奈良本に行くというのがすごく違和感があって、ここら辺は各区でその担い手になってくださる方を探すというのも、ちょっと手なのかなというふうに思いました。もちろん強制はできないんですけれ

ども、区長会等で投げかけて、また使いたい方、担い手になってもいいよという方を探したりですとか、また、地域のことは地域で自分たちで人ごとではなくて役場が何かやってくれるというだけで終わらなくて、これからの時代は自分たちでできることは隣近所の助け合いは参加していかなければいけないよねという感覚をそういう意識の醸成というか、そこら辺にも進めていかないといけないのかなというふうに感じますが、そこら辺のお考えを伺ってもよろしいですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

今、栗原議員が言われた話、多分昨日の議会で同じようなことを私からも発言をしたと思います。つまり、役場もしっかり頑張るんですけれども、地域の町の皆様も一緒に頑張ってもらいたいというような意図でお話をしました。それを踏まえますと、各地区でということ、どの程度検討しているかというのは、事務方から後で少し話聞こうかと思いますけれども、やれる範囲でやっていけばいいのではないかなと。ただいろんな課題があると思うので、そこはちょっと整理する必要があるかなと思っています。

あと、余談でございますが、今回の移動支援事業というのは、しっかりとスタートしたばかりですので続けていきたいとは思っておりますが、加えて、町全体の話の中で、地域の中の交通をどうするかというのをPTをちょっと立ち上げさせていただいて、高齢者の移動のみならず、普通の一般の方々も子供たちもどうするかということを幅広く少し考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課課長。

○健康づくり課長（齋藤和也君） この事業につきましては、町全体で一斉に事業を進めるというのは、なかなか難しい部分もあるかと思うんです。担い手の方がとにかくいないと成り立ちませんので、そういった要請に参加していただける方の地域から集まったところから、少しずつ始めていって広げていけばいいかなというふうには思っております。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） その担い手の部分もそうですけれども、そういうサービスがあるんだったら使いたいよという人も、そういう情報が届いていない方が結構いらっしゃるんで、そこら辺の周知もよろしくお願ひしたいと思います。

また、先ほど、町長がプロジェクトチームの話をしていましたけれども、外部の方を呼んでというあれですね。それ本当に地域公共交通の件も非常に重要なことだと思います。ただ、やっぱり生活の足の確保という点では、その公共交通施策で足りると思うんですけども、やっぱり高齢者の移動支援というのは、なかなか一緒にはできないというか、結構それこそ高齢者の場合というのは、ドアツードアぐらい近い距離ではないと、止まるところまで歩いていくのも大変な方も結構いらっしゃいますので、そこら辺も、もしそのプロジェクトチームを立ち上げるのであれば、福祉関係の方というか、住民福祉課とか健康づくり課の方も、ぜひそのプロジェクトに入っていただけると、いろんな視点から広げていけるのかなというふうには思いますが、いかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません。ちょっと確かではないんですけども、たしかそのメンバーにも、そのあたりのメンバーが入っていたかと思います。あとは幅広に高齢者の問題・課題というのは解決していかなければいけないということで、高齢者の方の住まい方の話も含めて、俯瞰したものの見方で、より高齢者の方々が過ごしやすいまちづくりを目指していきたいと思っております。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） ぜひ、その交通手段の充実をよろしくお願ひしたいと思います。

また、先ほど移動・送迎に絡めて、ちょっとした困り事についても対応していきたいということでしたけれども、それもやっぱり希望者というか、そういうのをやってほしいという声を受けてのことでしょうか。取りあえずはサロンの送迎に今限られているので、そのサロンの送迎に関わる方の中から、そういう希望があれば応えていくということでしょうか。そこら辺ちょっと確認させてください。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課課長。

○健康づくり課長（齋藤和也君） 社会福祉協議会のほうで、この秋以降になるんですけども、そういったちょっとした困り事、生活支援の体制を整備するということで、ボランティアさんによる家事支援なんかも募集をかけてやっていこうというような形で、今計画をしているところでございます。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） よかったです。介護度、介護認定をされていない方とか、要支援1、2、またチェック項目で対象になる方とかがやっぱり困っていることって結構あるんですけども、どこに頼んでいいか分からなくて、近所の人に対応してくれていたりというケースも結構ありますので、そこら辺をまた体制を整えるというのは本当に大変だと思いますけれども、ぜひボランティアの方も多く集まれるように探していただきたいなというふうに思います。

先ほどの移動支援のセミナーの募集に20名あったということですがけれども、そこら辺の方たちもそうなんですけれども、そういうのには申し込まないけれども、できることだったら地域のことで自分にできるちょっとしたことだったら、やりたいなという人もいると思うんです。そこら辺をやはり探し出すというか、声をかけるというか、関係各所に声をかけて、また支援するべきその生活支援だったり買物支援だったり、これから必要になってくると思いますので、そこら辺の育成もぜひ視野に入れながら、また担い手のほうを探していただきたいと思います。

お元気なアクティブシニアの方たちがそういうことで社会に参加することによって、また、その方たち自身の介護予防にもなりますし、そういう住みやすい安心して生活できる地域づくりのためにも、ぜひそこら辺の対応をお願いします。この困り事を社協で秋からやっていくということでしたけれども、これは総合事業の一環だということで、移動支援とは絡めないで単独でやっていくということですか。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課課長。

○健康づくり課長（齋藤和也君） 全体の事業の中でサービス項目、ちょっとした困り事のお手伝いであつたりとかサロン等への送迎なんかも含めてというような全体の形でやればいいなということで、今考えているところです。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） ありがとうございます。

ぜひその体制がちゃんと整うといいなというふうに思いますし、また、先行して訪問型サービスDなので、対応できるものは対応していけたらいいのではないかなというふうに考えます。

とにかく、本当に車がなくて困った。足が痛いからバス停まで電車の駅まで歩いていくの

が大変、体操教室にも通いたいんだけど、歩くのが大変で教室自体に参加できないという高齢者はたくさんいらっしゃいます。ぜひ、その高齢者でもいつまでもお元気に生活できるようにいろんな施策をまた考えていただけたらというふうにお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 以上で栗原議員の一般質問を終結します。

この際、11時25分まで休憩といたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時25分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 西 塚 孝 男 君

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員の第1問、消防団の体制についてを許します。

6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 私の質問は3問からなっていますので、ひとつよろしく願いいたします。

昼飯前なのであまり怒らないで、ひとつよろしく願いします。

1問目、消防団の体制について。

消防団の体制について、以下の点について伺う。

1、現在、火災を知らせるサイレン吹鳴がなくなり、消防団への連絡はメールにて伝達されるが、非火災連絡が多いと聞く。理由は何か。

2点目、本部役員は、町職員でもよいのではないか。お伺いします。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 西塚議員にお答えをいたします。

消防団の体制についてということでございますが、サイレンの吹鳴の件ということで、まず、火災通報は、駿東伊豆消防組合の指令センターで火災の通報を受けた時点で消防署所該当し、町へ情報が送られ団員へ情報配信メールが送付をされます。

非火災の原因といたしましては、火災報知機の誤作動であることが確認をされております。自動火災報知機感知器の作動に連動し、自動で通報される場合や火災報知機の発報に伴い、警備会社等を通じて通報を受けることが多く、出動後、現地で非火災を確認しているということでございます。

指令センターで通報を受けたときには、火災・非火災の判断はできず消火の遅れることにより、被害が増大することを避けるため、消防署隊、そして消防団が同時に出動することとなっておりますので、御理解をいただければと思います。

消防団の体制ということでございます。

職員については、災害時において、それぞれ役割が割り当てられております。各担当があるということなんですけれども、特に本部役員の年齢になりますと、その年齢の職員にあっては、係長級以上の職員となりまして、災害対策本部での重要な役割というのを担っていただいているというのが現状です。また、職員数にも限りがあるため、発災時の対応、復旧・復興に向けての速やかな対応を考えると、役場職員が消防団本部役員への就任をするというのは、現状少し厳しいのではないかなと考えております。御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 町長の言うことはもっとも分かるんですけれども、いわゆる消防団は今一人仕事の人たちが、みんなこの町の中でも非常に若い人たちが少ない。そして、みんな一人仕事をやっている。ペンキ屋さんだったり魚屋さんだったり、いろんな職場を1人でやっていて、火事だとみんな行かなければならないと、そういう気持ちはいっぱい持っている。けれども、その仕事を1回いろんなやめて行ったら、ポンプ小屋に行ったら出たら非火災、なかなかそれを何回もやられると、オオカミではないけれども、だんだん遅れてくる。またかよかもしれないと。

先ほど町長が言ったように、それはなるべく早く行って現場を抑えるというのがこれは役目なんです。けれども、今の話聞くと、消防署と団の連絡をちょっとずらしてもいいのでは

ないかと。

昔はサイレンのときは、確認してから鳴らしていた。駿東でやっているから全部そうではないかというずっとそういう答弁、けれども、これは田舎の消防団が地域を守るために一生懸命、変な話だけれども、年間7万6,000円ですか、もうほとんどボランティアに近い中で、命をかけてみんな地域を守ろうとしている。その人たちがそうやってまた人数がいないうちで、いわゆる自分の仕事をほっぽり出して現場へ駆けつける。そのところを非火災通知がそんなにいっぱいあったなら、そのいわゆる非常警報機、そういうところのことだって、いわゆる今何で鳴ったのかということだって分かると思うんです。そういうことを考えたら、やっぱり地域の消防団の苦勞を考えて、そのところをもう少し考えられないかなと。

それともう一つ、本部役員ですけれども、それは団長、副団長は役場の職員とは言わないけれども、指導員とかそういう今現状が昔は駄目でしたけれども、今は分団長までやらせてもらっていますけれども、やっぱり今地域に人がいないというのは確かなことなんです。だから、いわゆる本当の災害のときはそれはしょうがない。けれども、そこにみんないるわけですね。この地域の特色は、長い、道が寸断される。消防署だって来ない。そこでやっぱり守るのは団という、そういう中でやっぱり役場の職員はいろんなことで物資がどこにあるかも知っているから、そういう中でやっぱり取り込んでいくのも1つの糧かなと思うんですけれども、どうですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

まず、最初の消防団への体制の火災報知機の問題については、私も西塚議員と同じような感覚は持っていて、何とかならないのかなとは思っております。各消防等にもいろいろ話をする中で、なかなか明確なやり方がまだ見つかっていないというのが現状かなと思っています。火災報知機の誤作動というのが原因だというのが分かっているということでありますので、ここをなるべく誤作動をしないような工夫というところをこちらからも要望していく。そのようなことをまずしていきたいなと思っています。

あと、消防体制の中で本部役員が町の職員でもという話なんです、これはいろんな考え方があろうかと思いますが、災害時においては、役場の職員というのは、ある意味、災害に対して消防団とは言わないですけれども、その対応に追われるというのは間違いないことだと思います。そういう意味で、その消防団両方やるというのは、ちょっと無理なのかなと私もここはそういうふうに思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 町長言うように、誤作動の件は、だったら消防署がもっと点検にそういうところを回ってちゃんと確かめる。いわゆる1年に1回ではなくてということも必要かもしれない。この地区においてとか、特例で町がそういう強制的にやらせてもいいと思うし、職員の消防本部というのは、いわゆる本当に何かあったときは帰しますよ、帰すと思う、絶対に。ただ、ふだんのときにいろんな訓練とかという中での出し方があるのではないかなと。本当の災害のときに、それは役場の職員だから役場の自分のところに戻って、みんなの町民のためにやるというのは分かります。だけれども、それがそんなに、では、そんな大きなことがあるかといったとき、今人数がいない中で、本当に今年も本部役員を決めるのに4か月もかかって、毎日夜出てやっているというのが現実なんです。そういうことを思うと、やっぱり、そのところもちょっと協力をしてもらったらどうかなと思っているんですけども。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まず、大きな災害と小さな災害というのは、発災当時はすぐには分からないのかなというところで、危機対応というのはスピードが命というのも聞いておりますので、そこでなかなか切り分けが難しいのかなというふうに思います。

一方で、消防団の皆様に対して、本当に地域の安心・安全を守っていただいているということは、十分認識をしているに加えて、昔以前に比べてよりも、西塚議員が消防団をやられていた頃よりも、多分いろんな意味で縛りがきつくなっていてやりづらい。楽しみも昔ほどなくなってきたなんていう声も聞いたりする中で、どうやって、そのやりがいを見て、つくり出していただけるのかとか、やりやすい環境をつくり出していくかということは、いろいろなやり方で、いろいろな方面から考えなければいけないと思っております。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 本当に少ない人数で町を守っているということは確かだし、いろんな団員がいてやっぱり一人仕事、いろんな意味で投げ出して出ていくということは確かなんです。そういうことを思うと、いわゆる消防署とか給料をもらっていてやっている人たちと違うんだということをちゃんとかみしめてもらって、これからの体制とか、そういうサイレン通報とか、メール通報とかもいろいろ考えてもらって、ひとつ駿東のほうにも強く言っても

raitai to omoimasu.

これで1問目は終わります。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、幼稚園の統合、小中一貫教育についてを許します。

6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 2点目、幼稚園統合、小中一貫教育について。

これまで東伊豆町学校教育環境整備委員会では、熱川・稲取両地区にそれぞれ小中一貫校の設置を検討してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年、3年の出生児数が減少したことから、早急な見直しが必要との見解だが、次の点を伺う。

1、町長は、子供たちの教育、学校生活について、どのように考えているのか。

2、令和5年度に稲取幼稚園と熱川幼稚園が統合されるが、本年度の幼稚園入園者数は、稲取が6名、熱川が7名の13名である。少子化が進む中、幼稚園の未来をどう考えているのか。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問、幼稚園統合、小中一貫教育についてに絡む御質問2問いただきました。

まず、町長は子供たちの教育、学校生活について、どのように考えているのかということではありますが、なかなか一言では言いづらいところではありますけれども、まず、私が考える子供たちの教育とは学校生活というのは、国の学習指導要綱、県の有徳の人づくりの基本理念、さらには、この当町の教育基本方針にのっとりまして、学習面におきましては、基礎的な学力を身につけてもらうということはもちろんのこと、年々加速する社会状況が本当に激変をしている中で、柔軟に対応できるようなその適応力を持った人材、将来いろんなところでも活躍していただけるような人材ということを目指していかなければいけないのかなと思っております。

また、その上で、自らが生まれ育った地域を大切に思い、自然や友達、家族を大切に思える心豊かな人に育ってほしいというふうに考えております。そういった視点から、学校生活においても、互いの立場を尊重し自他ともに大切に思いながら、充実した学校生活を送っていただければと思っております。

そして、2問目であります。幼稚園の未来、少子化が進んでいる中で、どういうふうに考えるかということですが、御質問のとおり、町立幼稚園は令和5年4月から2園を統合いたしまして、熱川幼稚園の園舎を活用した新しい幼稚園という形でスタートすることが決まっております。おっしゃるとおり、年々出生数が減少する中で、幼稚園入園児も減ってきておりますが、来年度からは給食の実施もしていくこととしておりますし、現在、お願いをしている幼稚園統合準備会において、新しい幼稚園の運営体制も検討していくということになっております。

これまで以上に安心して預けやすく、保護者にとっても満足のいく運営を目指してまいりたいと考えております。今後も出生数が減少し続ければ入園児数も当然少なくなる。

当たり前のことではありますが、このことを見据えて未来の計画を立てていくことが重要であるとも考えております。現時点では、町営の幼稚園を存続し、心身の調和の取れた発達を促すような幼児期の教育を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 小中一貫教育で1校にするという案で固まりそうなんですか。稲取地区、熱川地区ではなくて、東伊豆町に1つという中で教育長、決まりそうなんですか。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） まだ今、この現段階でそこまではっきりとは申し上げられませんが、今年度ではなくて今年中に、今、学校教育環境整備委員会の中で検討してもらって答申を出す予定です。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 遅くなったついでですけれども、それなら、もっと今県立高校が稲取高校4クラスから6クラスというような考え方を県が持っていて、稲取高校は今2クラスしかなくて、このままの人数を見ていくと1クラスになってしまうのではないかと。そのときなくなっていくのかなと。だったら、1つ上の中高一貫教育というものを頭に考えても1つのおもしろいかなと。これだけ人数が減少していくと、いわゆるスポーツ、クラブ活動でもいろんな面でも中学生と高校生が一緒になったほうが、小中よりも面白い教育ができるのかなと思うんですけれども、どうですか。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 以前もそういう中高一貫がどうかという御意見をいただいたんですけれども、管轄が全く違うもので、こちらで検討をして、ではこういうふうにしていきましょうということは、そここのところに関してはできかねるところであります。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） あれが違うこれが違うではなくて、子供たちをどうするのか。この宝の子供たちをどうやって世の中に出していくかということを考えたときに、何が違うのか。そこは町長、どう思いますか。今、部署が違うから県だからではなくて、よそでもやっているではないですか。先ほど、栗原議員が言ったこともよそでは九州ではやっている。なぜできないんだと。やっている学校があるのに、なぜそういう答えしか返ってこないのか。町長どうですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） おっしゃる1つの中で、いろんな課題を解決するには同じことをやっても駄目だというのはよく認識しております。縦割りの弊害的なものがどこにでもあるなというのも感じております。

ただ一方で、この単純に高校のクラスが減ったから一緒にすればいいという発想よりも、先ほど議員もお話がありましたとおり、その子供たちのために何なんだというところをしっかりと議論をして、高校生のみならず中学校側のいろんな話もしっかり聞いて、いろんなことを考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） いろいろな視野感、いろいろな目を持って、いわゆるこの子供たちのことを考える。幼稚園の統合もそうですけれども、幼稚園の統合で、今ちょっと聞いたら新しい名前にするとかと。そんな金があるんだったら教育面にもっと使ってやれよと。熱川幼稚園でなぜ駄目なのかと。そんなこと稲取がなくなるから熱川ではなくて違う名前とか、そんなばかなことを言っていないで、熱川幼稚園のままでいいではないかと。何でそんなみんな名前を変えて金かけるんだと。だったら、もっと違う教育に金かけるべきではないかと思う。現状がいわゆる43人生まれて、今年さっき言ったように、13名という、30人は稲取保育園に行っているんですよ。何が違うのかと。今度は給食をやったから変わるだろうと、

そういう問題ではないと思う。親が安心して子供を預けられるところはどこかなと考えたときに、そこへ持っていつていると思う。ただ給食を作りました。そうではないと思う。もっといろんなことを考えて、子供の教育というものを考えてやらなければならない。まして、こんないいところに住んでいて、お客さんがいっぱい来る。それは何かと、そういう自然の中で、子供のいろんな芽を伸ばしてやる教育、勉強だけではなくていろんな子供がいる、個性のある。そういう子供を育てる教育を、この田舎だからできる教育をしなければならないと思うんです。それなのに、今までも学校の統合だ、いろいろやってももう何年もやっている。それだと何のために子供たちを自分の勝手に親の勝手、地域の勝手に子供たちの教育の場を教育がいろんな切磋琢磨されたりするところをなくしていつているのではないかなと思う。どんどん日は過ぎていく、どんどん子供も減っていく。その中で、ちゃんと先生が少なくなるのではなくて、先生が少なくならないような環境づくり、教育づくり、学校づくりも考えなければならないのではないかなと思うんですけれども、どうですか、町長。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） はい、ありがとうございます。

町長に着任してまだ2か月ぐらいでありまして、しっかりと取り組んでいこうと思っております。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 幼稚園の統合に関しましては、吸収合併に、例えば熱川幼稚園という名前にしたときに、稲取地区の保護者の方が吸収合併のような感じがすると。そうではなくて、あくまでも統合して新しい幼稚園を造ってもらいたい。そういう稲取地区の稲取地区だ、城東地区だというのは、やめてという考えの中で、ちょっと反することかもしれないんですけれども、稲取地区の方々の御意見が非常に多くて、確かにそうですよねという形で統合準備委員会の中で、そういう形になっていきました。新幼稚園の名前を今募集をしていますが、そのことによってかかるお金というのは、まだ試算をしていないんですけれども、それほど大きなものはかからない予定です。

それと、先ほど中高一貫のことは、ほかのところでもいっぱいやっているではないかという御意見があったんですけれども、以前も答弁をさせていただいたんですけれども、県内でも21校中高一貫があるんですけれども、そのほとんどは私立なんです。私立だとそういうことはできます。公立だとなかなか難しいです。公立でやっているところは県下で2校しかありません。そういうところもちょっと考えてもらいたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 6 番、西塚議員。

（6 番 西塚孝男君登壇）

○6 番（西塚孝男君） その難しいことを教育長できると思います。だから言っているんですけども、ひとつよろしくをお願いします。

子供は皆さん町の宝ですから、みんなでいいほうに向かって考えてもらいたいと思います。

2 問目を終わります。

○議長（稲葉義仁君） この際、午後 1 時まで休憩といたします。

休憩 午前 11 時 48 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

午前に引き続き一般質問を行います。

西塚議員の第 3 問、ふるさと納税についてを許します。

6 番、西塚議員。

（6 番 西塚孝男君登壇）

○6 番（西塚孝男君） 3 問目のふるさと納税について。

近隣市町では、令和 3 年度のふるさと納税額がコロナ禍で大幅に伸びているが、以下の点について伺う。

1、町長はふるさと納税に力を入れていきたいということだが、どのような対策を講じるのか。

2 点目、1 次産業の従事者が、記念品を出品しやすいように、集荷や梱包、発送等の仕組みを考えてはどうか。

3 問目、ふるさと納税の寄付金はどのように使うのか。

よろしくお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 第 3 問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 西塚議員にお答えをいたします。

ふるさと納税について3点から御質問をいただきました。

まず、1点目についてですけれども、町に様々な課題がある中でその財源を確保しなければ何もできないということで、私が町長就任後、すぐにふるさと納税の増進と課を横断したプロジェクトチームの発足を指示したところであります。

また、今後このプロジェクトチームを町民や各種団体に広げ、オール東伊豆で寄付の増加を図っていきたいと考えております。

このふるさと納税については、ただ寄付額を増加するのではなくて、これをきっかけに1次産業の新たな挑戦や6次産業化、雇用促進、空き店舗等の対策につなげていきたいと考えております。

2点目についてでありますけれども、御提案をいただいて本当にありがとうございます。

今年度から送料を町が負担をすることに加え、配送連携事業を始めているところでございます。これは、寄付者の氏名、住所等が記載された配送伝票が事業所に届きます。配送伝票を記入する手間がなくなったため、事業者の負担はかなり軽減されたというふうに伺っております。ただこれから多くの記念品を登録していただくため、町として何が必要かしっかりと調査をさせていただいて、その仕組みを考えていきたいと考えております。

そして、最後の3問目でございますが、基本的には寄付者の意向に沿った使い方となります。寄付者からの意向のないものにつきましては、町民や各種団体からの意見も踏まえまして、町の発展に寄与するために使っていくようにしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 今朝の伊豆新聞にも、町長のふるさと納税についてのいろいろな課を飛び越えた仲間が集まってやると、立ち上げたということはすごくいいなと。

自分なんかも委員会でいろいろな西伊豆とか、いろいろなところのを聞いたわけですね。それで、自分たちなりにみんな調べたことがある。やっぱりふるさと納税って、じゃ誰がやっているか、誰が一番申し込んでいるかといったら女性が多いと、80%ぐらいが女性じゃないかという中で、非常にびっくりするように多かったのがトイレトペーパーとか、そういう必要品をもらっている人が多いというのはなぜかといったら、所得が低い人はあまり高い物買えないとか、そういうことになるわけですね。

それで、今多くが、東伊豆町だと旅館に来る人とか、そういう人たちは高額な利益を、収入を得ている人、また都会だとマンションとかに住んでいる人が多い。そうするとマンションというのはいわゆる煙は出さない、揚げ物はやらないといったら、いわゆるそういう品物、東伊豆町は生き物とかキンメの煮つけとか、そういうものを出しているけれども、じゃ、そこはマンションで焼けるのかといったら焼けない。煮物ができるのかといったら電気の25センチぐらいの鍋しかない。そういう中で、いわゆる返礼品を一番使ってくれる人たちが、どこに住んでどういう部屋でどういうところで食べるのか、そこを考えたり、女性が多いと、旅館に来るというのは手間にかからない、旅行に来ればご飯は食える、何もしなくて食えるというのが多いから宿泊を多く使っていることは確かですね。

そこで、いわゆる町長が1次産業という中で、目指す中で、そこにホテル代が5万円だとすると2名で。そこに、じゃ1次産業のいわゆる4月だったらサザエ、5月だったらニューサマー、セットにしちゃえば一緒に売れていくじゃないかと。頼むほうは一緒にセットになっているほうが、なっていないがいいわけですよ。それがプレゼントとして一緒にもらえれば、一緒に伸びていくんじゃないかと。そうすると、地域の東伊豆町の特産品を1年間通じていろいろ変えたりしていけば、その中にセットに入れば、そこには今度何があるかといったら、生産者もみんな手が足りないのが現実なので、だから、いわゆる持って来れば、どこかに持って来れば、役場かどこか分からないけれども、持って来れば、そこでちゃんと梱包してちゃんとやってくれると。ホテルに届けてくれると、そういうシステムをつくらなかったら、この前も1次産業の人たちと話したときに、やっぱり自分たちが採ってやるのが精いっぱいだから農協へ出している、漁協は一括で送っている。そこのところをやっぱり1次産業の人たちの、いわゆる利益をもっと上げてやるには、そういった工夫が必要じゃないかと思うんですけれども、町長、こんなのシステムの中でどうですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

多分、議員もその委員会か何かで御提言をいただいたという、その報告書を読ませていただいている中でも同じような御提案があったかと思いますけれども、大変柔軟なすばらしい提案かなと思っております。

まず、ふるさと納税の1つの重要な目的というのは、税収の再配分みたいところがあって、なるべく地方にもしっかりと税収を上げていきたいというようなところもあるかと思っていますし、そのみならず、その町の魅力とかそういうものをしっかりと発信をするとい

う意味もあろうかと思います。

そういう意味では、今セットという話はなかなかいいアイデアかなと、どれとどれを合わせたらいいとか価格帯の話もあろうかと思いますので、そのあたりはP Tのメンバーがあまり、P T、私、口を出さないようにしております。実は、自由にやってくれと、やってほしいという、責任だけは私が取るからということでやっていただいているのであれなんですけれども、一応、その御意見はしっかりと伝えさせていただいて検討していただければいいかなと思います。

あと、生産者と出荷までのその手間をどうするかという話については、確かに現場サイドから見るとそうふうになっているのかなと思います。つまり、なかなか梱包したり、運んだりとかというところが難しいところがあるかなと思いますので、そこについてもP Tのメンバーにしっかりと伝えさせていただければと思います。ありがとうございます。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 本当にそれをやっていけばね、絶対によそよりもこんだけの今の持っているもので勝てると思うんですよ。西伊豆の20億ですか、そこに負けないように頑張れるんじゃないかと思います。

それと、あとそのふるさと納税のお金の使い方、自分はやっぱりそれは寄付で来ている、やっぱり1年間で使い切るぐらいのものを持たなかったら、町の中に回っていかないんじゃないかと思うんです。いわゆる観光に来る人なんかは、稲取駅なんかは、非常に前も言ったんですけれども、通路が狭くて旅行かばんが通らないとか、本当に稲取駅は非常に不便な駅、障害者が筋肉をつけるために来る駅なんていうぐらいに、昔そんな旅行があったぐらいにやっぱりこれから高齢化になってくる、旅行もどうなってくる、そういう人たちがやっぱり来やすい町、いわゆる町の中もそうだし、いろいろな点でもそういうところは、みなふるさと納税を使って年寄りが散歩できたり、観光客が歩いて散歩できるような、安心して歩ける町というのを目指していったらいいかなと思うんですよ。

だから、やっぱりお金はためるじゃなくて使う。使い切るぐらいの気持ちでふるさと納税の使い方をいろいろ考えてもらいたいし、また学校の給食費もしかり、どんどんこうやって貧富の差が激しくなっていく中で、この町は特に観光立町であって収入が少なくなっている。そういう中で、やっぱりそういうところにお金を使ってやるのが一番じゃないかなと思うんですけれども、どうですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

ふるさと納税の使い方については、基本的には寄付の使途というものを聞いているということで、そこになるべく準じるということであります。ただ町長にお任せという項目もございまして、そこについては、議員が御指摘のように、町のために何が一番いいかというのを判断をしてやるべきだというふうに思っております。

使い方については、確かにためない、あまりためてもしょうがないだろうという議論もあると思いますけれども、戦略的に効果的にどう使うかということはしっかり考えて使うときにはしっかり使っていく、無駄遣いはしないということやっていきたいと思っております。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 本当に町長が言うように、プロジェクトチームに口を出さない、非常にいいことだと、1年の結果を見て、またそのときによく話すと。やっぱりトップに立つ人はそのぐらいの技量がないと人は動かせないのかなと思います。

またこれから本当に新しい新体制にこの町はなったんだから、いいところをどんどん物まねでも、人の町のまねをしてでもいいから、何しろこの町が伸びるように頑張ってもらいたいと思います。

これで終わります。

○議長（稲葉義仁君） 以上で西塚議員の一般質問を終結します。

この際、1時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時12分

再開 午後 1時20分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 山 田 直 志 君

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員より一般質問で掲示板の使用、資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

14番、山田議員の第1問、地方自治についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 新町長との一般質問初めてということで多少緊張しております。よろしくをお願いします。

まず、地方自治ということで、町長とこの目線というものがどうなのかなということについて、確認の意味も含めて質問をさせていただきます。

岩井町長は国政から転身されました。そこで、町長として関わる地方自治についての所見を伺いたいと思います。

①就任して2か月余りですが、国政と地方自治はどのような共通点と違いを感じているのか、この点をまずお伺いしたい。

2点目に、住民としての地方自治をどう考えますか。また、大切にすべきこと、大切にしていきたいことは何だと考えていますか。

3点目、これから様々な施策や事業を進めていくことになりますが、行政の行動・手法としてどのようなことを重視して進めていきますか。

そういう町長の基本的な考えをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 山田議員の御質問に、私も緊張しながらお答えさせていただければと思います。

山田議員からの御質問ですけれども、地方自治について、地方自治ってわずか4文字の言葉ですけれども大変奥が深い。答弁を自分でも考えていたんですけれども、この町にとっても大変重要な視点だなと改めて思っております。そんなことも踏まえながら答弁させていただければと思います。

まず、私自身が国政におりまして、国政とこの町政というか地方自治、同じで何が違うかということではありますが、まず共通点ということ、共通点のほうがなかなか探しにくいのか

もしれないなとちょっと思っておりますが、あえて言うならば、地方議員も、国会議員も選挙で選ばれた議員であるということ。そこに住んでいる方々、国政であれば国民という話になるかもしれませんが、この町で言えばまさに町民、その皆さんの意思を反映しながら、国なら国政、町なら町政ということでより地域をよくしていこうというふうにする存在であるというところがあえて言うなら同じなのかなと思っています。

違うところについては、いろいろあるのかなと思う中で、よく言われているんですけども、立法・司法・行政という中学で習ったものがありますけれども、3権の在り方で分けると、国のほうは議院内閣制ということであります。つまり、内閣が議会に対して責任を持って、その存立が議会の信任に依存する制度であるということ、これが行政権と立法権が完全に独立しているとやゆされるところもあるんですけども、そんなことだと思います。

一方で、地方自治体というのは、ザクツと言うと大統領制みたいなもので、つまり、住民は立法を担う議会と行政を担う首長を別々の選挙で、しかも直接選挙ですというところ。そして、この2つの代表機関、首長と議会ということですが、お互いにチェックをして、そしてそれによってよりよいバランスと結果を達成する仕組み、つまり、二元代表制を採用しているというところが、多分決定的に違うのかなというふうに思っています。

そんなことを踏まえますと、地方議会においては、国政における与党とか野党とか、よく私も国政のときは与党、野党でやっていたけれども、そういう役割は、それほどは強くないのかなというふうに思っています。チェック機能ということを踏まえると、これちょっと極論かもしれませんが、地方議会においては、全体として、場合によれば、全ての議員の方々が、野党的立場をとる、つまり、チェックをしっかりとやっていくという、そういう関係があるのかなと。首長と緊張関係をしっかりと持っていくという、そんな役割を果たしているのではないかなというふうに少し感じております。

ただし、議会は首長、執行機関を監視、評価するとともに、実はもう一つ重要、私的には思っているのは、政策提言、立案、政策の立案、これを行って、首長、執行機関と切磋琢磨する、そんな役割も担っているのではないかと思います。

よく東伊豆の議会も過去いろいろある中で、あとは全国的に見ても、例えば、慣れ合いの議会は、これもやり過ぎは駄目だと思いますし、かといって、対立ばかりしている議会も、私は駄目だと思います。チェック機能もしっかりと果たしながら、この町にとって何がいいのかということに向けて切磋琢磨をしながら、お互いに政策を出し合う、そんな議会がいいのではないかなと思っております。

それぞれの異なる特性を生かして、町民の意思を町政に的確に反映をさせていく。そのために、ある意味、競争をして、切磋琢磨をして、でも協力をしていく。東伊豆町としての最良の意思決定を導く、こういうことが重要ではないかなというふうに思っています。このあたりが違いと共通点というところだと、個人的には感じております。

そして、あとなかなか次の問いも、本当に大事なんですけれども、しっかりと答弁させていただければと思います。

地方自治、住民としての地方自治をどう考えるかということであります。ちょっと難しい言葉が出ますけれども、地方自治の本分というのは、地方公共団体の運営は原則として住民自身の責任において自ら行うという、よく言われている住民自治の原則というのがございます。それと、国から独立した地方公共団体の存在をしっかりと認め、これに町の行政を自主的に処理をさせるという団体自治の原則、この2つの原則が基本の柱だと言われているかと思えます。

ただし、同時に少子高齢化への対応や安全・安心の確立、特に気候変動、大変ここ、このところ激しいという中で、地域の課題が複雑化をし、そして多様化をしている中で、市民のニーズ全てに行政だけで対応することは、昨日の議会でも少しお話をしましたけれども、なかなか難しい限界が見えてきているのではないかと思います。ここが考えどき、今まさにそういうところだと思っています。

市民自らの意思に基づいて市民自らがまちづくりを実践する住民自治の確立の必要性というのが、ある意味、高まってきているのかなというふうにも感じています。

住民自治の推進の中で、特に市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を認め合い、対等の立場で協力をし合う、よく言われます協働のまちづくりという話があります。最近は共生とか公共性とかと言うのかな。とにかく私もこの昨日の議会でも少し話をしたかもしれませんが、お互いに連携をしてお互いにやれるところをやっていくというスタンス、それが非常に重要になってくるのではないかなというふうに感じています。

つまり、地域に関わる様々な立場の人や組織が共通の目的、それはこの東伊豆を幸せにするということでもありますけれども、その実現のためにそれぞれが役割を自覚をして、そして対等の立場で取り組みながら、まさに理想のまちづくりを行っていくことが重要だというふうに思っております。

そして、3番目でありますけれども、じゃ、行政の行動・手法としてどのようなことを重視するか。これは繰り返しになるかもしれませんが、所信表明の中でも触れさせてい

いただきました。町政に向かう信念を申し上げたところでありますけれども、五箇条の御誓文がございまして、その第1条に記されております「広く会議を興し、万機公論に決すべし」という言葉、これは人々の声を大事にして、そして優れた意見を取り入れ政治を行うということとございまして、今から150年以上も前の言葉であります、その精神は令和の今になっても生きています、私は思っております。

令和になり多くの課題や問題が顕在化をしております。先ほどお話をしたとおりです。それでも、それにしっかりと対峙して問題を解決をしていく、乗り越えていくためには、やはり広く人材を求めて公正な意見に基づく政治を行うことが重要だと考えています。

東伊豆町の町政においても、この精神を基本として町民や議会に向かい合っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 大方の答弁をいただきました。町長、大体考えるところはよく分かってまして、原理原則的なことからちょっと確認をしていきたいと思うんですけれども。

いわゆる国政というものについて言えば、憲法前文において、国において主権は国民にあるということで、先ほど町長言われたように、やっぱり国政においては国民のための政治ということが求められるわけでありまして、地方自治法や憲法の中から出てくる、いわゆる地方自治の本旨という中で言えば、まさにそこに住んでいる住民によってという住民のための地方自治ということがあるわけで、言えば、それは町民、国民のために政治をすると、立場は違うんだけれども、国政も、地方自治体も、国民、住民のためにその政治を行うと、ここはまさに本当に一緒なんだろうと、そこは確認できる場所だと思うんですね。

違うところの今、町長言われたように、いわゆる議院内閣制の部分と二元代表制の部分のこの違い、まさにそのとおりです。ただ僕、もう一つ、実際の自治体運営とか国政の問題で感じている部分は、財政権限の部分がちょっと違うんじゃないかなという感じをしております。というのは、国会というもので見ると、国政では例えば、今こういうコロナの問題が出るとどんどん国債も発行するし、消費税であったり、酒税であったり、税率の見直しというようなことで財源を確保するという手法が国ではできます。でも、地方自治体というのは、財政の自主権という言葉や地方財政法等々、税法でも言葉はありますけれども、現実固定資産税を上げようとかいろいろなことはできないですね。どんどん勝手に起債を起こすなん

てことも、これはなかなかできないですよ。ここは財政の権限というのは、国政とやっぱり地方自治体では大きく違うのかなという認識を私は持っておりまして、これは実際の運営上そうなんではないかなと。この点は町長も理解していただけますかね、どうですか、まず。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まさにそれは今痛感をしているところでありまして、国であると国債を刷って、それは日銀が通貨を発行ということになると思うんですけども、その中である程度自由度があるという中で今までやってきたのと、町政になるとそういうわけにはいきません。当然起債という話もちちゃんと承認をいただいてからやらなければいけないということで、非常にそれはちょっとやりづらいところがある。だからこそ、町のお金をしっかりと適正に使っていくという姿勢が重要ではないかなというふうに改めて思っておりますし、ある程度、その税収を再配分するという意味では、ふるさと納税という話が先ほど出ましたけれども、そういうツールもフルに使いながら、町が豊かになるために町民が幸せになるための施策をやるためのある意味、税収を上げていくという努力は引き続きやっていこうかと思っています。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、本当そうなんです。僕らも議員として、先ほど西塚議員から質問があったように、ふるさと納税の部分はまだ伸びしろがある部分ではないかなと、これは町の努力で何とか対応できる一部分だと思っています。

ただ一方で、この間、議会でも本当に数多く附帯決議や予算、決算のたびに言ってきたのは、やっぱりそうは言っても、実質単年度収支というのはうちの町はやっぱり2億から2億5,000万円ぐらいの感じで、実質収支の部分で言うと、入ってくるお金よりも使うお金のほうが多いという状況があって、これはこの間それがずっと課題でもあって基金もたまらなかったと。

今回、ある面、コロナの副産物で町が行うべき施策がかなり臨時交付金で行えたというようなこともあったりしまして、また事業が執行できなかったものもありまして、基金が今12億とかそういう金額までたまっただけですけども、本質的な問題で見ると、単年度単年度のやっぱり予算が非常に苦しい状況にあるんじゃないかなと。

この点については、町長も非常にこの財政の厳しいということも、就任してから感じてい

るというふうなことを、この間、全協でもお伺いしたんですけれども。所信表明の中で、町長はこの財政的な問題、いろいろな形で機構改革だとかデジタルフォーメーションの問題だとかいろいろなことがある中ではあるので、それと絡んでくるかなとは思ってますけれども、歳出等々の全体の見直しというようなことについては、特に触れていなかったのかなというふうに拝聴しましたがけれども、この辺についての町長のお考えはいかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

歳出については、これやはりしっかりといろいろな手だてで考えていかなければいけないと思っております。当然、歳入を上げるというのが一義的にあるとして、歳出を抑えるというところでトータルとして町を豊かにしていくということだと思えます。

今、山田議員の御指摘というか触れたその機構改革について、これは見直し、着任してまだ2か月ということで、すぐに抜本的な見直しというわけにもいきませんが、生産性の高いとか、効率性のある制度改革ということをやっていかなければいけないと思えますし、場合によれば、町が持っているそういう財産についてもしっかりとメスを入れていくということが必要かもしれないとも思っております。

なかなか厳しい財源の中で、それはしっかり取り組まなければいけないと思っておりますので、加えて、冒頭からお話をしておりますけれども、人が減ってくる、なるべく1万5,000人という話、高く目標を掲げて意気込みを示したわけでもありますけれども、ただやはり減ってくるのは事実である中で、例えば、高度成長期に整備をしたインフラ関係がもう一斉に老朽化をしてきているのも事実であります。そういうことを踏まえながら、どういうまちづくり、場合によれば、町民の住み方も含めて皆さんの御意見を聞きながら、この令和の時代、アフターコロナの時代に向けての東伊豆のまちづくりというのをしっかりと決めていかなければいけない、加えて、そのまちづくりの中には、やはり地域の安心・安全というのがなければいけませんので、防災の観点もしっかり取り入れて人口減少ということも加味して、しかもインフラの老朽化ということも考えながら、余分な歳出を減らしていくというようなこと、そういうことも考えていければと思っています。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 昨日の町長の所信表明等でもあったように、これもやっぱりある面で言うと、時代への適用という部分の順応といいますか、そういう問題だというふうには思

いますけれども、ぜひ全体のパッケージのD Xであったり、少子高齢化とかという方向性も出てきている対処すべき方向というのは、一定そういう対応軸というのも決まっているわけですから、そういうものを含めて、全体のパッケージングの中で何が町にとって今必要なのかというものをぜひ今後提示していただけるといいのかなというふうに今思っています。

町長、この住民自治の部分の中での行政的な問題で、私、町長の言葉はどちらかというと地方自治に関わってきた人間からすると、言葉でちょっと言い換えると、この地方自治の中で一番私は大事にすべき部分としては、住民参加という部分なんだろうと思うんですよ。町長言われたように、サービスをするのが行政で、サービスを受けるのが町民だという、こういうやっぱり構図はもう成り立たない時代ですから、町長言われたように、みんながいろいろな形で町に関わってもらおうという、こういう時代になってきているわけですから、意思決定の参加を含めて、いろいろな事業へも住民が参加していただくということ、これが今後、この地方自治体においては、極めて重要な問題じゃないかなと思って、これは町長と僕は言葉を置き換えただけかなと思うんですけれども、地方自治の中ではやっぱりよく言われるのは、この住民参加という言葉ではないかなというふうに感じておりますが、これは恐らく同じ意味ですよ。どうですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

近いニュアンスというふうに私も感じております。先ほどお話ししたとおり、社会状況が変化をしているということ、少子高齢化、環境問題、様々な課題に対して、今までは行政一辺倒でやろうと思っていたというところもあろうかと思えますけれども、マンパワーのことも含めてなかなか行政一者ではその課題を乗り越えづらくなっているのも事実であると思えます。

加えて、地域のコミュニティというのが、町民同士の助け合いの意識みたいなものもあったかと思うんですけれども、そういうものが少しずつちよつと低下をしているところもあるので、併せてその協働をすることによって、その地域をしっかりと守っていくということが必要なかなと思っています。

その地域のコミュニティ、消防みたいのがそうだと思うんですけれども、あと地区制みたいなのがそうだと思うんですけれども、そういうことのみならず、加えて最近はN P Oとかいろいろな団体があって、これはちよつと性格が違おうと思えますけれども、そのような多種多様な主体に参画をしていただいて、それでまちづくりを進めていくというのが一つのやり

方ではないかなと思っています。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、基本はやっぱり住民自治ということは、そこに住む住民が自分たちで自分たちの町を決めていく。この基本原点に立ち返ると、やっぱり住民参加という言葉が一番私は必要だというふうに思っております。

その上で町長が言っている部分で言うと、やっぱりそれをじゃどういうふうにまちづくり、住民の意思、意向とともにそれをどう形づくっていくかということになると、今、町長言われたように、NPOの問題だとか、いろいろなものがそれにリンクしてくるのかなというふうに私は見ております。

ちょっと3点目の問題のところなんですけれども、町長、今言われたことの漠然と意味は何となく分かるんですが、何となくじゃなくて、ちょっとこれはやっぱり、まず地方自治ということの自治体の運営という観点から見ると、私は3つの言葉が重要なキーワードかなと思っております、1つは情報公開、2つ目はやっぱり説明責任、そしてやっぱり合意形成、このところをどういうふうに図るのかなということが非常に行政として大事なことなんではないかなと。住民の皆さんにこれから町がやろうとすることを参加して、決めて、そのためには、やっぱり町が持っているいろいろな情報もしっかりと公開をしていくことも必要だし、それ一体なぜこれが必要なんだという説明責任をやっぱり果たされることが必要だし、そういう中で、先ほど来町長言われるように、いろいろな方々の御意見も含めてみんなのやっぱり合意形成を図る、こういうことが言葉としては、地方自治という言葉の中ではこういう言葉を大体使うのかなというのが、私は思っております、ぜひこの辺を御理解していただいて、今後のそのいろいろな諸課題の遂行のときにはお考えいただくとありがたいなと思いますけれども、いかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。まさに今おっしゃられたことも触れようかと思っておりましたけれども。

実際に協働のまちづくりを進める上で重要なポイントというのは、今御指摘あった3つのポイントが含まれると思っております。施政方針、あとは取組、町がどのように政策を取り組んでいくかというようなことを町民へしっかりと話題提供をしていく、これが説明責任みたいなのところかもしれません。

加えて、例えば、町長はじめ町の三役とか幹部職員など地区関係者と課題について対話をするような場も、将来的には、すぐというわけにはいきませんが、そういうのもあってもいいのかなと、少し思っておりますし、あとは町民と町の役場との意思疎通というか意見交換というか情報交流みたいな話も含めてやれると、いろいろなフラットな状況になっていくのかなというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） これは私、町長、ある面、持論でもあるんですけども、デジタルフォーメーションというのか、デジタル化がどんどん進む中で、地方自治体の中では今、町長言われたような、やっぱり広聴活動だと思うんですね、言葉で言うとね。

やはり町民の生の声をしっかり聞いていくと。そこがやっぱり行政、またまちづくりの推進力になっていくんだと思うんですね。これがやっぱり大事で、作業とか実務的なものはデジタル化で事は足りるんですけども、それだけに住民の皆さん、住んでいる町民の皆さんの生の声をしっかり聞くという、そのところをぜひ大事にさせていただいて、これからの町政のかじ取りを取っていただきたいと思いますと思っております。

1問目は以上で終わります。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、地方創生臨時交付金についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 第2問、地方創生臨時交付金についてお伺いします。

政府が4月26日に策定をした原油価格・物価高騰等総合緊急対策の中に地方創生臨時交付金、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分ということで1兆円創設ということも含まれているかと思います。

こうした臨時交付金の対応について伺いたいと思うんですけども、まず町への交付額というものは幾らぐらい見込まれるのかということをもまず1点お伺いしたい。

2点目に、町長としてこういう臨時交付金を今回は初めて使っていく側になっていると思うんですけども、この交付金の活用施策については、どのような過程や検討を経て成案にしていくのか。これはやっぱり町長のすごく地方自治に対する手腕というものの一つになるのかなというふうに思っております、今までとは違う部分もあるのかなという期待を含めてお考えを伺いたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

地方創生臨時交付金についての質問、2問承りました。

まず、町への交付額がどの程度見込まれるかということにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金、コロナ禍における原油価格、また物価高騰対応分ということでありますけれども、それが創設をされました。都道府県及び市町村を対象に国の予算額1兆円により、このうち0.8兆円が先行して交付をされます。これに該当いたします東伊豆町分の交付限度額は、額にして6,567万4,000円であります。

続きまして、その地方創生臨時交付金、どのような経過や検討を経て成案になるのかということでありますけれども、まず勝手に町が思い込みで決めるわけにもいかないというふうにはまず思っております。原油価格・物価高騰の影響を大きく受けます農林水産業者、あとは中小企業者等にどのような支援が必要であるかということについて、各団体に調査を行うように担当課に指示をしたところであります。今調べているところだと思いますけれども。調査結果を踏まえて支援策を決定していきたいと考えております。

また、生活支援につきましては、東伊豆町ではどのような施策が有効であるか、これも各課局で現状把握を行って検討をし、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応への支援策を決定していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 本当にそのとおりだと思っておりますけれども、町長、ここにこれが内閣府のホームページからプリントアウトしましたけれども、町長言われたように、臨時交付金も市町村で勝手に使っていいということでもなく、一定のメニューがあるというふうには思います。

町長、これ昨日も町長言ってらっしゃったんですけれども、例えば、所信表明等で平準化とかいろいろな形の言葉もありました。やっぱり私とすると、変な話しなんだけれども、国がやるやつは非常にある面、まさに平均的なものなんだと思うんですよ。平均的なものだと思う。でも、平均的なものでも今、町長言われたように、うちの町に本当に関わる施策、も

のではないのかなというのは、やっぱりしっかり調査をして、それに対応してほしいんです。同時にやっぱりそういう調査をした上で、これを採用するよ、ここは採用、特にしなくてもいいよねという部分もやっぱりしっかり説明をしてほしい。これまでのコロナの臨時交付金なんかでも、もう最初から何かプレミアム商品券だとか、特定の団体というか業界の部分だけで、本当にいわゆる生活支援なんかの部分の声というのが、ほとんど反映されてこなかったんじゃないかなと、私は思っています。そういうことも含めて、町長言われたように、こういうお金が6,500万から出るよと、それについて本当に町内のいろいろな実情、国が示している、こういう実情がもし東伊豆とかで影響を受けているところがあれば、具体的にどうなのか、それにどういう手だてが必要なのかということをしかり議会にも、また町民にも分かるように対応していただけることがとても大事なかなと。必ずしもそんなに大きい、今までの交付金からすると必ずしも大きい額ではありませんけれども。しかし、貴重な財源ですので、これは国が言っているように、農林水産もそうだし、飲食店もそうだし、輸送関係もいろいろなところがやっぱり影響は出ているはずだよね。だから、使っていいよねというものは示していると思うんですけれども、この平準的なものに適用する部分と、うちの町の実態に合った、その状況把握によって合った適用というものが必要になってくるのかなと。

これは先ほどの地方自治にも関係するんですけれども、国の方針というのは本当に私は平均的な、一般的なもの、やっぱり地方自治体のまちづくりに必ずしも適合するかしないかということ、しないことも何割かあります。なので、やっぱり国のことをしっかりと受け止めながらも、やっぱり自分たちの町の実情、現状にとって有益かどうかというやっぱりしっかりとした調査と判断、検討がとても大事だというふうに思いますので、先ほど町長、そのようなことをされるというふうに伺いましたけれども、やっぱりぜひ地方自治体は国の施策が今まで100%であれば、こんなに地方は衰退していないんです。やっぱり標準的なもの、町長言われたような平準化したものと同時にやっぱり地方の実情に合わせた順応力というのか適用という部分がどうしても国の方針との中にあるのかなということを私は感じますもので、ぜひこの国から示されている平準的な方針と、やっぱり町の実態に合わせる順応力というものをぜひ発揮してよりよい政策支援を行っていただきたいというふうにと思いますが、いかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

まさにこの町の一番の特徴というのは観光産業がそのいろいろな意味での柱、産業として

の大きな柱になっていて、そこに一次産業の農業と漁業があると。中小企業の方々はそこにいろいろな関係性を持って商売をされているという、そんな図式だと思います。

そんなことも含めまして、今いろいろ調べているのを取りまとめて整理をして、なおかついろいろな施策が多分コロナにおいてはやられているということがあると思います。そんなことも踏まえて、どういう使い方が一番効果的かというふうに判断をして進めたいと思っております。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、先ほどとの関係で、議会の部分でいうと今までのコロナの使い方の中で言うと、もう100%、ほぼほぼ決まった形で当局から説明を受けるということが多かったというふうに、私は受け止めております。

やっぱり町長、先ほど言われたように、二元代表制の中で、議員は議員なりに町民のなりわいや暮らしを見ているし、そういう部分から議員はそれぞれ発言もしているんですけども、やっぱり100%固まったものということだけではなくて、議会のやっぱりそういう視点とかというものもしっかり意識していただきたい部分と、やっぱりこの部分はこういう理由、こういう実態からこの施策をするよという、さっきの説明責任じゃないですけども、分かりやすく説明していただけると、議員としてもいろいろ感じているもの、見ているものが生かせるのかなというふうに思うんですけども。今までは本当に決まったことの説明ということではなくて、ちょっと支援金を3万円を5万円にするのでも、なかなか大ごとになるぐらいの状況でした。

なので、やっぱり最終的には議会も議決するという部分の責任もありますから、議会とも、先ほど言われたように、連携をしていくということであれば、100%決まったというんではなくて、議会に調査の結果も報告していただき、一緒に最後検討をできるというようなスタンスもぜひお忘れなく用意してほしいなということをお願いしていききたいと思います、いかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 特に、このコロナ対策というかコロナに関係する交付金については、状況把握というのが大変重要だと思っておりますので、そこをしっかりと把握をさせていただいて、よりよい方策が取れるように、議会の皆さんとも連携を取りながら、決められる、制度設計もあると思うので、できる範囲の中でというようなことになりますが、取り組んで

いきたいと思っております。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第3問、白田川橋老朽化への対応についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 第3問、白田川橋老朽化への対応についてを伺います。

この件については、町長、行政報告でも触れておりましたし、議会にも片瀬区・白田区より要望書が提出されているということで、これから町も具体的に調査を進めて方針も決定するという方向で動いていく状況だと思いますが、そこで幾つかについて伺いたいと思います。

1つは、橋に関わるどのような調査を今計画をしているのかということが1点目。

2点目に、小学生、高齢者の安全を確保するために、現在の橋をやっぱり補強等により仮設歩道が私は必要だと思うんですけれども、それについてのお考えはいかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 山田議員より白田川橋老朽化の対応ということで御質問いただきました。

まず、橋に関わるどのような調査をしているかということですが、行政報告でも申し上げましたが、先日、片瀬区及び白田区から架け替えについての要望書が提出されました。地域住民の意向は大変重要だと考えておりますが、架け替えの可否について判断するに当たり、事業費や工程及び問題点の整備等、全体計画を把握するための概略検討が必要であると考え、本定例会で補正予算を計上させていただきましたので、御審議のほどぜひよろしくお願いをいたします。

その委託経過を踏まえまして、町の財政上、どの程度影響があるか、確認をしたいというふうに考えております。

そして、次に、2点目ですが、小学生や高齢者の安全を確保ということで、現行の橋の補強等で仮歩道が必要だというような御意見がございます。現在の白田川橋を補強し、人道橋として使用する案については、点検により車両が通行することで上部工にたわみ振動が発生し、上部工の損傷の進行を促進させること。また、地震や大雨等に対し橋脚は耐火力を要していないと考えられることによりまして、緊急に措置を講ずるべき状態であると診断をされました。

町といたしまして、台風等、予見が可能な場合の通行止めの措置は可能と考えますが、予見できない、つまり、地震であります、いつ起こるか分からない、その地震の対応を考慮すると、住民の生命を守ることが最優先である行政として、通行させることはできないと判断をし、通行止めの措置を講じたところでございます。

しかしながら、歩行者の安全確保というのは、これ重要だというふうに考えておりますので、まずは横断歩道を何とか渡っていただきたいということ、活用していただきたいというふうな思いの中で、シルバーカー利用者のために、片瀬区の歩道側があるほうの歩道の切下げ工事を実施したところであります、段差をなくしたということでもあります。

地域住民の皆様には、国道を横断することなく、時間に余裕を持ってぜひ横断歩道を活用して安全に通行していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、橋の調査の問題について、この間、全協や議案等説明会の中でもいろいろ言われている部分なんですけれども、やっぱり私は、選択肢の一つとして国道の山側への歩道の整備という選択肢というのをあっていいんじゃないかなと。というのは、国道の南側にある、あの歩道については、たしか親水公園の整備事業というような形の中で事業を実施しているんだと思いますね。橋脚もそのまま国道のあれを使ったりしているし、現況の白田川橋が70メートルということを考えると、現在の国道の部分で言えば50メートルというような部分もあります。そういう部分からしても、白田や片瀬の町民の方々からもやっぱりもし現状のところに道路を造ることが厳しい場合、やっぱりそういうことも考えてほしいなというような声というものが少なからずあるんですよ。それは、町の財政のことも含めてね、それは負担になるんだったら、でもやっぱり利便性や一定の安全性確保のためにそこが欲しいよねという声もあります。

なので、こういうやっぱり町民の方々もいらっしゃるということも含めると、選択肢として、そこもやっぱり私は入れていただく必要があるんじゃないかなというふうには思っているんですけれども、選択肢にはならないんですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

いろいろな選択肢がございました。県道の山側の歩道橋というもの、あれは県が対応とい

うことで、県にも御相談に行った、実は経緯がございまして、当然町独自の単費でやるのは不可能です、金額的に。その中で、県にまず相談をしたところ、なかなか県としては、あそこに同じよう歩道を造るのは選択肢に全くないというお答えをいただきました。一方で、現行の橋につきましては、国との連携の中で手だてがある可能性もあるということで、建て替えということでできるかどうか、どれぐらいお金がかかるのか、車道橋にするのか、もしくは車道橋が高過ぎるならば、例えば、人道橋のみという選択肢もあるかもしれませんが、その辺のあらゆる選択肢をなくすことなく、まずはどれぐらいの金額がかかるかというのをまず出してみようかなと考えているところです。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、そうするとね、人道橋というような、いわゆる歩道を中心に考えたりした場合だったら、現在の白田川橋がある位置よりも、それは県がやってくれば一番いい話ですけれども、県がやらなかったとしても、町としてそのところに隣接をして造るということも、さっき言ったように、距離も短い部分もありますから、選択肢としてはあるのではないかなというふうに思うんですけれども、県がやらないからイコール駄目ということだけが選択じゃないような気がするんですけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（稲葉義仁君） 建設整備課長。

○建設整備課長（齋藤 匠君） 国道の山側への側道橋といいますか、についてですが、あくまでも概算というか、ちょっとお聞きした話の中で、距離は70メートルから50メートルになるかもしれませんが、国道に近いということは、国道をやっぱり守らなければならない中で仮設費に非常にかかるよという話を聞いております。それが幾らかというのはちょっと出しではございませんけれども、その辺で今のところに架け替えるほうが安いのかなということの中でまだいろいろ今後検討していかなければならないのかなというふうには感じております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 確かに仮設費もあるのかもしれないし、あの海側の歩道を造るときというのは、いわゆるふるさと創生というような一等の時代で、時代背景もあって県もある

程度の部分は協力的にやっていただいた部分もあるのかもしれませんが。

ただやっぱり片瀬・白田の町民の皆さんの中でも、全く新しく橋を造るということについて、やっぱり町の負担も大きいだろうし、大変だろうしとかいうことを考える方々もいらっしゃるし、そういう中では、もし可能であれば、そういう下側にあってもいいんじゃないかという選択肢を求める人たちはいるわけですね。なので、やっぱり今後の今の現状の場所に車道になるのか、その人道橋になるのかという、その二者択一だけではなくてもう一つの選択肢もある中で、町民の皆さんのコンセンサスを図るほうが、私はいいのではないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 繰り返しになりますが、そのあたりも含めて県に相談をさせていただいています。先ほど課長のほうから説明がありましてとおり、その通行の国道の近接工事になるという多分技術的な問題とか、それに伴う費用の増大、橋梁ですから人道橋だから安く済むかというところでもなくて、かなりのコストがかかる。加えて言うならば、今資材高騰等というような状況もあってなかなか難しい状況、その中で県としては選択肢にないという御回答をいただいたと認識をしております。

加えて、今現状、通行止めになっている橋の状況が続いている。あれはもう除却するしかないんですけれども、その後の対応について、ずっとこのまま引き延ばしておくのも問題があるということで、まずは現状の場所で架け替えについてどれぐらいのコストがかかるかということについて、まずは早く検討しようということでもあります。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、そうしますと工事費等々、コストの検討ということは分かったんですけれども、あといわゆるソフト面で考えたときに、やっぱり実際の利用者とかどういう弊害があるのか、今の通学の問題だったり、高齢者の問題だったりとかということについては、調査はされませんか。

それと今のこの計画で進んでいった場合に、あれを今の白田川橋を撤去をして新しい橋が完成するということになるまでという期間というのは、どのくらいをお考え、当然やらないという選択肢もある面であるわけなんですけれども、もしやることになった場合には、その一定の期間というのはどのくらいになるというふうに、これは考えたらよろしいんですか。

○議長（稲葉義仁君） 建設整備課長。

○建設整備課長（齋藤 匠君） 基本設計を行い、詳細設計を行い、そこから工事が始まり、橋脚は多分2橋で、河川の工事につきましては、渇水期ということになると1年に1つの橋脚しかできないかもしれません。そこから、今度上部工、上ですよ。それを整備していくこととかを考えると、すんなり行ったとしましてやっぱり令和9年とか10年とかというところになってくるのかなというふうに。その前に当然解体の設計をやって、解体をしてというのが入ってきますので、やはりそれぐらい延びてくるのかなという気はしております。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、そうしますとやっぱりあそこでの現状の位置での架け替えということというのは非常にその部分では、前も言いましたけれども、現状の、町長言われるように、横断歩道をちゃんと使ってくれということのあれも分かりますけれども、現状、やっぱり子供たちの国道を渡っていたり、国道を横断したりとか、高齢者が本当にガードレールを手すりのようにして買い物に移動するとかというようなことのやっぱりリスクというのか、危険性というものはらんでいるわけですから。

そうすると、やっぱり国道の脇にあったほうが住民の利便性を確保する上ではいいのではないかな。県がやらないということなら、町の事業としてやるということも含めて判断というのはあっていいんじゃないかというふうに思うんですけれども、この辺はいかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） その判断の選択肢として町単独では、先ほどお話にも、ほかの方面で出ましたけれども、財政的に厳しいという中で、交付金の話でも言いましたけれども、しっかりと使い道を考えていかなければいけないという話については、この白田川橋の対応についても、そこは全く同じスキルです。是々非々で、コストとどのような効果があるかということもちゃんと考えてやっていくと。

別に町単独でというのはなかなか正直もう厳しい限度を超えているというところで、それは県なり、国なりの支援を受ける方法を考えるというのが、町の考え方であります。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） そうするとね、国道の山側でもやっぱり町単独でやる場合は厳しいということになると、現況の場所に人道橋というか歩道を整備する上でも、これは同様にかなり厳しいということになってきはしませんか。

前、最後、太田さん、町長の最後の日にお会いしたときに、55%ぐらいの交付金等とかという話も聞きましたけれども、そこは一応補助があつてという部分もありますけれども、そうすると、山側であつても、また現況のところに歩道を付け替えるということであつても、それに対する国・県の特別な補助制度がなければ、どこに造ろうがやっぱりこれは厳しいということになってきて、そうするとあまり現実的な選択肢というのは今のところに橋を造るのか、もう財政的にも大変で造らないのかというような、実質的には選択というのは非常に狭まっているんじゃないかと思うんですけども、この辺はいかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まずは、現況の位置でどれぐらいのコストになるかというのをまず確認をしたいというふうに思っています。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） それはそれで分かりました。

町長、やっぱり町長、これ専門家にかなりこういう質問をしていくのはなんなんですけども、そうは言っても、やっぱり町の調査で出ているレベル4という部分の問題というのは、第2橋から3橋へのところかな。そこの部分が出ているという部分と、県のこういう橋の耐震、老朽化のマニュアルやなんか見ても、基本的には道路として車両が通行するということ前提にした形で、やっぱり先ほど町長言われたように、いろいろな過重も入ってくる。そういう中で、やっぱり確かに危険だという部分はあるんだというふうには事実と思うんです。

ただ一定の期間の部分で言うと、本当に多少の補強なり、安全工事の措置を行って、少なくとも解体までの間でも使える部分というのは可能性があるのではないかな。町長言われたように、確かに予測できない地震がどうのこうのというのはありますけれども、ただ地震によって起こる危険性よりも、現状のまま通学する小学生や高齢者が事故に巻き込まれる危険性のほうが、私ははるかに高い状況に今あるんじゃないかなというのが現実ではないのかなと。そういう点では、町長、専門家だからそのところは非常にシビアにあれしているかなとは思いますが、やっぱりそうは言っても、この現実やっぱり犠牲者が出る、私は確率のほうが、地震によって町の責任が問われるケースよりもはるかに高いのではないかなと思いますが、それはいかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 地震で落橋するリスクと、利用者が交通事故に遭うリスクを比較する

のはどうかなというふうにまず思います。

地震はいつ起こるか分からない。そこに対して行政が町民の命を最優先に考えたということであると思います。加えて、交通事故のリスクについては、別にこの地域に限らず、どこでも適切な交通ルールを守ってやっていただくということが大変重要だと思っております。この地域に横断歩道がもしないのであれば、それは大変大きな問題であると思いますが、大変御不便をかけておりますけれども、取り急ぎ、あそこのセブンイレブンのところに横断歩道があるということで、ぜひそちらをまずは使っていただければと。なおかつ、先ほど言いましたように、段差をなくすような工事もやりましたし、そのあたりでまずは御対応いただければというふうに思っています。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、最後なんですけれども、ちょっとこれ通告書の中に細かくは書きませんでしたけれども、町長、昨日からやっぱりまちづくりというキーワードを結構使っているんですけど、ちょっとその点で、一番掲示板のところに貼り出したんですけれども、現状のやっぱり通行止めの柵ですね。この柵、通行止めだよという町の強い意思が住民に伝わるという部分があります。ありますが、町長、まちづくりの観点から考えたときに、その前を实际車が通り人が歩いていくときに、先ほどの状況でいくと、あと数年間もこの状況で置いていくのかなと。もうちょっと何というのか、バリケードみたいになっているところをもう少し通行する上で景観的な配慮なんていうものも検討されてもいいんじゃないかなと思うんですが、この点についてはいかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 景観的配慮というのは、例えば、この中を見えなくしたりとか。

○14番（山田直志君） 看板みたいなやり方あるじゃないですか。

○町長（岩井茂樹君） もう少し具体的に教えてください。

○14番（山田直志君） 時間がない。

失礼しました。

○議長（稲葉義仁君） 以上で山田議員の一般質問を終結いたします。

この際、14時35分まで休憩とします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時35分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

◎日程第2 議案第26号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（稲葉義仁君） 日程第2 議案第26号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第26号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行及び国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、当町の国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤徳人君） ただいま提案されました議案第26号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正は、未就学児に係る均等割保険税の軽減措置の導入について及び賦課限度額の引上げについての2点となります。

まず、未就学児に係る均等割保険税の軽減措置の導入について、お手元の資料により説明をさせていただきますので、資料1を御覧ください。

全世代型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、令和4年4月1日から未就学児の均等割保険税の軽減措置が講じられることとなりました。

た。

これに伴い、地方税法施行令に新設された減額基準に従い、東伊豆町においても同様の減額措置を行う必要があるため、条例において必要な事項を定めるものです。

それでは、対象世帯について説明させていただきます。

対象世帯は、納税義務者の世帯に属する6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である国民健康保険の被保険者がいる国保加入世帯となります。

続きまして、減額割合ですが、東伊豆町の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を基準として定めた額といたします。

ただし、低所得者世帯に係る法定軽減措置を行う場合には、その軽減後の被保険者均等割額について本件減額を行うこととなります。

改正後の軽減額につきましては、資料2に記載をさせていただきます。

次に、減額分の公費負担割合ですが、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を補填します。

施行期日は令和4年4月1日で、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用をします。

未就学児に係る均等割保険税の軽減措置の導入については以上となります。

引き続き、賦課限度額の引上げについて説明させていただきます。

資料3を御覧ください。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布をされました。

この改正により、国民健康保険税について基礎賦課額に係る賦課限度額が63万円から65万円に、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額が19万円から20万円にそれぞれ引き上げられました。

これにより、基礎課税額、後期高齢者支援分、介護納付金分を合わせた賦課限度額の合計額は102万円となります。

当町におきましては、令和5年4月1日より、この改正による賦課限度額の引上げを実施したいと思いますので、附則にその旨の記載をいたしました。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 過去に、岩井町長でなくて前太田町長とこの未就学児の保険負担の問題について議論をしてきた経過がございます。そのときに太田町長も、国も、この未就学というのか、国保の子供たちへの課税については、今後、国のほうが財政的な措置を取るの、そのときに全体としては考えるよと、こういう町長と議論をした経過があるんですけれども、特にそのときも国保会計の基金が今現状では3億8,000万ぐらいですか、ある中で、ここの部分はもし町としてでき得るならば、未就学と言わず、もっと年齢を引き上げた形で対応できるんじゃないかという議論もしたんですけれども、今回そういう検討はされませんでしたか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 知事会等を通じて対象年齢の拡大等を国へ要望していくとの回答がございました。未就学児の国保料均等割軽減措置の対象軽減拡大を訴えております。

子供均等割保険税軽減分の補填に国保事業基金を活用することにつきましては、対象が限定されており、限られた被保険者のみが恩恵を受けることとなりますので、受益と負担の均等を見る見地から現状では考えていないということでございます。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 町長、当然ね、国保の今世帯が30%ぐらいですから、その中で子供の世帯ということなんですけれども、ただ逆に言うと、ほかの保険制度では子供が生まれたら保険料が上がるという仕組みはないんですよ。協会けんぽだったり、共済だったり、ほかの厚生年金の場合というのはないと思いますよ。国民健康保険だけが子供が生まれると税金が増えると。この辺を地方公共6団体なんかでも、やっぱり是正すべきだということをずっと言っていたことじゃないのかなと思うんです。これ私もね、町に基金も何もなければ、そういうことを言わないわけなんですけれども、これも国との関係で国の財源問題もあってね、今回は未就学児というところが、この区切られたと思うんですよ。

そういう意味では、例えば、今のこども医療費のやつなんかもそうですけれども、最初は2歳、3歳児までのやつが、未就学児までなり、それが15歳までになり、今はほとんど、うちの町もそうですけれども、18歳までとかというふうに、年齢も、子供に対する社会保障的な意味も含めた対応って変わってきているわけじゃないですか。

ここの部分は今後拡大、当然国としても、恐らく厚生労働省も、財務省との関係も含めて、今回はまずここで制度の実績、入り口をつくったので、今後これはいろいろな形の中で調整されていくんですけれども。基金3億8,000万なりの基金を持っている町が、もう少しこの

未就学ではなくて年齢を高い段階に引き上げてやるということは、財源的には十分可能だと思うんですけども、そういうことは考えられませんか。ただただ毎回ためていくという使い方ではなくて、町長も言われる子育ての支援ということであれば、若い人たちが、まして子育ての世代の人たちが、そういう状況に置かれているわけだし、お金もないわけじゃなかったら、子供の数もそんな多くわけですし、それは限定的だと考えるのか。それでも、子育てに対して町はやれることをやっていますということになるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 先ほどの御答弁の中にも対象が限定されているということが、今回現状では考えていないというお話をさせていただきました。

基金が3億8,000万というお話であります。その基金についても、どういう使い方が一番いいのかというのはしっかりと検討しなければいけないと思っております。今回、入り口ができたというお話もありましたけれども、状況を見ながら、全国の知事会等の動きもしっかり踏まえながら今後検討していきたいと思っております。

○議長（稲葉義仁君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第26号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

取海浜プール)

○議長（稲葉義仁君） 日程第3 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営稲取海浜プール）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案について、提案理由を申し上げる前に、公の施設の指定管理者の指定について説明をさせていただきます。

指定管理者であった稲取温泉観光協会については、団体が解散されることから、指定管理者の指定の取消しの申出があり、東伊豆町公の施設の指定管理者選定委員会にて了承されました。

新たな指定管理者については、地元である稲取温泉旅館協同組合が適任であると判断し、指定管理者の指定の議決を求めるものでございます。

なお、指定管理者の選定は、東伊豆町公の施設の指定管理者選定委員会の2回の審議結果により、決定したものに基づくものでございます。

それでは、議案第27号の提案理由を申し上げます。

議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営稲取海浜プール）の指定管理者に、稲取温泉旅館協同組合を指定するものです。

詳細につきましては、観光産業課長より御説明させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 観光産業課長。

○観光産業課長（山田義則君） ただいま上程されました議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営稲取海浜プール）。

東伊豆町営海浜プールの設置及び管理に関する条例（平成18年東伊豆町条例第18号）第3条第1項の規定により、東伊豆町営稲取海浜プールの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称、東伊豆町営稲取海浜プール。

指定管理者所在地、東伊豆町稲取1521番地－3、名称、稲取温泉旅館協同組合。

指定の期間、令和4年7月1日から令和9年6月30日までの5年間といたします。

以上、簡単ですが、説明に代えさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営稲取海浜プール）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（熱川温泉しおかぜ広場）

○議長（稲葉義仁君） 日程第4 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（熱川温泉しおかぜ広場）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（熱川温泉しおかぜ広場）について、提案理由を申し上げます。

熱川温泉しおかぜ広場の指定管理者に東伊豆町観光協会を指定するものです。

詳細につきましては、防災課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（稲葉義仁君） 防災課長。

○防災課長（国持健一君） それでは、議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（熱川温泉しおかぜ広場）について、議案書の朗読をもちまして説明に代えさせていただきます。

ます。

議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（熱川温泉しおかぜ広場）。

東伊豆町防災公園の設置及び管理等に関する条例（平成28年東伊豆町条例第19号）第12条第1項の規定により、熱川温泉しおかぜ広場の指定管理者を次のとおり指定します。

施設の名称、熱川温泉しおかぜ広場。

指定管理者の所在地、東伊豆町稲取3354番地、同名称、東伊豆町観光協会。

指定の期間、令和4年7月1日から令和9年6月30日までの5年間となっております。

こちらにつきましては、従前の指定管理者でありました熱川温泉観光協会が解散され、新たに町内観光協会を統合して組織された東伊豆町観光協会を指定させていただくものでございます。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） 以前、熱川の会議に出席をさせていただいたときに、その中でこの有効活用というか利用の関係で話が出ました。そのときに、あそこの広場を使って事業収益を上げるようなことができないかということで、前課長だったんですけども、そのことを確認したときに、指定管理者の考え方でそれは構わないよというお話を伺ったんですけども、事業収益を上げるようなことがここで行われても大丈夫という認識でよろしいですか。

○議長（稲葉義仁君） 防災課長。

○防災課長（国持健一君） 今の御質問についてなんですけれども、防災公園指定管理につきまして、防災公園の条例第1条にて、防災対策の拠点及び災害時の避難場所として、町民の防災に対する意識の普及や啓発のため訓練を行うとともに、平常時の住民の交流促進、健康増進、地域産業の振興及びにぎわいの空間の創出を図ること等を目的に、東伊豆町防災公園を設置するとされています。

このことから、貸出しを行ったりイベントを行ったりというようなことは従前どおりされているかと思います。ただし、こちら防災公園という性格がありますので、防災上、不都合がある場合につきましては、許可ができないというようなことになっております。それ以外の場合につきましては、防災公園としての機能が損なわれない範囲で使用は可能と考えております。

今後は新管理者と相談をさせていただきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 1 番、楠山議員。

○1 番（楠山節雄君） ありがとうございます。

今、課長のほうから説明があったように、にぎわい創出だとかも含めていろいろな使途を目的に施設整備がされた、あそこの広い空間が年間を通じて有効活用されたほうがいいなというふうな考え方の中で、その辺が防災公園という主の目的、それを逸脱しないような事業展開であれば収益を上げるような事業展開も可能ということによろしいですか。

実は今度東伊豆町観光協会に委託をするわけなんですけれども、町観もやっぱり自主財源の確保というのが課題になっておりまして、少しでもそこで収益を上げて自主財源の確保ができる、そういう展開が図ればいいのかということでもちょっと確認の意味でさせていただきました。

○議長（稲葉義仁君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（熱川温泉しおかぜ広場）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第29号 財産の取得について

○議長（稲葉義仁君） 日程第5 議案第29号 財産の取得についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第29号 財産の取得について、提案理由を申し上げます。

去る5月25日に執行された随意契約の結果、契約金額2,156万円で、株式会社モリタ東京支店と売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び東伊豆町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本事業につきましては、東伊豆町消防団第4分団消防ポンプ自動車が入庫から22年を経過し老朽化したこと及び自動車運転免許制度の改正等により更新する必要があることから、購入するものであります。

詳細につきましては、防災課長より説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 防災課長。

○防災課長（国持健一君） ただいま提案されました議案第29号 財産の取得について、概要を説明させていただきます。

購入する財産及び数量、東伊豆町消防団第4分団消防ポンプ自動車1台。

契約の方法、随意契約。

契約の金額、2,156万円。

契約の相手方、株式会社モリタ東京支店、支店長、山北忠司。

今回契約を締結します消防ポンプ車につきましては、平成12年の導入から22年を経過し、老朽化も進み、部品等の調達が難しくなったことに加え、平成29年3月の自動車運転免許制度の改正により、平成29年3月以降に普通免許証を取得した団員が現行のポンプ自動車の運転ができなくなったことなど、今後入団される団員への対応を考慮し、普通免許で運転が可能な車両を更新する内容でございます。

更新する車両の詳細につきましては、お手元の議案書の2枚目、3枚目でございます参考資料を御覧いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第29号 財産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第30号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算(第2号)

○議長(稲葉義仁君) 日程第6 議案第30号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました議案第30号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に1億7,542万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出の予算の総額を56億4,926万6,000円とするものであります。

一般会計では当初予算が骨格予算としての位置づけであったため、今回の補正予算では肉付け予算を加えた内容となっております。

それでは、まず歳入の主なものですが、地方創生臨時交付金や4回目の新型コロナウイルスワクチン接種事業、低所得の子育て世帯及び住民税非課税世帯等への給付金事業に係る国庫支出金を増額しております。

次に、歳出の主な内容ですが、地方創生臨時交付金事業として、プレミアム商品券事業など経済対策や、高齢者へのスマートフォン普及促進事業など情報化推進に係る経費を計上い

たしました。また、防災ハザードマップや、幼稚園送迎バス購入費等を増額して、安全・安心の確保を進めてまいります。

そのほか、早急な対応を要する項目について予算措置をいたしたところであります。

必要な財源配分を行った後の不足額について、財政調整基金積立金の減額措置により調整させていただきましたので、御理解をお願いいたします。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第30号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）について、概要を御説明いたします。

令和4年度東伊豆町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,542万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億4,926万6,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、「第2表地方債補正」によります。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、補正前の金額に5,550万5,000円を追加し、6,565万7,000円といたします。

1節社会福祉費補助金、細節4保育士等处遇改善臨時特例交付金198万4,000円の増につきましては、保育士等の給与を3%引き上げるための国庫補助金であります。細節5低所得の子育て世帯生活支援給付事業費補助金595万円の増、細節6事務費補助金180万円の増、細節7住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業費補助金4,000万円の増、細節8事務費補助金302万6,000円の増につきましては、歳出でこの後の説明いたします給付金事業の国庫補助金であります。

2節児童福祉費補助金、細節1次世代育成支援対策交付金274万5,000円の増につきましては、保健福祉センターの特別浴室を改修して実施する子供・家庭総合支援拠点改修事業に伴

う国庫補助金であります。

2 目衛生費国庫補助金、補正前の金額に512万5,000円を追加し、2,048万9,000円といたします。

1 節保健衛生費補助金、細節 4 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 512万5,000円の増につきましては、4 回目のワクチン接種事業に対する国庫補助金の増額であります。

3 目農林水産業費国庫補助金、補正前の金額に300万円を追加し、1,604万8,000円といたします。

1 節農業費補助金、細節 4 農地利用効率化等支援交付金300万円の増につきましては、農業者のビニールハウス建設事業に関わる国庫補助分となります。

7 目総務費国庫補助金、補正前の金額に 1 億253万3,000円を追加し、1 億1,579万4,000円といたします。

1 節総務費補助金、細節 4 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1 億253万3,000円の増につきましては、国の令和 3 年度補正予算により決定し、令和 4 年度に交付を受けるものでございます。

8 ページ、9 ページを御覧願います。

16 款県支出金、2 項県補助金、6 目消防費県補助金、補正前の金額に218万円を追加し、2,324万3,000円といたします。

1 節地震対策費補助金、細節 2 地震・津波対策等減災交付金218万円の増につきましては、ハザードマップ作成事業や消防団資機材整備事業に係る県補助金の増額になります。

22 款 1 項町債、6 目教育債、補正前の金額に540万円を追加し、540万円といたします。

3 節幼稚園債、細節 1 幼稚園送迎バス整備事業540万円の増につきましては、幼稚園送迎バス導入に関わる起債分の増額であります。

10 ページ、11 ページを御覧願います。

次に 3、歳出について御説明いたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、5 目財産管理費、補正前の金額に450万円を追加し、8,155 万円といたします。

事業コード 1 庁舎維持管理事業、14 節工事請負費、細節 3 庁舎浄化槽改修工事の増につきましては、エア漏れ等が起きている浄化槽を緊急で改修するための増額であります。

9 目企画費、補正前の金額に902万円を追加し、5,386万2,000円といたします。

事業コード6 新型コロナウイルス感染症対策事業（企画費）、18節負担金補助及び交付金、細節1 高齢者スマートフォン普及促進事業補助金300万円の増につきましては、新規にスマートフォンを購入する高齢者に対して補助金を交付するための増額であります。細節2 情報配信推進事業補助金540万円の増につきましては、町の公式ラインアカウントを登録した町民に対して割引クーポンを配布するものでございます。

17目財政調整基金、補正前の金額から4,150万円を減額し、5,850万円といたします。

事業コード1 財政調整基金管理事業、24節積立金、細節1 基金積立金4,150万円の減につきましては、今回の補正予算における歳入歳出予算の財源不足を調整するため減額するものであります。

なお、補正後の財政調整基金残高は約13億2,250万円となります。

2 款総務費、2 項徴税費、1 目税務総務費、補正前の金額に200万円を追加し、7,299万2,000円といたします。

事業コード1 税務総務事業、22節償還金利子及び割引料、細節1 町税過誤納還付金200万円の増につきましては、法人町民税予定納税事業者における高額の還付見込みにより増額するものであります。

12ページ、13ページを御覧願います。

3 款民生費、1 項社会福祉費、9 目低所得の子育て世帯生活支援給付事業費、補正前の金額に1,004万2,000円を追加し、1,004万2,000円といたします。

事業コード1 低所得の子育て世帯生活支援給付事業、12節委託料、細節1 システム改修委託料110万円の増及び18節負担金補助及び交付金、細節1 低所得の子育て世帯生活支援給付金595万円の増につきましては、低所得の子育て世帯に対し児童1人当たり5万円を給付するものであります。

22節償還金利子及び割引料、細節1 低所得の子育て世帯生活支援給付事業費過年度返還金165万円の増につきましては、昨年度の事業完了に伴い精算を行うものであります。

11目子育て世帯等への臨時特別給付金給付事業費、補正前の金額に4,334万9,000円を追加し、4,334万9,000円といたします。

事業コード2 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業、14ページ、15ページを御覧願います。

12節委託料、細節1 給付事務委託料253万円の増及び18節負担金補助及び交付金、細節1 非課税世帯等に対する臨時特別給付金4,000万円の増につきましては、住民税非課税世帯へ

1 世帯当たり10万円を給付するための事業費であります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、補正前の金額に198万4,000円を追加し、2 億3,571万5,000円といたします。

事業コード4 保育園事業、18節負担金補助及び交付金、細節3 保育士等处遇改善臨時特例事業補助金147万8,000円の増につきましては、保育士等の給料を3%引き上げるための措置でございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費、補正前の金額に806万6,000円を追加し、7,622万9,000円といたします。

事業コード4 新型コロナウイルスワクチン接種事業、3 節職員手当、細節6 時間外手当222万円。

16ページ、17ページを御覧願います。

12節委託料、細節2 コールセンター委託料227万1,000円及び18節負担金補助及び交付金、細節2 救急体制協力金200万円の増につきましては、4 回目のワクチン接種による事業費の増額であります。

7 目保健・福祉センター費、補正前の金額に907万5,000円を追加し、3,943万5,000円といたします。

事業コード1 保健・福祉センター維持管理事業、14節工事請負費、細節2 特別浴室改修工事の増につきましては、特別浴室を改修し子供・家庭総合支援拠点として活用するものであります。細節3 空調機更新工事の増につきましては、1 階相談室の空調設備を更新するための増額であります。

5 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、補正前の金額に300万円を追加し、1,631万8,000円といたします。

事業コード1 農業振興事業、18節負担金補助及び交付金、細節9 農地利用効率化等支援交付金300万円の増につきましては、農業者のビニールハウス建設事業費を補助するための増額であります。

18ページ、19ページを御覧願います。

6 款1 項商工費、2 目商工振興費、補正前の金額に8,596万1,000円を追加し、1 億2,737万5,000円といたします。

事業コード4 新型コロナウイルス感染症対策事業（商工費）、12節委託料、細節1 プレミアム商品券発行事業業務委託料2,230万円の増につきましては、プレミアム率33%の商品券

の発行事業を商工会へ委託するものであります。

18節負担金補助及び交付金、細節1小規模事業者デジタル化推進事業補助金500万円の増につきましては、町内店舗事業者へのキャッシュレス決済やW i - F i 導入費用を補助するものであります。細節2宿泊割引キャンペーン事業補助金2,248万1,000円の増につきましては、東伊豆町民や賀茂地区住民、岡谷市民を対象とした宿泊割引キャンペーンを実施するものであります。細節3エージェント関連等誘客対策事業補助金2,388万円の増につきましては、旅行関連事業者を媒体とする誘客対策を実施いたします。細節4クーポン券発行事業補助金630万円の増につきましては、地域消費還元を目的に観光客にクーポンを配布するものであります。細節5新規事業参入者支援補助金600万円の増につきましては、町内での新規事業参入者を支援するために補助金を交付するものであります。

7款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費、補正前の金額に340万円を追加し、1億8,399万2,000円といたします。

事業コード1道路新設改良事業、12節委託料、細節4町道稲取片瀬線（白田川橋）計画策定業務委託料340万円の増につきましては、白田川橋の今後の在り方について検討を行うため、事業費を算定する委託料を増額するものであります。

20ページ、21ページを御覧願います。

8款1項消防費、2目非常備消防費、補正前の金額に600万9,000円を追加し、5,185万5,000円といたします。

事業コード1非常備消防事務事業、10節需用費、細節8被服費600万9,000円の増につきましては、消防団の防火帽や防火具、防火服等を整備するために増額するものであります。

4目防災対策費、補正前の金額に889万5,000円を追加し、4,865万5,000円といたします。

事業コード3地域防災計画等策定事業、12節委託料、細節1防災ハザードマップ作成業務委託料646万8,000円の増につきましては、冊子型の防災ハザードマップを作成し戸別配布するための事業費であります。

事業コード7防災施設等整備事業、17節備品購入費、細節1防災用器具備品112万2,000円の増におきましては、片瀬地区防災センター太陽光発電施設のG P S 不良によるリチウム電池の購入を行います。

22ページ、23ページを御覧願います。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正前の金額に350万円を追加し、1億1,761万3,000円といたします。

事業コード13新型コロナウイルス感染症対策事業（教育費）、10節需用費、細節1 消耗品費180万円の増及び17節備品購入費、細節1 学校用備品170万円の増につきましては、G I G Aスクール推進のため、端末上タッチペンの購入や事業支援コンテンツ、ロイロノート、プログラミング教材の導入を行うものであります。

4 項1 目幼稚園費、補正前の金額に810万円を追加し、8,291万9,000円といたします。

事業コード5 幼稚園統合整備事業、17節備品購入費、細節1 幼稚園送迎バス730万円の増につきましては、幼稚園の統合に向け老朽化した送迎バスを安全機能のついたものへ買い換えるための増額でもあります。

6 項保健体育費、1 目保健体育総務費、補正前の金額に600万円を追加し、2,221万2,000円といたします。

事業コード3 総合グラウンド等管理事業、14節工事請負費、細節2 野球場ベンチ改修工事の増につきましては、老朽化により天井が崩れ落ちる危険性があるベンチ2 基を撤去し新設する内容であります。

恐れ入りますが、3 ページへお戻りください。

第2 表地方債補正であります。幼稚園送迎バス整備事業に係る起債を追加しておりますので、御確認願います。

4 ページ、5 ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額54億7,384万5,000円に1 億7,542万1,000円を追加いたしまして56億4,926万6,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額54億7,384万5,000円に1 億7,542万1,000円を追加いたしまして、56億4,926万6,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国・県支出金が1 億6,912万1,000円の増、地方債が540万円の増、その他財源は90万円の増といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番、楠山議員。

○1 番（楠山節雄君） すみません。議案の説明会等で説明を受けたことですが、ちょっと再度確認をさせていただきたいなと思います。

ページ、11ページ、総務費の負担金補助及び交付金の関係なんですけれども、高齢者のスマートフォンと、その下の情報発信の関係なんですけれども、これはPRの方法はどういうふうな形で町民に対してPRをするのかということと、あと予算措置されていますけれども、この範囲で多分足りるのかなと思うんですけども、例えば、これを超えての申込み等があったとき、補正対応等で対応するのか、この辺の取扱いはいつからだとかと、その辺もう一度ちょっと教えていただけますか。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） スマートフォンの高齢者への補助金と情報配信推進事業につきましては、これはLINEクーポンの発行ということになります。

PRについては、双方ともチラシを作る予定になっております。スマートホームページですとか情報配信メールですとか、そういった手段でPRをしていきたいと思っております。

スマホのほうは、この間の全員協議会のほうで議会のほうの御理解をいただきまして、予算が通る前のPRしてもいいよということでしたので、今週の月曜日に回覧のほうを回らせていただいて、既に昨日ぐらいからお問合せのほうをいただいているような状況となっております。

両方とも現段階で補正予算で対応するとかということとはちょっとお話しできないんですが、両方とも町とすると今後のDXの進展に高齢者の方にも少しでもデジタル機器を使うことによって、便利になります、そういう恩恵にあずかっていただきたいということがございますので、もし予算オーバーするぐらい応募ですとか使用ですとかがあった場合には、また町長と議会とも相談をして対応について検討したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） 先行でPRをするということは、議会のほうの了解ももらって実施をしていると思うんですけども、こういう下の情報の関係については、若い人たちもホームページだとかメール等で確認ができるかなと思うんですけども、やっぱり高齢者、スマートフォンも含めてなかなかその辺がうまく町民に伝わるのかなという、やっぱり心配があったりして、例えば、伊豆新聞さんあたりをお願いをして新聞記事として取り上げていただくとかという、その考え方はありませんか。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 月に一度、町長交えて情報交換会といって下田記者クラブさ

んと情報交換会をしております、その中で既にこのスマートフォンのことについても情報提供しております、今後記事にさせていただけるというふうに考えております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） ほかに質疑ありませんか。

7番、須佐議員。

○7番（須佐 衛君） 3点ほどお伺いしたいと思います。

まず、11ページにあります、今開いているかと思えますけれども、この自治振興費、二次交通確保実証事業委託料についてです。

こちらにつきまして、この80万円のうち20万円が広告費、4分の1が広告費ということで、こちらの広告内容をお聞かせ願いたい。

それと以前、議案の説明会のときにこの車を止める場所の駐車料のことというのをちょっとお聞きしたと思いますので、その辺のところどうなっているのかお聞きしたいと思います。

それと、17ページになります。農業費、農業振興費、農業振興事業ということで農地の利用効率化等支援交付金300万についてですが、これ当初予算でない項目だったかと思えます。この農業者の方がハウスを造りたいということで手を挙げられた。今後もこういう形の手挙げがあった場合には積極的に支援、これ国からの補助金だと思えますけれども、対応されるかどうか、ちょっとその辺のところもお聞きしたいと思います。

それから、19ページになりますが、商工振興費ということで宿泊割引キャンペーン事業補助金2,248万1,000円、今報道によりますと、G o T o トラベル等もまた始まるのではないかなという話があります。そうしますと、こういったような補助金といえますか、これサービスが重なる場合もあるかと思えますけれども、その辺の対応等どう整理されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 御質問いただいた二次交通確保実証事業につきましては、町内でタクシーが減っているというようなこともありまして、観光客の足である二次交通があまり便利ではないと、これを解消できないかということで町内にシェアカーを設置するという事業になっております。

御質問いただいた広告費については、SNS等への広告の出稿ですとか、また観光客の皆さんが中心にお使いになっていただくことになると思えますので、チラシ等を制作して各ホテル、旅館へ配架するというようなところを考えております。

設置についての駐車場についてですが、これまだ予算が通る前の話しでしたので、正式に今のところ駅に置くつもりですが、伊豆急行さんと内々に御協力いただきたいという話はありますが、それが無料で御協力いただけるものなのか、月額少し駐車料金をお支払いすることになるのかということは現段階では決まっておりません。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 観光産業課長。

○観光産業課長（山田義則君） それでは、まず農地利用効率化等の支援交付金についてなんですけれども、これ今回の補正という扱いになったんですけれども。今回この補正の事業プラス県単事業ということで、県のその事業がある程度見通しが立たないと町のほうも並行して計上できないという形で今回補正という形になりました。

今後のこのような新規の施設建設等の支援なんですけれども、農業者のほうから希望があって申請等がしたいということになれば、町としても積極的に対応のほうは図っていきたいと思います。

そして、宿泊割引クーポンの関係ですね。これは、マイクロツーリズム的なものプラス岡谷市という姉妹都市、こちらを対象にした宿泊キャンペーンになるんですけれども、G o T oの場合は、大体首都圏のお客さんがかなり多くなると思います。ということで、客の地域性はちょっとバッティングしない形になろうかと思いますので、ここら辺は粛々と進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第30号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 31 号 令和 4 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算
(第 1 号)

○議長（稲葉義仁君） 日程第 7 議案第 31 号 令和 4 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第 31 号 令和 4 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 200 万 1,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 17 億 3,598 万 8,000 円とするものであります。

内容を申し上げますと、歳入では、保健福祉センターで実施しております国保ヘルスアップ事業に係る特別交付金の増額であります。

歳出につきましては、国保ヘルスアップ事業に係る委託料の増額であります。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤徳人君） ただいま提案されました議案第 31 号 令和 4 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、概要を説明させていただきます。

令和 4 年度東伊豆町の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 200 万 1,000 円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ 17 億 3,598 万 8,000 円といたします。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5 ページ、6 ページをお開きください。

歳入の主な内容について説明させていただきます。

4 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金、補正前の額に200万1,000円を追加し、12億8,502万円といたします。

2 節特別交付金、細節 1 保険者努力支援分160万1,000円及び細節 2 特別調整交付金40万円の増は、歳出において保健事業費の特定健康診査等事業費を増額補正するため、その分の交付金を増額するものです。

7 ページ、8 ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について説明させていただきます。

6 款保健事業費、2 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費、補正前の額に200万1,000円を追加し、2,717万9,000円といたします。

12節委託料、細節 5 生活習慣病重症化予防における保健指導委託料104万6,000円及び細節 6 健康教育委託料95万5,000円は、特定健康診査等事業費に係る経費の増額であります。

恐れ入りますが、3 ページ、4 ページへお戻りください。

ただいま御説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額17億3,398万7,000円に200万1,000円を追加しまして、17億3,598万8,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額17億3,398万7,000円に200万1,000円を追加いたしまして、17億3,598万8,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国・県支出金200万1,000円の増といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第31号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 32 号 令和 4 年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算
(第 1 号)

○議長（稲葉義仁君） 日程第 8 議案第 32 号 令和 4 年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） 議案第 32 号 令和 4 年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 448 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 698 万 9,000 円とするものであります。

町営風力発電施設の撤去時期が未定であることから、メンテナンス費用等を追加するものです。また、その費用について、GPSホールディングスに負担していただくことから、負担金についても追加しております。

詳細につきましては、企画調整課長より御説明いたしますので、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） ただいま提案されました議案第 32 号 令和 4 年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

令和 4 年度東伊豆町の風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 448 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 698 万 9,000 円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

5ページ、6ページをお開きください。

歳入ですが、2款諸収入、1項1目1節雑入、細節1メンテナンス費用等負担金448万9,000円の増は、町営風力発電施設の民間企業への譲渡の可否が決定するまでの間にかかった風車の維持経費について、GPS Sホールディングスに御負担いただけることが確定したことから予算を計上するものです。

7ページ、8ページをお開きください。

次に、歳出ですが、1款電気事業費、1項1目風力発電事業費、10節需用費、細節4光熱水費234万円、12節委託料、細節1発電施設保安管理委託料98万2,000円については、風車の譲渡時期が未確定であることから年度末までの費用の見込みを補正するものです。

3ページ、4ページにお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で補正内容を総括してあります。

補正前の歳入歳出予算の総額250万円に歳入歳出それぞれ448万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ698万9,000円とします。

なお、補正予算の財源は全て特定財源となっています。

以上、簡単ですが、御説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

11番、藤井議員。

○11番（藤井廣明君） これはGPS Sさんに負担させるということですが、それでは直接負担させればいいだけのことであって、なぜ町を経由するのか、その点についてまず1点伺っておきます。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） これは本日の一般質問のほうでもお答えをさせていただきましたが、現在譲渡についての契約は済んでおりますが、風車建設が決定された時点で所有権がGPS Sのほうに移りますので、それまでの間の保守メンテナンスは町で行い、町が一度それについて支払いを行うものです。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

○11番（藤井廣明君） そうすると、これはいつまで支払うのか。それから、いつまでとか

来年度はどうかということとか、その後、本年度は補正の増額等はないのかどうかについて伺っておきます。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） いつまで支払うのかということですが、年度の途中で事業の実施が決まればその時点までで、町の支払いは終了するということになります。

今年度の今後の予定でございますが、今回の補正の内容が光熱水費、電気料ですとか電話料ですとか、若干月によっては上下するものですから、これで最終確定ということではございませんで、その不足等が生じた場合には再度補正予算をお願いするということもあるかのように思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） ほか質疑ございませんか。

7番、須佐議員。

○7番（須佐 衛君） この問題について、今、課長から企業側が払ってくれることが確定したという話がありましたけれども、確定というのは何か書面等でこうやり取りされていることなのか、どういう形なのか、ちょっとその辺の御説明いただきたいのと、今こういう形で補正予算が上がっている中で風車の状態ですね、今の風車の状態というのは本当に今大丈夫なのかどうか、ちょっとその辺のところもひとつ聞きたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 今回、町が支払ったものについてGPSに負担していただくということは契約の中に明示しているということで、以前から御説明しておりますが、その内容ということです。

現在の風力発電の風車の状況ですが、2年前に停止してからあまりいい状況ではございません。ですので、大丈夫かと言われると大丈夫な状態だというお答えはできないものですから、現在は風力発電所について立入禁止ということにさせていただいております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） ほか質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

11番、藤井議員。

○11番（藤井廣明君） 私は反対の立場で討論させていただきます。

まず、町が譲渡したという契約はもう済んだということは再三言明されております。そうしますと、町の所有は離れているわけですし、これは当町の所有権を離れた他人の物件に対して町税を出費するということは、これはいかなものかと、違法、不当なものではないかと私は考えますので、このような、それは契約に基づいていると言いますが、そうしますとその契約自体は議会には知らされておられません。それで、その契約自体が根拠として、言わば不当、不法なものではないかというふうに思いますので、このような形で町が既に譲渡したものに対して厳しい財源の中から、町税の中から負担するということに関しては、私は反対であります。

○議長（稲葉義仁君） ただいま本案に反対する者の討論がございました。

次に、本案に賛成する者の発言がもしございましたらお願いいたします。討論ございますか。ございませんか。

2番、笠井議員。

○2番（笠井政明君） 私は賛成の立場で討論させていただきます。

まず、課長の説明のとおり、譲渡契約自体は結ばれているということでしたが、所有権に関してはまだ東伊豆町にあるという御説明でよろしかったと思います。

ですから、管理責任としては東伊豆町にあるということで、私は認識をしております。

また、この金額に関しては、GPSホールディングスのほうから入金があり、それを当て込むということで説明いただいていると理解しておりますので、町税を勝手に使ってしまうという藤井議員の考え方には賛成できませんので、私はこの議案に対しては賛成の立場で意見をさせていただきました。

○議長（稲葉義仁君） ほかに討論ございませんか。

7番、須佐議員。

○7番（須佐 衛君） 私も、こちらの補正予算については反対の立場で討論させていただきます。

今、課長からありましたように、風車の状態が非常に危険な状態であるということであるならば、すぐさま撤去しなさいと言いたいです。町が会社側と信頼関係に基づいて契約を結んだという話であるならば、町が立て替えて撤去をして後から企業に払ってもらえばいいのではないのでしょうか。

一番大切なのは、あの風車の今危ないという、やはり危険性であって、これは町民に被害

を与える可能性もあるというものです。

ですので、このような補正予算という形ではなく、撤去をするという方向で私は討論させていただきました。

○議長（稲葉義仁君） ほかに討論ございませんか。

1 番、楠山議員。

○1 番（楠山節雄君） この風車の問題については、企画の課長からもう何回となく説明をいただいて、事業執行が決定をされた時点でGPS側に移行するというお話も聞いて、それを承諾しています。

税金を投入をするということですが、これは使った税金というより、支払ったものは全てGPSから納付がされているということで町の税負担は全くない状況というふうなこと。それから、危険な状況にあるということは、担当課も承知をしていて立入禁止の措置もしっかりと取られているということです。私は賛成ということで申し述べたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） それでは、これで討論を終結いたします。

これより議案第32号 令和4年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 報告第1号 令和3年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰計算書の報告について

○議長（稲葉義仁君） 日程第9 報告第1号 令和3年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰計算書の報告についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました報告第1号 令和3年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地域公共交通対策事業等計12事業の総額5億8,030万3,000円のうち、2億4,188万6,000円を令和4年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、ここに報告するものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました報告第1号 令和3年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明させていただきます。

本件につきましては、令和4年度東伊豆町議会3月定例会において、東伊豆町一般会計補正予算により、繰越明許費の設定を御承認いただきました12事業につきまして、それぞれの繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

内容につきましては、令和3年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書に記載しております地域公共交通対策事業では、鉄道施設老朽化対策事業補助金は66万7,000円、戸籍住民基本台帳管理事業では戸籍電算システム改修委託料が352万円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業では給付金等が550万5,000円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業では給付金等が6,966万6,000円、保健・福祉センター維持管理事業では屋内消火栓等改修工事が198万円、ごみ処理対策事業では町指定ごみ袋製造委託料が1,845万4,000円、漁港整備事業では白田漁港津波対策整備工事が2,390万8,000円、道路新設改良事業では道路橋りょう補修工事（大川栈道橋、湯ヶ岡赤川線）詳細設計業務委託料が1億860万円、河川改修事業では湯ヶ岡赤川線改築事業附帯工事等が395万4,000円、新型コロナウイルス感染症対策事業（教育費）、幼稚園運営事業及び幼稚園施設維持管理事業では感染対象対策の備品、消耗品購入等で計563万2,000円、計12事業、合計で2億4,188万6,000円を令和4年度へ繰り越すものであります。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

◎日程第 10 報告第 2 号 令和 3 年度東伊豆町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（稲葉義仁君） 日程第10 報告第 2 号 令和 3 年度東伊豆町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました報告第 2 号 令和 3 年度東伊豆町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、提案理由を申し上げます。

本件につきましては、令和 3 年度の新規井戸整備事業等において、事業に遅延が生じたことなどにより、予算額 1 億8,395万円を令和 4 年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第 3 項の規定により、予算繰越計算書を調製し、ここに報告するものであります。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） ただいま提案されました報告第 2 号 令和 3 年度東伊豆町水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明いたします。

初めに、地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越しといたしまして、1 款資本的支出、1 項建設改良費、東伊豆町水道事業変更認可申請業務におきまして、新規井戸整備に遅延が生じたため、1,200万円を繰越しといたしました。

次に、地方公営企業法第26条第 2 項ただし書の規定による事故繰越しといたしまして、収益的支出の 1 款水道事業費用、1 項営業費用、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務におきまして、廃棄物の年度内受入れが不可能だったため200万円を繰越しといたしました。

次に、資本的支出の 1 款資本的支出、1 項建設改良費、新規井戸 4・5 号整備事業におきまして、商用電力受電に遅延が生じ工期を延長したため 1 億3,410万円を繰越しといたしま

した。

次に、新白田浄水場基本設計業務におきまして、高濁度時の水処理方法の検討に不測の日数を要したため2,585万円を繰越しといたしました。

次に、東伊豆町水道用水供給事業認可申請等業務におきまして、町と民営簡易水道事業との間で申請書類提出の日程調整に不測の日数を要したため1,000万円を繰越しといたしました。

各事業の繰越額及び財源内訳等は資料に記載のとおりであります。上段の地方公営企業法第26条第1項の規定による繰越額が1,200万円、下段の地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による繰越額が1億7,195万円、合計で1億8,395万円を令和4年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告するものであります。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

◎日程第11 同意案第11号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（稲葉義仁君） 日程第11 同意案第11号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についての同意を求める件を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 同意案第11号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について、下記の者を東伊豆町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町奈良本。

氏名、松井和司。

提案理由を申し上げます。

現任の太田正一委員が令和4年6月30日をもって任期満了となるため、選任をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております同意案第11号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第12 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（稲葉義仁君） 日程第12 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、外岡恵美子。

提案理由を申し上げます。

現在、御活躍いただいております外岡恵美子氏の任期が、令和4年9月30日をもって満了となりますので、再任をお願いするものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

◎日程第13 常任委員会所管事務調査の報告について

○議長（稲葉義仁君） 日程第13 常任委員会所管事務調査の報告についてを議題とします。

本件について、総務経済常任委員長の報告を求めます。

7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） それでは、朗読をもって報告とさせていただきます。

令和4年6月9日。東伊豆町議会議長 稲葉義仁様。総務経済常任委員会委員長 須佐衛。

総務経済常任委員会報告書。

本委員会に付託された事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第77条の規定

により報告します。

おめくりください。

1、調査事件。

農漁業の事業継承・後継者問題について。

2、調査の経過。

(1) 会議回数、月日、場所、出席委員等。

会議回数につきましては、委員会が計6回ということで、意見交換会等も実施しました。

あとはこちら御参照ください。

3、調査に至る経緯。

事業継承と後継者問題に関する所管事務調査は、当常任委員会がコロナ禍で疲弊した町内産業の調査を行ってきた中で、少子高齢化の問題と併せて内在化している農漁業者の後継者問題に、特に着目して調査をすることになった。

4、調査の結果。

(1) 農業、漁業の現状。

①農家・農業者は、この20年間で40%以上が減少している。現在の販売農家の人員は、65歳以上の方が192人62.5%を占めている。

また、後継者を確保している農家は32軒18.3%である。

以下、農家数の推移でありますとか後継者確保状況、また販売農家人員の年齢構成等は、表のほうを見ていただきたいと思います。

②漁業者も、この20年間で船数、就業者がほぼ半減している。漁業の後継者も9軒18.0%にとどまっている状況でございます。

こちら漁業経営体数の推移、あるいは自家漁業の後継者の有無等につきましては、こちらの表のほうを御参照願いたいと思います。

③この間の新規参入者は、農漁業ともに1名ずつである。また現在、国・県の支援制度を活用しているのは、農業者で2名いる。

④農業者、漁業者とも、今後10年で大幅な減少が予想される。それは、産業としての農漁業の消滅を招きかねない。

⑤ハウスミカン、カーネーション、キンメダイなどの農水産物で、隆盛を築いた時期もある当町の農漁業であるが、産地間の競争が進み、従来の生産体制では経営を維持することが困難になっている。

⑥Uターンによる後継者や経営規模の拡大に取り組んだ農業者、漁業者については、困難を抱えながらも、販路の拡大などで意欲的な取組が行われている。

⑦農業者・漁業者ともに、「家業を継ぐ」という認識で継承されていることが多い。一度、町外で働いてもUターンで農漁業に就業している人が少なくはない。親の働く姿とともに、生産や漁の魅力により、農漁業の価値が伝えられているところでは、家業が継がれていることも感じた。

5、調査の中で明らかになった課題。

(1) 現在の農漁業者に届く支援を。

事業継承・後継者の確保からも、従事者の生産意欲を高める支援が必要不可欠である。また、安定した収入の確保につなげる支援を行政はすべきである。現在の経営の維持発展がなければ、次世代に継承できない。

①農業関係。

i 労働力の確保について。

農業経営を維持する、また、経営規模を拡大する上で、最大の課題は労働力の確保である。農業者の労働環境の改善、充実と併せて、町内外でパート、アルバイト、ボランティア等による労働力の確保が見込める体制、仕組みが必要である。

次のページをお願いします。

ii 活用できる農地を開示できる体制を整えることについて。

農地を借りたいが、農地所有者の貸出しの意向も分からず、行政でも教えてもらえないことが、規模拡大など経営計画を立案する上で障害となっている。所有者の意向を基に農地の情報開示ができるよう、農地台帳等の整備を進められたい。

iii 園地内の整備補修への支援について。

近年、自然災害の頻発化に伴い、防災対策や園地整備、道路整備等が欠かせなくなっているが、従前からあった生コン支給事業は終了している。農地を守ることは町を守ることに通じており、露地での生産を支援する事業を検討されたい。

②漁業関係。

i 食害対策に対する支援について。

せっかくキンメダイを釣り上げても途中でサメやバラムツ、イルカなどに奪われる事例が多くなっている。それに対し、花火（煙火）の資格取得や突き棒などによる野生生物の排除の検討も進んでいて、こうした取組を支援することを求めたい。

ii 漁業規格の拡大統一化について。

キンメダイの操業規制の検討も行われているが、静岡県は古くから一本釣りで行われている。神奈川、東京、千葉の周辺都県は、大型船による底引き網漁が中心となっており、網の目が細かくキンメダイの稚魚なども根こそぎ水揚げしている現状がある。

資源を守り、持続可能な漁業を目指して、漁網の網目の拡大と統一化が必要である。

iii 漁業への支援・施策について。

漁業への支援や施策は、農業への施策に比べ不十分な面も見受けられる。漁業への支援や施策も、農業と同等に充実させるよう検討されたい。

③農漁業に共通する事項。

i 燃油、資機材等の高騰は、経営を揺るがす大きな要因となっている。地方創生臨時交付金の活用等で支援を行うこと。

ii 販路開拓のために、ふるさと納税やネット販売も想定した個別売りに対応できる、町の“産直センター”のような施設・機能を検討すること。

iii 町の一次産業を後世へ伝えるため、農漁業の仕事の様子をプロモーションビデオに収めて学習教材とすること。また、学校給食等において地産地消への啓蒙の取組を強化すること。

iv 「こらっしえ」などの産直施設や町の観光イベント等において、農漁業の紹介や商品のアピールの機会を増やすこと。また、これまで活用されていない規格外品や魚種の活用についても研究を進められたい。

v 将来の後継者、農業漁業への参入・新規参入の拡大を図ること。

(2) 農漁業の未来を展望した基盤整備の推進を。

①農地の圃場整備に取り組む。

中山間地域整備事業での圃場整備は、新規参入や経営規模拡大の効果を上げていて、農業経営振興会や新規就農者からもその必要性が強く訴えられていた。町は国・県と連携を進めながら、未来を展望できる施策をいち早く着手すること。

②生産体制の維持・近代化の推進。

漁に欠かせない燃料、氷・冷凍施設など生産支援施設の老朽化が進んでおり、機能を維持確保するため伊豆漁協と連携して取り組まれたい。さらに、船の整備・近代化なども支援されたい。

③海洋資源の有効な活用に向けて。

町内の漁業の主要な商品は、テングサ、クジラ、マグロ、サバ、現在のキンメダイと時代

とともに変わってきた。沿岸漁業の中で、海洋資源について、魚、貝、テングサなど、資源の調査、活用について研究を行うこと。

④持続可能な地域の取組を。

世界情勢の急変により、肥料・飼料等の高騰も懸念されている。観光地である東伊豆町にとって、旅館等で廃棄される食物残渣を肥飼料に転化させる取組は非常に有意義で、町や関係機関において研究を進められたい。

(3) 新規参入者の課題。

①2年の研修と5年の実習スキームによる国・県の制度はあるが、年数で支援が切れてしまう。新規参入者は、就業の中で新たな課題に直面し克服することになる。新たな参入者を迎え入れるためにも、継続的な相談体制と柔軟な支援対応が望まれる。

②漁業者の新規参入では、研修のために乗り込む漁船が小さく対応が難しいという課題がある。他地域では大型船から独立する事例も見られることから、研修船や参入者への町独自の支援が検討されるべきである。

6、委員会の意見。

農漁業ともに、衰退の岐路に直面している。農漁業はなりわいとしてだけでなく、国土や山海の自然環境の保全、また町の観光を支える役割を担っている。町が、これまで農業振興、漁業振興について限定的な対応であったことが、今回の事業継承・後継者問題の調査で見えてきた。この問題を解決するためにも、農業振興、漁業振興に取り組むことを強く要望する。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で常任委員会所管事務調査の報告についてを終了いたします。

◎日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（稲葉義仁君） 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました本会議の会

期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（稲葉義仁君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年東伊豆町議会第2回定例会を閉会します。

長時間、お疲れさまでございました。

閉会 午後 4時16分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____